

第1章 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「平成 29 年改正法」という。）は平成 29 年 5 月 19 日に公布され、平成 29 年改正法第 1 条については、平成 30 年 4 月 1 日から施行され（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号））、平成 29 年改正法第 2 条については、平成 31 年 4 月 1 日から施行される（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 282 号））。

平成 29 年改正法第 1 条関係の政省令としては、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 269 号）が平成 29 年 10 月 25 日に、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 29 号）、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 30 号）、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 31 号。以下「第一段階改正指定調査機関等省令」という。）及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 32 号）が平成 29 年 12 月 27 日に公布され、いずれも平成 30 年 4 月 1 日から施行された。

また、平成 29 年改正法第 2 条関係の政省令としては、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 283 号。以下「第二段階改正令」という。）が平成 30 年 9 月 28 日に、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 3 号。以下「第二段階改正規則」という。）、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 4 号。以下「第二段階改正処理業省令」という。）及び土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 5 号。以下「第二段階改正指定調査機関等省令」という。）が平成 31 年 1 月 28 日に公布され、いずれも平成 31 年 4 月 1 日から施行される。

都道府県知事（第二段階改正令による改正後の土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 10 条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）におかれでは、平成 29 年改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の厳正かつ実効性のある施行について、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知。以下「通知」という。）に記載された事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願ひする。

なお、通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）（以下「旧施行通知」という。）、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行等について」（平成 29 年 12 月 27 日付け環水大土発第 1712271 号環境省水・大気環境局長通知）及び「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の土壤汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について」（平成 24 年 8 月 13 日付け環水大土発第 120813001 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止する（以上、通知の記の序文）。

1.1 土壤汚染対策法の目的（法第 1 条）

1.1.1 土壤汚染対策法の目的

土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする（法第 1 条）。

土壤汚染対策は、①新たな土壤汚染の発生を未然に防止すること、②適時適正に土壤汚染の状況を把握すること、③土壤汚染による人の健康被害を防止すること、の三つに大別される。これらのうち、新たな土壤汚染の発生を未然に防止するための対策は、有害物質を含む汚水等の地下浸透防止（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。））、有害物質を含む廃棄物の適正処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。））等により既に実施されている。

したがって、残る二つの対策、すなわち、適時適切に土壤汚染の状況を把握すること及び土壤汚染による人の健康被害を防止することが、法の主たる目的である（図1.1.1-1）。

1.1.2 法改正の経緯及び目的

(1) 平成21年の法改正の経緯及び目的

平成15年2月に施行された土壤汚染対策法（平成14年法律第53号、以下「制定法」という。）は、1.1.1に示した目的のため制定されたが、制定法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、制定法制定時に指摘された課題を整理検討するため、平成20年5月に中央環境審議会に対して今後の土壤汚染対策の在り方について諮問し、同年12月に答申がなされた（旧施行通知）。

この答申において、土壤汚染対策に関する現状と課題として、

- ①法に基づかない自主的な調査により土壤汚染が判明するが多く、このような自主的な調査により明らかとなつた土壤汚染地については、情報が開示され、適切かつ確実に管理・対策を進めることが必要であること
- ②法では「盛土」や「封じ込め」等の摂取経路を遮断する対策を基本としているが、実際には「掘削除去」という過剰な対策が取られるが多く、掘削除去が環境リスクの管理・低減の点から不適切な場合もあることを踏まえ、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて合理的で適切な対策が実施されるよう、指定区域については、環境リスクに応じた合理的な分類をすべきであること
- ③汚染された土壤の処理に関して、残土処分場や埋立地における不適正事例が顕在化しており、掘削除去が増加していることを踏まえ、これらの不適正な処理を防止するため、適正な処理の基準や是正措置を規定すべきであること

等が指摘された（旧施行通知）。

これらの課題を解説するため、平成22年4月の土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号、以下「平成21年改正法」という。）により、健康被害の防止という制定法の目的を継承しつつ、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等所要の措置が講じられた（旧施行通知）。

なお、制定法においては、「土壤汚染」は、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する、人の活動に伴つて生ずる土壤の汚染に限定されるものであり、自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかったが、汚染土壤（法第16条第1項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと及びかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する理由がないことから、自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤を法の対象とすることとした（旧施行通知）。

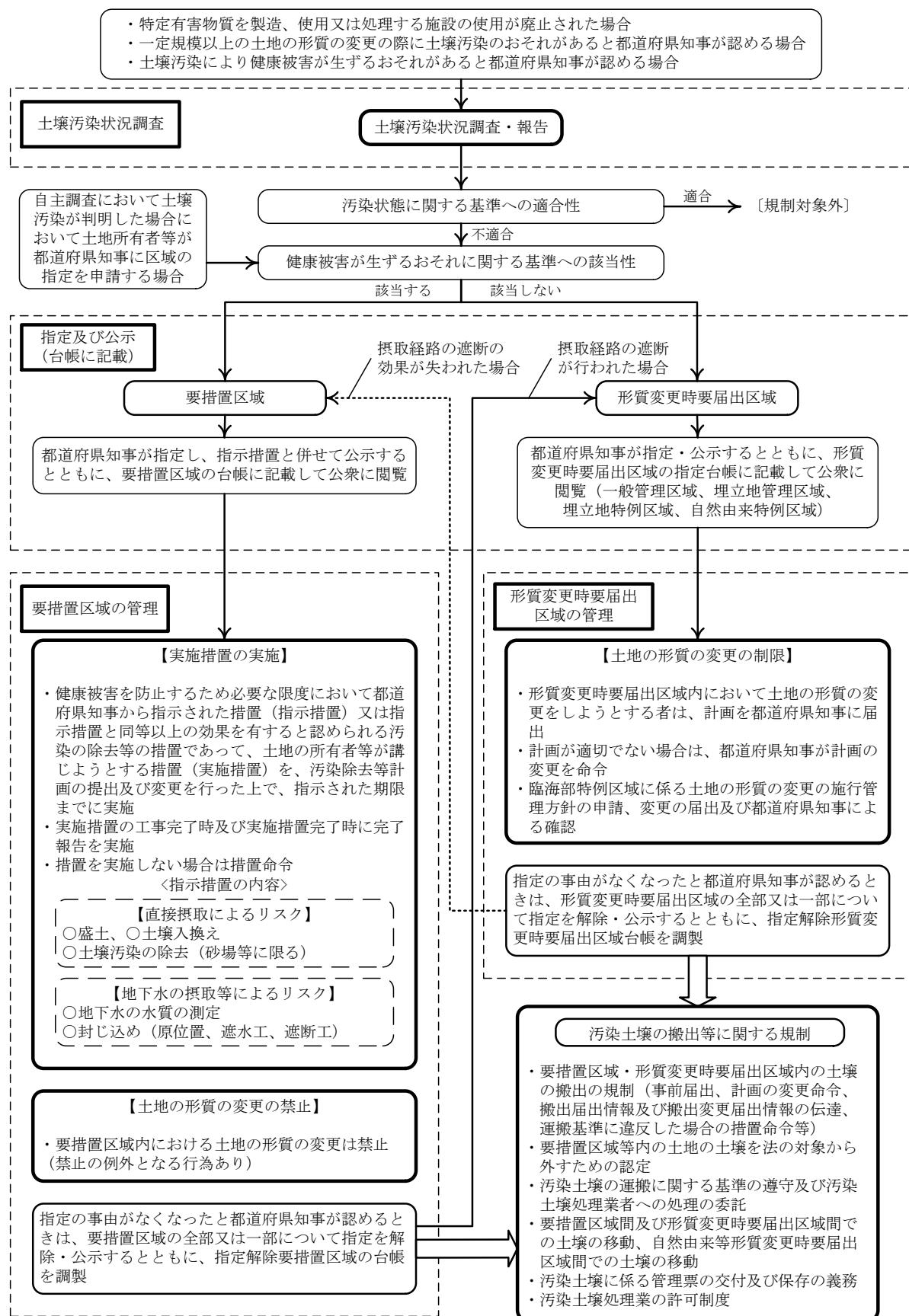


図 1.1.1-1 土壤汚染対策法の概要

(2) 平成 29 年の法改正の経緯及び目的

平成 21 年改正法の施行から 5 年が経過したことから、平成 27 年 12 月に今後の土壤汚染対策の在り方について中央環境審議会に諮問された。これを受け、同月、同審議会土壤農薬部会に土壤制度小委員会が設置され、平成 28 年 3 月から、自治体、産業界等からのヒアリングを行いつつ、今後の土壤汚染対策の在り方について検討が進められ、同年 12 月に、同小委員会における検討を踏まえた第一次答申がなされた（通知の記の第 1）。

第一次答申において、土壤汚染対策に関する課題として、

- ①工場が操業を続けている等の理由により土壤汚染状況調査が猶予されている土地において、土地の形質の変更を行う場合に汚染の拡散が懸念されること
- ②要措置区域において、土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）が実際に実施した措置について、都道府県知事が事前に確認する仕組みがなく、不適切な措置の実施等のおそれがあること
- ③形質変更時要届出区域においては、たとえ土地の状況から見て健康被害のおそれが少なくとも土地の形質の変更の度に事前届出が求められ、また、基準不適合が自然由来等による土壤であっても指定区域外に搬出される場合には汚染土壤処理施設での処理が義務付けられていることなど、リスクに応じた規制の合理化が必要であること

等が指摘されている（通知の記の第 1）。

これらの課題を解決するため、平成 29 年改正法では、土壤汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置を講じたところであり、平成 29 年改正法の概要は以下のとおりである（通知の記の第 1）。

(3) 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

調査が猶予されている土地の形質の変更を行う場合（軽易な行為等を除く。）には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする（通知の記の第 1 の 1）。

(4) 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする（通知の記の第 1 の 2）。

(5) リスクに応じた規制の合理化

- ①健康被害のおそれがない土地の形質の変更は、その施行方法等の方針についてあらかじめ都道府県知事の確認を受けた場合、工事ごとの事前届出に代えて年 1 回程度の事後届出とする（通知の記の第 1 の 3 (1)）。
- ②基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする（通知の記の第 1 の 3 (2)）。

(6) その他

土地の形質の変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に

係る規定の整備等を行う（通知の記の第1の4）。

- ※施行期日 (1)～(3)：公布の日から2年以内の政令で定める日（平成31年4月1日）
 (4)：公布の日から1年以内の政令で定める日（平成30年4月1日）

なお、法第4章において、汚染土壤（法第16条第1項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が設けられていること並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤をそれ以外の汚染土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤を法の対象とすることについては、従前のとおりである（通知の記の第1の4）。

1.1.3 平成29年改正法の施行まで及び施行後の経緯

(1) 平成21年改正法の施行及びそれ以前の経緯

- 平成15年 2月15日 ・土壤汚染対策法施行
- 平成20年 12月19日 ・中央環境審議会答申「今後の土壤汚染対策の在り方について」
- 平成21年 4月24日 ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布
- 平成21年 7月29日 ・中央環境審議会答申「今後の土壤汚染対策の在り方について
～土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に向けて～」
- 平成21年 10月15日 ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布
- 平成21年 10月22日 ・汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する省令公布
- 平成22年 2月26日 ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布
・汚染土壤処理業の許可の申請の手續等に関する省令の一部を改正する
省令公布
・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令
の一部を改正する省令公布
- 平成22年 4月1日 ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律全面施行
- 平成23年 7月8日 ・土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正す
る省令の一部を改正する省令公布及び施行
・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令公布及び施行

(2) 平成29年改正法の施行までの経緯

- 平成28年 12月12日 ・中央環境審議会「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」
- 平成29年 5月19日 ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布
- 平成29年 10月25日 ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布
- 平成29年 12月27日 ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布
・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令公布
・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令
の一部を改正する省令公布
・環境省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の管理等における
情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
公布
- 平成30年 4月1日 ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律第1条施行
・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令施行
・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行

- ・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令施行
 - ・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令施行
 - ・環境省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の管理等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令施行
- 平成 30 年 4 月 3 日
- ・中央環境審議会「今後の土壤汚染対策の在り方について（第二次答申）」
- 平成 30 年 6 月 18 日
- ・中央環境審議会「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（第 3 次答申）」
- 平成 30 年 9 月 28 日
- ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布
- 平成 31 年 1 月 28 日
- ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布
 - ・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令公布
 - ・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令公布
- 平成 31 年 4 月 1 日
- ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律第 2 条施行
 - ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令施行
 - ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行
 - ・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令施行
 - ・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令施行

(3) 平成 29 年改正法施行後の経緯

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 令和 4 年 3 月 24 日 | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布 |
| | ・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令公布 |
| 令和 4 年 7 月 1 日 | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行 |
| | ・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令施行 |

(4) 特定有害物質の見直し等に係る経緯

1) 1,1-ジクロロエチレンの基準見直しに係る経緯

- | | |
|------------------|--|
| 平成 26 年 7 月 28 日 | ・中央環境審議会「土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に關し必要な事項等について（第 1 次答申） 1,1-ジクロロエチレン」 |
| 平成 26 年 8 月 1 日 | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布・施行 |

2) クロロエチレンの特定有害物質への追加に係る経緯

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 27 年 12 月 28 日 | ・中央環境審議会「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に關し必要な事項について（第 2 次答申）」 |
| 平成 28 年 3 月 24 日 | ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布 |
| 平成 28 年 3 月 29 日 | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布 |
| | ・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令公布 |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令施行 |
| | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行 |

- ・汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令施行

3) 1,2-ジクロロエチレンに係る特定有害物質の見直しに係る経緯

| | |
|------------------|--|
| 平成 30 年 6 月 18 日 | ・中央環境審議会「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項等について（第 3 次答申）1,2-ジクロロエチレン」 |
| 平成 30 年 9 月 28 日 | ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布 |
| 平成 31 年 1 月 28 日 | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布 |
| 平成 31 年 4 月 1 日 | ・土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令施行 ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行 |

4) カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準の見直しに係る経緯

| | |
|-----------------|---|
| 令和 2 年 1 月 27 日 | ・中央環境審議会「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第 4 次答申）カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレン」 |
| 令和 2 年 4 月 2 日 | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布 |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | ・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行 |

1.1.4 測定対象とする土壤

法において測定対象とする土壤は、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗碎した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壤とされており、「粗碎」は土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこととしている（調査 19 号告示付表 2）。ここで、試料採取において岩盤を破碎して測定対象とすることは求めていないと留意されたい（通知の記の第 3 の 1 (6)④イ）。

なお、土壤溶出量調査に係る検液を作成する方法については、調査 18 号告示において引用する平成 3 年環境庁告示第 46 号（土壤の汚染に係る環境基準について）により、土壤含有量調査に係る検液を作成する方法については、調査 19 号告示により定められているが、土壤の汚染状態をより適切に分析できるよう手順の明確化を行う観点から、採取した土壤の風乾や粗碎の方法等について改正されたので、留意されたい（通知の記の第 3 の 1 (6)④イ）。

法は土壤を対象としており、岩盤は対象外としている。法の対象外とされる岩盤について、Appendix 「20. 土壤汚染対策法の適用外となる岩盤」に示すとおり、「マグマ等が直接固結した火成岩、堆積物が固結した堆積岩及びこれらの岩石が応力や熱により再固結した変成岩で構成された地盤」とした。ここで、「固結した状態」とは、指圧程度で土粒子に分離できない状態をいう。

1.2 特定有害物質（法第 2 条）

法の対象となる「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいい（法第 2 条）、政令において 26 物質が定められている（令第 1 条）。

特定有害物質は、第一種特定有害物質（12 物質）、第二種特定有害物質（9 物質）及び第三種特定有害物質（5 物質）からなる（規則第 4 条第 3 項第 2 号イ及びロ）。

平成 29 年改正法による改正前の土壤汚染対策法（旧法）においては、①有害物質を含む土壤を直接摂取すること、②土壤中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することの二つの経路に着目し、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 26 種類を、特定有害物質として政令で指定していたところである（旧法第 2 条第 1 項及び第二段階改正令による改正前の土壤汚染対策法施行令（平成 22 年改正令）第 1 条）。このうち、シス-1, 2-ジクロロエチレンについては、第二段階改正令により、1, 2-ジクロロエチレン（シス-1, 2-ジクロロエチレンとトランス-1, 2-ジクロロエチレンの和）に改正することとした。この 1, 2-ジクロロエチレンに係る特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項等については、「土壤の汚染に係る環境基準の見直し及び土壤汚染対策法の特定有害物質の見直し等に伴う土壤汚染対策法の運用について」（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903016 号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい（通知の記の第 2）。

分解生成物については、今回新たに規則別表第 1 を設けて特定有害物質の種類とそれぞれの分解生成物を示した。ここで、今回新たに四塩化炭素の分解生成物としてジクロロメタンが追加されている。なお、四塩化炭素からジクロロメタンへ分解する過程ではクロロホルムが生成するが、クロロホルムは法の特定有害物質ではない（通知の記の第 3 の 1 (5) ③イ）。

特定有害物質の見直しとしては、この他、平成 29 年 4 月 1 日にクロロエチレンが特定有害物質に追加されている。

これら 26 物質には、汚染された土壤からの溶出に起因する汚染地下水の摂取等によるリスクがある。また、これらのうちの 9 物質（第二種特定有害物質）については、汚染された土壤を直接摂取することによるリスクもある（表 1.2-1）。

図 1.2-1 に、規則別表第 1 に基づく特定有害物質の分解経路を示す。

表 1.2-1 法第2条第1項の特定有害物質

| 特定有害物質の種類 | 地下水の摂取等によるリスク | 直接摂取によるリスク | 分類 |
|--|---------------|------------|-------------------------|
| クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー) | ○ | — | 第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物) |
| 四塩化炭素 | ○ | — | |
| 1,2-ジクロロエタン | ○ | — | |
| 1,1-ジクロロエチレン (別名 塩化ビニリデン) | ○ | — | |
| 1,2-ジクロロエチレン | ○ | — | |
| 1,3-ジクロロプロペン (別名 D-D) | ○ | — | |
| ジクロロメタン (別名 塩化メチレン) | ○ | — | |
| テトラクロロエチレン | ○ | — | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | ○ | — | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | ○ | — | |
| トリクロロエチレン | ○ | — | |
| ベンゼン | ○ | — | |
| カドミウム及びその化合物 | ○ | ○ | |
| 六価クロム化合物 | ○ | ○ | |
| シアン化合物 | ○ | ○ | |
| 水銀及びその化合物 | ○ | ○ | 第二種特定有害物質 (重金属等) |
| セレン及びその化合物 | ○ | ○ | |
| 鉛及びその化合物 | ○ | ○ | |
| 砒素及びその化合物 | ○ | ○ | |
| ふつ素及びその化合物 | ○ | ○ | |
| ほう素及びその化合物 | ○ | ○ | |
| 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又はCAT) | ○ | — | |
| N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ) | ○ | — | 第三種特定有害物質 (農薬等) |
| テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム) | ○ | — | |
| ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB) | ○ | — | |
| 有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェルニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラシオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名 EPN) に限る。) | ○ | — | |

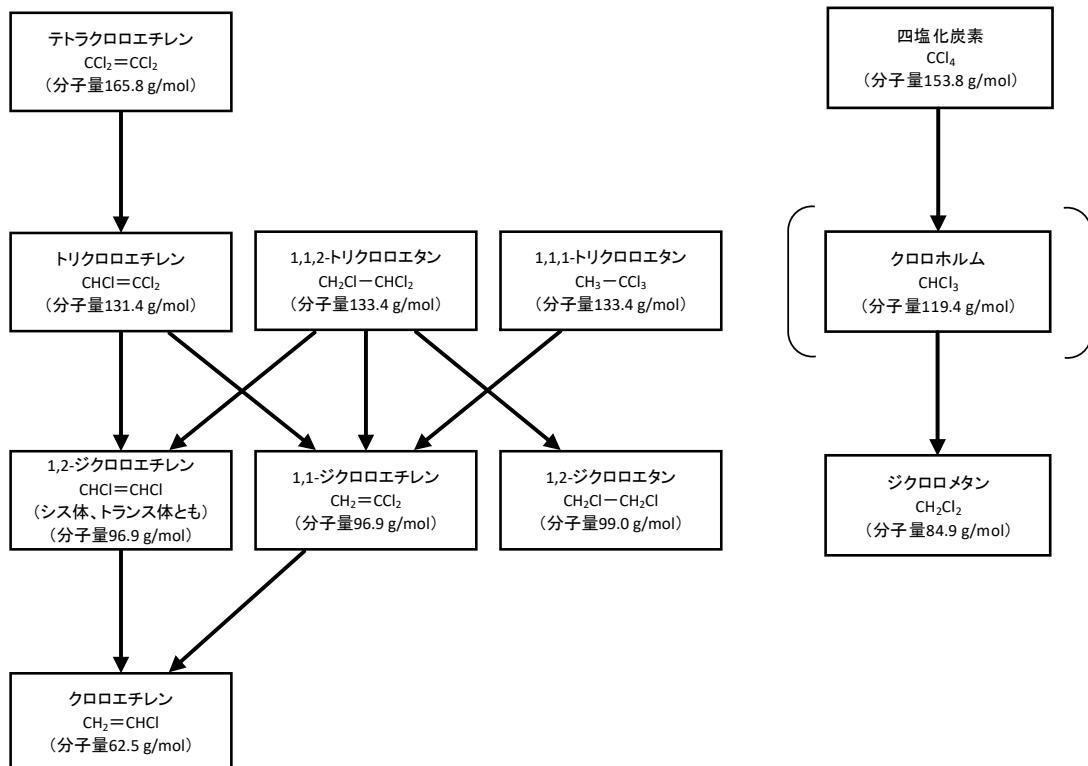


図 1. 2-1 特定有害物質の分解経路

1. 3 自然由来及び水面埋立て土砂由来の土壤汚染の取扱い

1. 3. 1 自然由来で特定有害物質により汚染された土壤の取扱いの基本的な考え方

法第4章において、汚染土壤（法第16条第1項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が設けられていること並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤をそれ以外の汚染土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤を法の対象とすることについては、従前のとおりである（通知の記の第1）。

土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等（地歴調査）の結果、土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等対象物質に係る汚染のおそれが自然に由来すると認められる場合の調査の方法は、自然に由来する汚染が地質的に同質な状態で広がっているという特性を踏まえ、適切かつ効率的な調査の観点から、汚染のおそれが自然又は水面埋立てに用いられた土砂以外（以下「人為等」という。）に由来する土地の場合とは別の調査方法としている（規則第10条の2第1項、通知の記の第3の1(7)）。

自然由来の土壤汚染のおそれがある土地については、規則第10条の2第1項及び第4項～第8項の調査方法（自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査）によって調査を行わなければならない（2.8参照）。

1.3.2 自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤により盛土又は埋め戻しが行われた場合の取扱い

汚染のおそれが自然に由来する土地に係る調査対象地において、当該調査対象地の土壤と同様の汚染状態にあるおそれがある土壤により盛土又は埋め戻しが行われたもの（以下「自然由来盛土等」という。）については、当該土壤について、自然由来で特定有害物質により汚染されたおそれのある地層を対象とした調査方法とは別の調査方法によって調査を行うこととした（規則第3条第6項第1号、規則第10条の2第2項、通知の記の第3の1(7)②）。

自然由来盛土等は、以下の①及び②の要件を満たした土壤により行われた盛土又は埋め戻しであることとした（規則第10条の2第2項、通知の記の第3の1(7)②ア）。

①調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壤が地表から10mまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壤であること（規則第10条の2第2項第1号）

調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染のおそれがある地層から掘削された土壤により行われた盛土又は埋め戻しであり、調査対象地において当該地層が地表から10mまでの深さより浅い位置に分布している場合をいい、当該土壤が掘削された土地における当該地層の深さは問わない。

②次のいずれかに該当すること（規則第10条の2第2項第2号、通知の記の第3の1(7)②ア(ロ)）

- ・自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が900m未満にある土地から掘削した土壤であること（規則第10条の2第2項第2号イ、通知の記の第3の1(7)②ア(ロ)）
- ・当該土壤の掘削を行った土地が、表1.3.2-1の左欄に掲げる汚染状態である場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であることが土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること（規則第10条の2第2項第2号ロ）。すなわち、盛土又は埋め戻しに使用した土壤の掘削を行った土地の汚染状態（土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への適合性をいう。）が、調査対象地の汚染状態よりも、汚染の程度が同等又は小さいこと（通知の記の第3の1(7)②ア(ロ)）

上記の②に示された土壤汚染状況調査の方法に準じた方法とは、規則第3条から第15条までに定められた土壤汚染状況調査の方法と同じ方法である。

表1.3.2-1は、調査対象地における自然由来の汚染状態に対し、調査対象地の盛土又は埋め戻しに用いられた土壤を掘削した土地の自然由来の汚染状態が同等又は軽微であった場合のみ、自然由来盛土等とみなすことが可能であることを示している。したがって、それ以外の場合には、自然由来で汚染された土地の土壤が盛土又は埋め戻しに使用されていたとしても、人為等由来で汚染された土壤で盛土又は埋め戻しが行われた土地として扱うことになる。

自然由来盛土等については、規則第10条の2第3項～第8項の調査方法（自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査（自然由来汚染調査））によって調査を行わなければならない（2.8参照）。

表 1.3.2-1 自然由来盛土等における汚染状態に関する要件（規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号口）

| 盛土又は埋め戻しに使用した土壤の 掘削を行った土地の汚染状態 | 調査対象地の汚染状態 |
|--|--|
| 土壤溶出量基準に適合しないものであって、 土壤含有量基準に適合するもの | 土壤溶出量基準に適合しないものであって、 土壤含有量基準に適合するもの |
| 土壤含有量基準に適合するもの | 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合 しないもの |
| 土壤溶出量基準に適合するものであって、土 壤含有量基準に適合しないもの | 土壤溶出量基準に適合するものであって、 土壤含有量基準に適合しないもの |
| 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合 しないもの | 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合 しないもの |

1.3.3 形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（自然由来特例区域）の該当性について

形質変更時要届出区域のうち、規則第 58 条第 5 項第 10 号に掲げる自然由来特例区域(1.6.2(1)参照)については、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があることから、自然由来特例区域である旨を台帳に記載した上で、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設けている（通知の記の第 4 の 2 (1)）。

自然由来特例区域は、形質変更時要届出区域（自然由来盛土等に使用した土壤がある区域を含む。）であって、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう（規則第 58 条第 5 項第 10 号）。

1.3.4 公有水面埋立地における特定有害物質で汚染された土壤の取扱いの基本的な考え方

土壤汚染状況調査における地歴調査の結果、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、当該土地の試料採取等対象物質に係る汚染のおそれが水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められる場合の調査の方法を別途定めた（規則第 10 条の 3、通知の記の第 3 の 1 (8)）。

公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地（以下「公有水面埋立地」という。）であり、かつ、調査対象地に専ら当該造成時の水面埋立て土砂に土壤汚染のおそれがあると認められるときは、規則第 10 条の 3 の調査方法（公有水面埋立法に基づき埋立てられた埋立地における調査（水面埋立て土砂由来汚染調査））によって調査を行わなければならない。

法では、公有水面埋立地における水面埋立て土砂に由来する土壤汚染について、公有水面の埋立て自体が人為的な行為であり、人為等汚染の一つであると捉えることもできるが、人為等由來

及び自然由来の土壤汚染とは区別して取り扱っている。

ここで、公有水面埋立地については、自然由来の土壤汚染のある土壤が水面埋立て土砂又は盛土材料として使用されている場合も想定されるが、規則第10条の3（水面埋立て土砂由来汚染調査）、埋立地管理区域及び埋立地特例区域を別途設定していることから、自然由来の土壤汚染として取り扱う対象には含めず、規則第10条の2に基づく調査の適用対象外としている。

また、公有水面埋立地において、水面埋立てが行われた後に自然由来の汚染土壤が搬入され、盛土又は埋土に用いられた場合、旧法では人為的原因による土壤汚染として扱うこととしていた。平成29年改正法全面施行後の法では、土壤汚染のおそれの原因ごとに試料採取等を行うこととしたことから、水面埋立て後に搬入された自然由来で汚染された土壤で盛土された場合であっても、自然由来盛土等の要件に該当するものである場合は自然由来盛土等として扱うこととしている。

1.3.5 形質変更時要届出区域であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものであつて一定の条件を満たすもの（埋立地特例区域）の該当性について

形質変更時要届出区域のうち、規則第58条第5項第11号に掲げる埋立地特例区域については、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があることから、埋立地特例区域である旨を台帳に記載した上で、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設けている（通知の記の第4の2(1)）。

1.4 要措置区域の指定に係る基準（法第6条）

要措置区域（1.6参照）の指定に係る要件として、「汚染状態に関する基準」と「健康被害が生ずるおそれに関する基準」が定められている（通知の記の第4の1(2)及び(3)）。

1.4.1 汚染状態に関する基準

要措置区域の指定基準のうち汚染状態に関する基準（法第6条第1項第1号）として、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準が表1.4.1-1に示すとおり定められている（規則第31条第1項及び第2項並びに別表第4及び別表第5）。

土壤溶出量基準は26種の全ての特定有害物質について、土壤含有量基準は第二種特定有害物質9物質について、それぞれ定められている。なお、土壤溶出量基準は、現行の土壤環境基準のうち溶出量に係るものと同じ数値となっている（通知の記の第4の1(2)）。

また、各特定有害物質について、地下水基準も表1.4.1-1に示すとおり定められている（規則第7条第1項及び別表第2）。

このほか、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壤溶出量の程度を表す指標として、第二溶出量基準が表1.4.1-1に示すとおり定められている（規則第9条第1項第2号及び別表第3）。

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤、すなわち、汚染状態に関する基準に適合しない土壤のことを「基準不適合土壤」という（規則第3条の2第1号）。

表 1.4.1-1 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）、地下水基準
及び第二溶出量基準

| 分類 | 特定有害物質の種類 | 土壤溶出量基準 (mg/L) | 土壤含有量基準 (mg/kg) | 地下水基準 (mg/L) | 第二溶出量基準 (mg/L) |
|-----------|----------------|----------------------------------|---------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 第一種特定有害物質 | クロロエチレン | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 | 0.02 以下 |
| | 四塩化炭素 | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 | 0.02 以下 |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.004 以下 | — | 0.004 以下 | 0.04 以下 |
| | 1,1-ジクロロエレン | 0.1 以下 | — | 0.1 以下 | 1 以下 |
| | 1,2-ジクロロエレン | 0.04 以下 | — | 0.04 以下 | 0.4 以下 |
| | 1,3-ジクロロプロパン | 0.002 以下 | — | 0.002 以下 | 0.02 以下 |
| | ジクロロメタン | 0.02 以下 | — | 0.02 以下 | 0.2 以下 |
| | テトラクロロエチレン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 | 0.1 以下 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 以下 | — | 1 以下 | 3 以下 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 以下 | — | 0.006 以下 | 0.06 以下 |
| | トリクロロエチレン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 | 0.1 以下 |
| | ベンゼン | 0.01 以下 | — | 0.01 以下 | 0.1 以下 |
| 第二種特定有害物質 | カドミウム及びその化合物 | 0.003 以下 | 45 以下 | 0.003 以下 | 0.09 以下 |
| | 六価クロム化合物 | 0.05 以下 | 250 以下 | 0.05 以下 | 1.5 以下 |
| | シアノ化合物 | 検出されないこと | 50 以下 (遊離シアノとして) | 検出されないこと | 1.0 以下 |
| | 水銀及びその化合物 | 水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと | 15 以下 | 水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと | 水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと |
| | セレン及びその化合物 | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 | 0.3 以下 |
| | 鉛及びその化合物 | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 | 0.3 以下 |
| | 砒素及びその化合物 | 0.01 以下 | 150 以下 | 0.01 以下 | 0.3 以下 |
| | ふつ素及びその化合物 | 0.8 以下 | 4,000 以下 | 0.8 以下 | 24 以下 |
| | ほう素及びその化合物 | 1 以下 | 4,000 以下 | 1 以下 | 30 以下 |
| 第三種特定有害物質 | シマジン | 0.003 以下 | — | 0.003 以下 | 0.03 以下 |
| | チオベンカルブ | 0.02 以下 | — | 0.02 以下 | 0.2 以下 |
| | チウラム | 0.006 以下 | — | 0.006 以下 | 0.06 以下 |
| | ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと | — | 検出されないこと | 0.003 以下 |
| | 有機りん化合物 | 検出されないこと | — | 検出されないこと | 1 以下 |

1.4.2 健康被害が生じるおそれに関する基準

要措置区域の指定基準のうち、健康被害が生じるおそれに関する基準（法第6条第1項第2号）は、基準不適合土壤に対する人のばく露の可能性があることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこととされている（令第5条第1号及び第2号、通知の記の第4の1(3)）。

(1) 人のばく露の可能性があること

「人のばく露の可能性がある」の判断基準は、土壤汚染の種類（地下水を経由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壤を直接摂取するリスクの観点からのものか）により異なり、具体的には1)又は2)のとおりである（通知の記の第4の1(3)①）。

1) 地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合

地下水経由の観点からの土壤汚染がある土地については、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、「人のばく露の可能性がある」と判断されることとなる（令第5条第1号イ、通知の記の第4の1(3)①ア）。

「地下水経由の観点からの土壤汚染」及び「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、法第5条第1項の調査の命令と同様であり（通知の記の第4の1(3)①ア）、次のとおりである（通知の記の第3の3(2)①）。

ア. 地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合

「地下水経由の観点からの土壤汚染」とは、土壤溶出量基準に適合しない土壤汚染である（規則第28条第1項、通知の記の第4の1(3)①アにおいて通知の記の第3の3(2)①ア(イ)を参照）。

イ. 周辺で地下水の飲用利用等がある場合

「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」とは、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、当該地下水が人の飲用利用に供されているなど、規則第30条各号に掲げる地点があることである（規則第30条、通知の記の第4の1(3)①アにおいて通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)を参照）。

(ア) 飲用利用等

規則第30条各号に掲げる地点は、次のとおりである。

- ①地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口（規則第30条第1号）
- ②地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口（規則第30条第2号）

- ③災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口（規則第30条第3号）
- ④地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点（規則第30条第4号）

ここで、「飲用利用」については、高濃度の地下水汚染が存在する可能性があり、飲用井戸等について、飲用頻度が低いことや何らかの浄化処理が行われていることをもって安全が担保されているとは言えないことから、浄水処理の有無や飲用頻度によらず、当該地下水が人の飲用に供されている場合は、ここでいう「飲用利用」に該当すると考えるべきである（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

上記、①～④の内容は、水濁法第14条の3の地下水の水質の浄化に係る措置命令（以下「浄化措置命令」という。）を発する際の要件に関する、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条の3第2項各号に定めるものと基本的には同じである。したがって、その考え方については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成8年10月1日付け環水管第275号、環水管第319号環境事務次官通達）第2の「1 措置命令」の項を参照されたい（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

なお、浄化措置命令の場合には、水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項各号に定める地点において同項に定める浄化基準を超過する必要があるが、本法の場合には、規則第30条各号に掲げる地点が地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内に存在すれば、必ずしも地下水基準を超過している必要がないことに留意されたい（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

上記①～④のうち、①に関しては、行政保有情報、近隣住民用のための回覧板、戸別訪問等により、「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」内に飲用井戸が存在しないことを確認し、かつ、当該区域において上水道が敷設されている場合等、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められない場合には、①に係る要件を満たさないものとし、さらに②から④までに係る要件を満たさないことをもって、形質変更時要届出区域に指定して差し支えない。なお、この場合において、飲用井戸の存在確認のための調査に協力しない者が区域の指定後に飲用井戸の存在を申し立てた場合であっても、当該形質変更時要届出区域の指定を解除し、要措置区域に指定することは要しないこととして運用されたい（通知の記の第4の1(3)①ア）。

(イ) 地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域

「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲を指し、特定有害物質の種類により、また、その場所における地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なるものである。この地下水汚染が到達する具体的な距離については、地層等の条件により大きく異なるため個々の事例ごとに地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定されることが望ましい（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

そのため、環境省において、場所ごとの条件に応じて地下水汚染が到達する可能性の

ある距離（以下「到達距離」という。）を計算するためのツールを作成し、環境省ホームページに公開することとした。当該ツールは、特定有害物質の種類、土質及び地形情報（動水勾配）の条件を入力することで到達距離を算出するものである。具体的な使用手順については、併せて環境省ホームページに公開するマニュアルのとおりであるが、条件の入力においては、土質が不明な場合は透水係数が最も大きい「礫」を選択するなどして、過小に距離を算出することのないようにされたい（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

なお、旧施行通知においては、一般的な地下水の実流速の下で地下水汚染が到達すると考えられる距離として表1.4.2-1に示す一般値を示していたところである。ここで、当該ツールによって算出される到達距離が汚染が到達するおそれのある距離を示すものであるものの、一般値が地下水汚染の到達距離の実例を踏まえて設定されたものであることを踏まえれば、当該ツールにより算出される到達距離が一般値を超える場合には、一般値を参考にして判断することが適当と考えられる（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

表1.4.2-1 地下水汚染が到達すると考えられる距離の一般値

| 特定有害物質の種類 | 一般値 (m) |
|---------------------------------|----------|
| 第一種特定有害物質 | 概ね 1,000 |
| 六価クロム | 概ね 500 |
| 砒素、ふつ素及びほう素 | 概ね 250 |
| シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質 | 概ね 80 |

また、地下水汚染の到達する可能性が高い範囲に関する距離以外の条件としては、原則として不圧地下水の主流動方向の左右それぞれ90度（全体で180度（当該地域が一定の勾配を持つこと等から地下水の主流動方向が大きく変化することがないと認められる場合には、左右それぞれ60度（全体で120度）））の範囲であること、水理基盤となる山地等及び一定条件を満たした河川等を超えないことが挙げられる（通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

到達距離について、Appendix「1. 特定有害物質を含む地下水が到達し得る『一定の範囲』の考え方」に詳細を示す。

ウ. 自然由来のみの土壤汚染の場合の取扱い

いわゆる自然由来のみの土壤汚染（自然由来盛土等の場合を含む。）については、地質的に同質な状態で汚染が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしてもその効果の発現を期待することができないのが通常の場合であると考えられる（通知の記の第4の1(3)①ア）。

このため、かかる土壤汚染地のうち土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、その周辺の土地に飲用井戸が存在する場合には、当該周辺の土地において上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準」（法第6条第1項第2号）に該当しないものとみなし、形質変更時要届出区域に指定するよう取り扱われたい（通知の記の第4の1(3)①ア）。

2) 直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染がある土地については、当該土地に人が立ち入ることができる状態となっている場合に、「人のばく露の可能性がある」と判断されることとなる（令第5条第1号ロ、通知の記の第3の3(2)①ウ及び第4の1(3)①イ）。

ア. 直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合

「直接摂取の観点からの土壤汚染」とは、土壤含有量基準に適合しない土壤汚染である（規則第28条第2項、通知の記の第3の3(2)①ウ）。

イ. 当該土地が人の立ち入ることができる状態

「当該土地が人の立ち入ることができる状態」には、火山の火口内等の特殊な土地や、関係者以外の者の立入りを制限している工場・事業場の敷地以外の土地の全てが該当することとなる（通知の記の第3の3(2)①ウ）。

(2) 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、要措置区域に指定されない（令第5条第2号）。

「措置が講じられている」については、法第5条第1項の調査の場合と異なり、都道府県知事が要措置区域に指定しようとする時点での措置が完了していることを要する（通知の記の第4の1(3)②）。

1.5 土壤汚染状況調査（法第3条～第5条）

土壤汚染による環境リスクの管理の前提として、土壤汚染に係る土地を的確に把握する必要がある。このため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行うこととしている（通知の記の第3）。

具体的には、特定有害物質を製造、使用又は処理（以下「使用等」という。）する施設の使用が廃止された場合、土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合及び土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合に調査を行うこととしている（通知の記の第3）。

図1.5-1に、土壤汚染状況調査の流れを示す。

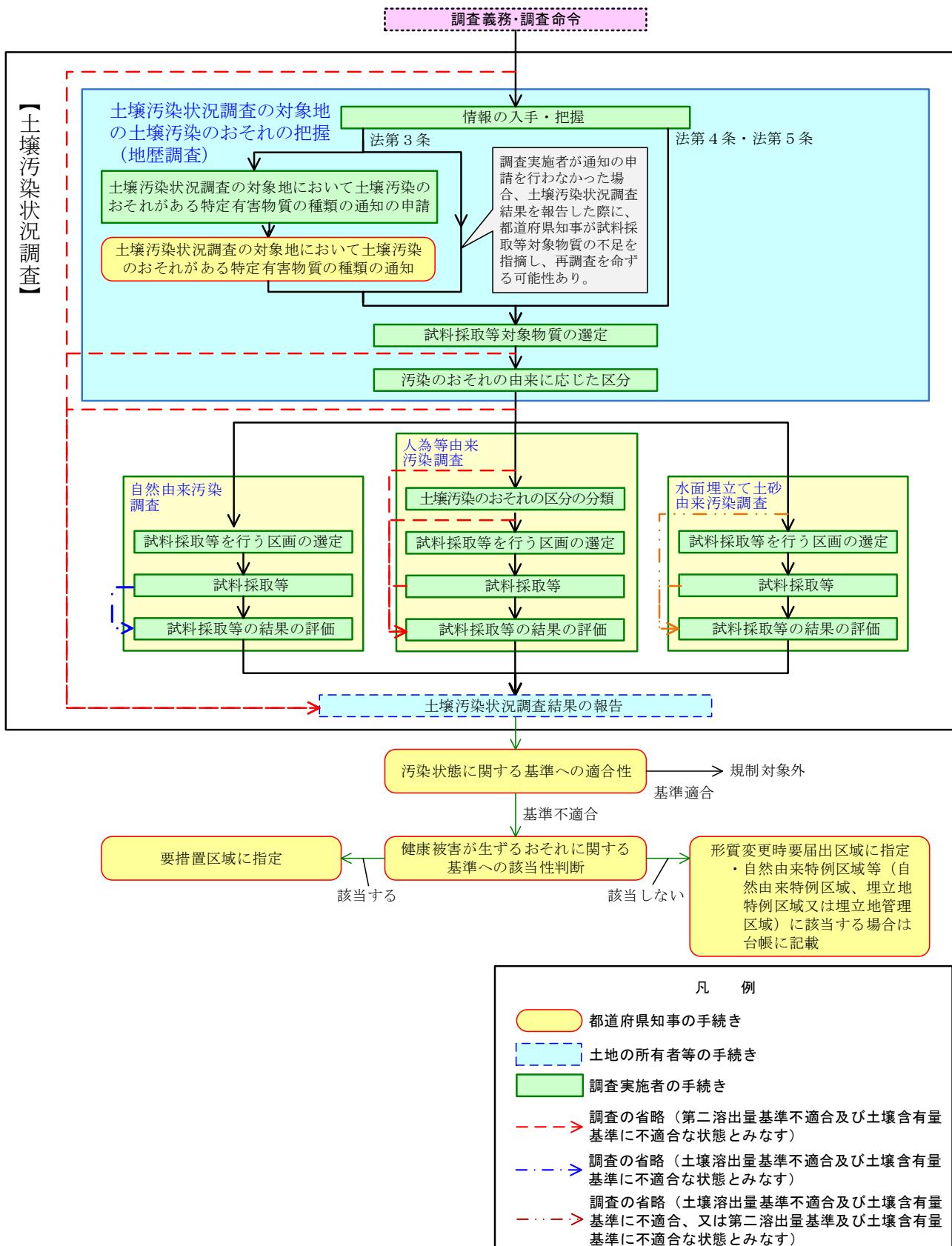


図 1.5-1 土壤汚染状況調査の流れ

1.5.1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査

(1) 趣旨

特定有害物質を取り扱ったことのある工場・事業場については、土壤汚染の可能性が高いと考えられることから、工場・事業場としての管理がなされなくなる時点での土壤汚染状況調査を行うこととしている（通知の記の第3の1(1)）。

具体的には、水濁法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等するもの（以下「有害物質使用特定施設」という。）の使用の廃止の時点において、土地の所有者等に対し、調査を実施する義務を課すこととなる（法第3条第1項本文、通知の記の第3の1(1)）。

なお、土壤汚染状況調査の対象については、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質のみならず、土壤汚染状況調査の対象となる土地（以下「土壤汚染状況調査の対象地」という。）及びその周辺の土地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設、飛散、流出又は地下浸透（以下「埋設等」という。）、使用等及び貯蔵又は保管（以下「貯蔵等」という。）の履歴を踏まえ、調査の対象となる特定有害物質の種類を選定することとしている（通知の記の第3の1(1)、(5)3イ参照）。

「有害物質使用特定施設」は、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設等は含まれない。したがって、例えば、六価クロムを微量含む原材料を使用する生コンクリート製造用のバッチャープラント、特定有害物質が含まれる可能性がある廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は下水を処理するが当該特定有害物質に着目してその処理を行うものではない廃棄物処理施設及び下水道終末処理施設については、「有害物質使用特定施設」に該当しない（通知の記の第3の1(1)）。

なお、特定有害物質を使用している試験研究機関の研究棟に設置された洗浄施設は、直接に特定有害物質を使用等するものではないが、当該研究棟で意図的に特定有害物質を使用する場合には洗浄施設に係る排水に特定有害物質が含まれることに着目し、本法においても特定有害物質を使用等するものとして「有害物質使用特定施設」に該当することとなる点に留意されたい（通知の記の第3の1(1)）。

有害物質使用特定施設の「使用の廃止の時点」とは、当該施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる時点である。したがって、その時点においては、水濁法第7条若しくは第10条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の4若しくは第12条の7の規定による届出が行われるべきものである（通知の記の第3の1(1)）。

「敷地」とは、工場・事業場の区域の全体を指し、建築物が設置されていた場所に限定されない。この「敷地」についての考え方は、「建築物の敷地」と規定されている場合を除き、他の規定についても共通である（通知の記の第3の1(1)）。

なお、(4)の法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた場合には、土壤汚染状況調査の義務は免除されるが、法第3条第6項の規定により当該確認が取り消されることにより、改めて、当該義務を実施する必要がある（通知の記の第3の1(1)）。

また、土地の所有者等は、法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた土地について、土地の形質の変更（軽易な行為等を除く。）を行うときは、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととし、都道府県知事は当該届出を受けた場合は、土壤汚染状況調査を行わせることとした（法第3条第7項及び第8項、通知の記の第3の1(1)）。

有害物質使用特定施設に含まれないものとして、上記の特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設等のほか、特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状又は粒状にしない形で取り扱う施設、特定有害物質が密封された製品を取り扱う施設、添加材等として特定有害物質を微量（1%未満）含む物質の使用等を行う施設が示されている（「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」（平成15年5月14日付け環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知））。

また、ここでいう「敷地」について、オフィスビルの一角に入居していた研究所が有害物質使用特定施設を廃止する場合は、オフィスビル全体を「事業場」とみなしその敷地全体を指す。

(2) 調査の実施主体

1) 土地の所有者等

土壤汚染状況調査は、土地を所有、管理又は占有（以下「所有等」という。）する権原に基づき自らの土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握するものとして、当該土地の所有者等が実施する。なお、調査の実務は、環境大臣又は都道府県知事の指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）が、土地の所有者等の依頼を受けて行うこととなる（法第3条第8項、通知の記の第3の1(2)①）。

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、土地の所有者が該当する。なお、土地が共有物である場合は、共有者の全てが該当する（通知の記の第3の1(2)①）。

「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合である（通知の記の第3の1(2)①）。

その例としては、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が考えられる（通知の記の第3の1(2)①）。

なお、この「土地の所有者等」についての考え方は、法第4条第2項及び第3項、法第5条第1項並びに法第7条第1項等の他の規定についても共通である（通知の記の第3の1(2)①）。

2) 施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合の手続

ア. 土地の所有者等への通知

有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の所有者等は施設の使用の廃止を知ることができないことから、都道府県知事が施設の使用が廃止された旨等を通知する（法第3条第3項、通知の記の第3の1(2)②ア）。

通知は、都道府県知事が施設の使用の廃止を知った際に行う。ここで、施設の使用の廃止の際の届出は、水濁法に基づく届出は同法の都道府県知事（法の都道府県知事と同一）、下水道法に基づく届出は公共下水道管理者に対して行われる。したがって、都道府県知事は、下水道法に基づく届出に係る情報の入手について、公共下水道管理者と十分な連絡を図ることとされたい（通知の記の第3の1(2)②ア）。

なお、この通知は不利益処分であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、通知を行うこととした理由を示すとともに、聴聞又は弁明の機会の付与を行って通知の内容について異議を主張する機会を与え、その者の意見や事情を十分に考慮すること

が必要である。なお、通知については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、都道府県知事に対して審査請求ができることに留意されたい（通知の記の第 3 の 1 (2)②ア）。

有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、有害物質使用特定施設を使用していた間に工場・事業場の敷地の全部又は一部の所有者が変わった場合も含まれる。

イ. 通知の相手方

通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等に対し行うこととし、施設の廃止の後に土地の所有権の移転等があったとしても、新たな土地の所有者等に対しては行わないこととしている（規則第 17 条）。ただし、新たな土地の所有者等が法第 3 条第 1 項本文の調査を行うことを、元の土地の所有者等と新たな土地の所有者等が合意している場合には、当該新たな土地の所有者等に対して行うこととする（通知の記の第 3 の 1 (2)②イ）。

ウ. 通知すべき事項

都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨のほか、土壤汚染状況調査の実施のために必要な情報として、当該施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該施設において使用等されていた特定有害物質の種類、法第 3 条第 1 項本文の報告を行うべき期限等を通知する（規則第 18 条、通知の記の第 3 の 1 (2)②ウ）。

3) 有害物質使用特定施設を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力

有害物質使用特定施設における調査については、土地の所有者等に義務が課せられているが、有害物質使用特定施設設置者と土地の所有者が異なる場合があり、有害物質使用特定施設設置者の協力が得られない場合に、使用等されていた物質や位置の特定に支障を生じていることがある。このため、有害物質使用特定施設の使用廃止時等の調査が適切に行われるよう、有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において使用等していた特定有害物質の種類、使用等されていた位置、水濁法に基づく定期点検等において異常等が確認された場合の記録等の情報を提供するよう努めるものとする規定を設けた（法第 61 条の 2、通知の記の第 3 の 1 (2)③）。

(3) 調査結果の報告の手続

1) 報告の期限

法第 3 条第 1 項本文の報告は、調査の義務が発生した日から起算して 120 日以内に行う。ただし、当該期間内に報告できない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事は、土地の所有者等の申請により、期限を延長できる（規則第 1 条第 1 項、通知の記の第 3 の 1 (3)①）。

「調査の義務が発生した日」とは、土地の所有者等が有害物質使用特定施設の設置者である場合は施設の使用廃止日、設置者でない場合は(2)2)アの通知を受けた日である。なお、(4)の法第 3 条第 1 項ただし書の都道府県知事の確認を受けた場合には、確認の取消しの通知を

受けた日となる（規則第1条第1項第3号、通知の記の第3の1(3)①）。

「期限内に報告できない特別の事情」の例には、自然災害の発生や気象条件により一定期間は調査が困難であること、土地が広大であり調査の実施に長期間を要すること、建築物をまもなく除却する予定であり除却時に併せて調査に着手することが合理的であること、調査義務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること等が考えられる（通知の記の第3の1(3)①）。

期限の延長に当たっては、個々の「特別の事情」に応じ、適切に報告期限を設定することとされたい（通知の記の第3の1(3)①）。

2) 報告すべき事項

ア. 報告書

法第3条第1項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第1による報告書を提出して行うものとする（規則第1条第2項第1号～第6号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類その他の土壤汚染状況調査の対象となる土地（土壤汚染状況調査の対象地）において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ④土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- ⑤土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑥土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第33条の技術管理者をいう。以下同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第1条第2項第3号の技術管理者証をいう。以下同じ。）の交付番号

法第3条第1項本文の報告事項は、使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類等の有害物質使用特定施設に関する事項、使用等されていた特定有害物質の種類その他の汚染のおそれがある特定有害物質の種類、土壤その他の試料の採取地点、分析結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）の氏名又は名称並びに土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号等である（規則第1条第2号、通知の記の第3の1(3)②）。

なお、これらの事項を記載した報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならないこととした（規則第1条第3項）。

また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略した場合における当該省略した旨及びその理由並びに自然由来特定区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域（以下「自然由来特例区域等」という。）に該当する土地である場合における、当該区域である旨が台帳記載事項とされていることから（規則第58条第5項第6号及び第10号～第12号）、土壤汚染状況調査の結果として、当該省略した旨及びその理由並びに自然由来特定区域等に該

当すると思料される土地にあっては、その根拠を記載させることとする。さらに、法第3条第8項並びに法第4条第2項及び第3項に係る土壤汚染状況調査において試料採取等（土壤汚染状況調査のための土壤その他の試料の採取及び測定をいう。以下同じ。）を行う深さを限定できることとする規定を設けており（2.5.4、2.6.2(4)③、2.6.3(2)②、(3)②）、2.8.2(3)、2.8.3(3)、(6)③、4）、2.9.1(2)及び2.9.2(3)参照）、同規定により試料採取等の対象としなかった場合は、その旨及び当該試料採取等の対象としなかった深さの位置等を台帳記載事項としたことから（1.8.1(1)参照）、土壤汚染状況調査の結果として、それらの事項を記載させることとした（通知の記の第3の1(3)②）。

なお、濃度に係る調査等を計量証明事業者が行う必要があることについては、都道府県知事が必要に応じ指定調査機関に対し教示することとされたい（通知の記の第3の1(3)②）。ただし、土壤ガス調査（2.6.2(1)参照）については、土壤汚染が存在するおそれが最も多い地点を決定するために現場において測定を行うことが多いと考えられるが、この場合は計量証明書の発行ができないことが想定されることから、都道府県知事においては、必ずしも計量証明書の提出を求めず、クロマトグラム等の提出を求めるここと等により、測定結果を確認されたい（通知の記の第3の1(3)②）。

法第3条第1項及び第8項の土壤汚染状況調査結果の報告の様式（規則様式第1及び第7）をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

自然由来特例区域に該当する土地について、自然由来盛土等による土壤汚染が存在し、自然由来特例区域に該当する土地である場合は、その旨を根拠として記載させる必要がある。

また、専ら自然由来又は専ら水面埋立て土砂由來の土壤汚染と人為等由來の土壤汚染の両方があるとみなされた単位区画等、自然由來の土壤汚染があるとみなされたが自然由來特例区域に該当しない土地の区域、又は水面埋立て土砂由來の土壤汚染があるとみなされたが埋立地特例区域に該当しない土地の区域についても、将来、人為等由來の土壤汚染を除去するなどして自然由來特例区域又は埋立地特例区域に該当する区域となる可能性があることから、自然由來の土壤汚染があるとみなされた事実又は水面埋立て土砂由來の土壤汚染があるとみなされた事実を報告書に記載しておくことが望ましい。

イ. 任意に行われた調査の結果の利用

「土壤汚染状況調査の結果」については、法の義務付けによらず任意に行われた調査の結果を利用して報告することもできる。ただし、その場合は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要があること、また、当該調査の実施後に使用等されていた特定有害物質に係る調査結果については認められないと留意されたい（通知の記の第3の1(3)②）。

ウ. 「公正に」要件の考え方

イでいう「公正に」とは、法第36条第2項の「公正に」と同義であり、法第31条第2号及び第3号の基準に適合する状態にある指定調査機関が行うことにより、「公正に」の要件を満たすものと推定してよい。例えば、土壤汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社と同条第4号の親会社の関係が成立している場合には、原則として、「公正に」土壤汚染状況調査が行われていないものと解して差し支えない（第二段階改正指定調査機関省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）。

以下「指定調査機関等省令」という。) 第2条第3項及び第4項参照)。なお、この「公正に」の要件の考え方は、法第4条第2項の報告に係る調査、法第4条第3項及び法第5条第1項の命令に基づく調査並びに法第14条第1項の申請に係る調査その他法の規定に基づいて既存の調査結果を利用する場合における当該調査についても同様である(通知の記の第3の1(3)(②))。

指定調査機関に係る「土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして環境省令に定める基準」(指定調査機関等省令第2条本文及び各号)の内容及びそれに関連した詳細な事項については、1.10.1(4)④を参照されたい。

エ. 報告のない場合又は虚偽の報告の場合の命令

都道府県知事は、法第3条第1項本文の報告が行われず、又は虚偽の報告があったときは、報告又は報告内容の是正を命ずることができる(法第3条第4項、通知の記の第3の1(3)(③))。

この命令は、相当の履行期限を定めて行うこととされているが(令第2条)、「相当の履行期限」は、命令後に調査に着手することとなる場合には、1)に準じ、原則として命令の日から起算して120日以内とすることが妥当である(通知の記の第3の1(3)(③))。

(4) 都道府県知事の確認による調査義務の一時的免除

1) 趣旨

有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する間に限り調査の実施を免除する(法第3条第1項ただし書、第5項及び第6項、通知の記の第3の1(4)(①))。

この場合、人の健康被害が生ずるおそれがないことについて、都道府県知事の確認を要する(通知の記の第3の1(4)(①))。

2) 都道府県知事の確認の手続

ア. 確認の申請

確認の申請は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等が、確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法等を記載した規則様式第3による申請書を提出して行う(規則第16条第1項本文及び各号、通知の記の第3の1(4)(②)ア)。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類
- ④確認を受けようとする土地の場所
- ⑤確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

なお、確認する土地の範囲を明確にするため、申請書に使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場であった土地及び確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならないこととした（規則第16条第2項、通知の記の第3の1(4)②ア）。

規則様式第3（土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書）を Appendix 「16. その他（規則様式）」に示す。

②の当該工場又は事業場の敷地であった土地とは、使用が廃止された有害物質使用特定施設が設置されていた工場・事業場の敷地全体を指す。

これに対して、④の確認を受けようとする土地の場所は、法第3条第1項の土壤汚染状況調査の対象地の全部又は一部であり、その範囲は土地の所有者等が決定し、都道府県知事に確認を申請する。

法第3条第1項の土壤汚染状況調査の対象地となる「使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場であった土地」とは、(5)2)で後述するように、有害物質使用特定施設が設置されてから廃止されるまでの間、法施行以降に一時的にでも有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった全ての土地をいう。

ここで、「工場・事業場の敷地」とは、法第3条第1項の土壤汚染状況調査の対象地((5)2)参照)と同じである。すなわち、公道等（私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。）の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。ただし、公道等で隔てられている場合であっても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっているなど、特定有害物質による土壤汚染のおそれがある場合には、隔てられた土地を一の工場・事業場の敷地として取り扱うものとする。また、その他にも、以下のような場合には公道等により隔てられた場合と同様に取り扱うこととしている（「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」（平成15年5月14日付け環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知））。

- ① (例1) 工場・事業場の敷地が、その設置者自らが管理する私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設（区分された両側の土地が、別々の工場・事業場とみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいものに限る。）によって区分されている場合
- ② (例2) 工場・事業場の敷地が、学校や住宅等によって区分されている場合

具体的には、有害物質使用特定施設が設置されてから廃止された現在まで、常に公道等で隔てられており、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続されて一体の生産プロセスとなったことがない土地については、一の工場・事業場の敷地には含まれないものの、すなわち法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象地に含まれない土地であるとして取り扱うことになる。

法第3条第1項ただし書の調査義務の一時的免除に係る確認のための申請書に添付する図面の例を図1.5.1-1に示す。図中の橙線の範囲が有害物質使用特定施設の廃止に伴う法第3条第1項の土壤汚染状況調査の義務が生じた土地となり、その中の青線の範囲が調査義務の一時的免除の確認を受けようとする土地の場所、青線の範囲以外が土壤汚染状況調査を実施する土地の場所となる。

なお、一の工場・事業場の敷地に含まれない土地であるとして取り扱うためには、当該

確認の申請の際に、当該取扱いの根拠となる資料を土地の所有者等が都道府県知事に提出し、都道府県知事が当該取扱いの妥当性を確認することが必要である。

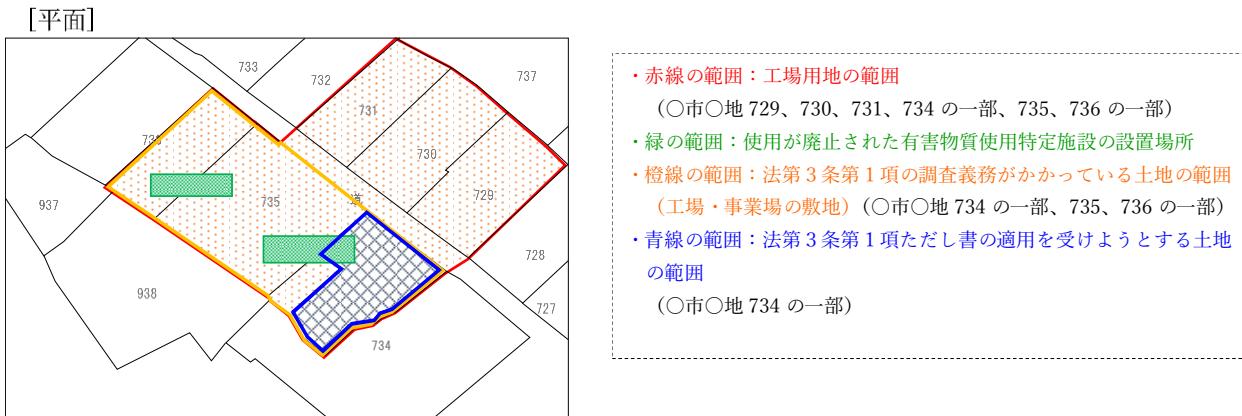


図 1.5.1-1 調査義務の一時的免除を受けようとする土地の範囲の明示の例

イ. 確認の要件

都道府県知事は、申請に係る土地が、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に、確認をすることとしている（規則第16条第3項、通知の記の第3の1(4)②イ)。

(ア) 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合

工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること（規則第16条第3項第1号）。

この「工場・事業場」は、使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じものか、又は関係者以外の者が敷地に立ち入ることができないものに限られる（通知の記の第3の1(4)②イ(イ))。

これに該当するものとしては、例えば、以下の場合が考えられる（通知の記の第3の1(4)②イ(イ)i)～vi)）。

- ①引き続き同一事業者が事業場として管理する土地の全てを、一般の者が立ち入ることができない倉庫に変更する場合
- ②同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止して更地とし、有害物質使用特定施設以外の施設で引き続き事業を行う場合
- ③同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止し、その跡地に有害物質使用特定施設又はそれ以外の施設を新設し、当該新設した施設と従前の有害物質使用特定施設以外の施設を用いて引き続き事業を行う場合
- ④有害物質使用特定施設を使用した事業が継続されるが、土地の占有者が変更される（名義変更のみで有害物質使用特定施設が承継される）場合
- ⑤有害物質使用特定施設を廃止し、新たな施設を設置するまでの間、更地として社内保有し、管理する場合（新たな施設の設置時期は明確であるものとする。）
- ⑥有害物質使用特定施設を廃止し、譲渡等による土地の所有者の変更後、新たに施設

を設置し、工場・事業場としての管理がなされる場合

なお、「使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じ」であれば、「関係者以外の者が敷地に立ち入ることができる」としても確認の要件に該当する。例えば、一般の者も立ち入ることができる大学の敷地について、有害物質使用特定施設である研究施設が廃止された後に、引き続き大学の敷地として用いられる場合が該当する（通知の記の第3の1(4)②(イ)）。

具体的には、例えば以下の場合が該当する。

- ・A工場が有害物質使用特定施設を廃止し、引き続き当該土地の敷地全体が一般の人々が立ち入れないかたちでA工場として使用される場合
- ・A工場が工場を廃止して土地を売却し、当該土地にB工場が新設される場合（B工場の敷地に一般の人が立ち入ることができない場合に限る。）
- ・A工場が有害物質使用特定施設を廃止し、当該土地にB工場が新設される場合（B工場の敷地に一般の人が立ち入ることができない場合に限る。）
- ・A大学（注：大学の敷地は一般の人が立ち入る。）が有害物質使用特定施設を廃止し、引き続きA大学の敷地として使用される場合
- ・オフィスビル（注：オフィスビルは一般の人が立ち入る。）の一角に入居していたA研究所がビルから退出する場合（オフィスビル全体を「事業場」とみなし、その建替えの際に土壤汚染状況調査を行う。）

一方、例えば以下の場合は、確認の要件に該当しない。

- ・A工場が工場を廃止して土地を売却し、住宅地、マンション、公園、公共施設、オフィスビル、スーパー、マーケット、遊園地等（以下「住宅地等」という。）として利用される場合
- ・A工場が有害物質使用特定施設を廃止して敷地の一角を売却し、その土地が住宅地等として利用される場合

(イ) 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合

使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること（規則第16条第3項第2号）

「小規模な工場・事業場」とは、事業用の建築物が居住用の建築物と比較して著しく大きくなく、工場・事業場の敷地のごく一部に住居があるのでなく工場・事業場と住居が一体として設置されていると一般に認識される程度の規模の工場・事業場をいう（通知の記の第3の1(4)②(ロ)）。

(ウ) 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山（以下、本段落中において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後5年以内であるもの又は同法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）（規則第21条の4第2号及び第25条第4号において「鉱山関係の土地」という。）であること（規則第16条第3項第3号）。

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づき、土壤汚染による人の健康被害の防止のための措置が行われることから、法に基づく調査義務を一時的に免除することができるとしているものである。なお、同法に基づく措置が的確に行われていない場合には、都道府県知事は、法第56条第2項に基づき、産業保安監督部長に対し協力を求め、又は意見を述べる等の対応ができるものである（通知の記の第3の1(4)②イ(ハ)）。

「鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等」の「等」には、鉱山保安法第39条第1項の命令に基づき土壤汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものが該当する（通知の記の第3の1(4)②イ(ハ)）。

3) 確認後の手続

ア. 土地の利用方法の変更の届出

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地について予定されている利用の方法の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出こととしている（法第3条第5項、通知の記の第3の1(4)③ア）。

法第3条第5項の届出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第5による届出書を提出して行うものとする（規則第19条第1項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②法第3条第1項のただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- ③利用の方法を変更しようとする土地の場所
- ④当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法

ここで、③の「土地の場所」とは、土地の範囲をいい、規則中の他の「…の場所」も同様の意味である（通知の記の第3の1(4)③ア）。なお、2)アと同様に、申請書に使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場であった土地及び当該確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第19条第2項、通知の記の第3の1(4)③ア）。

規則様式第5（土地利用方法変更届出書）を Appendix 「16. その他（規則様式）」に示す。

イ. 確認を受けた土地の所有者等の地位の承継

確認に係る土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、「土地の所有者等」に変更があったときは、新たな土地の所有者等は、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継する（規則第16条第4項、通知の記の第3の1(4)③イ）。

これに伴い、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を

都道府県知事に届け出なければならない（規則第16条第5項、通知の記の第3の1(4)③イ）。

「確認を受けた土地の所有者等の地位」とは、調査の実施を免除されること、アにより土地の利用方法の変更の届出を行うこと、4)により確認が取り消された場合に土壤汚染状況調査及び報告を行うこと等である（通知の記の第3の1(4)③イ）。

なお、地位の承継に当たっては、土壤汚染状況調査の実施に必要な情報も引き継がれる必要があり、有害物質使用特定施設の設置状況等の情報が適切に引き継がれるよう、都道府県知事においては、新旧の土地の所有者等に対し、その旨の指導をすることとされたい（通知の記の第3の1(4)③イ）。

4) 確認の取消し

都道府県知事は、3)アの届出により、確認に係る土地が2)イの要件を満たさないと認めるに至ったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨をその時点における土地の所有者等に通知する（法第3条第6号、規則第21条、通知の記の第3の1(4)④）。

確認が取り消された場合には、当該土地の所有者等に、土壤汚染状況調査及びその結果の報告の義務が改めて生ずることとなる（通知の記の第3の1(4)④）。

5) 確認を受けた土地に係る土地の形質の変更

旧法においては、旧法第3条第1項ただし書の確認を受けた有害物質使用特定施設に係る敷地については、土地の形質の変更（3,000m²以上のものを除く。）や土壤の搬出の規制はなかった。一方で、そのような土地については汚染土壤が存在する可能性が高く、汚染のある場所や深さ、帶水層の位置が不明な状態で土地の形質の変更や土壤の搬出等が行われた場合、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散の懸念があった（通知の記の第3の1(4)⑤）。

そのため、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととした。ただし、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、届出は不要とした（法第3条第7項）。なお、土地の形質の変更に伴い、ただし書の確認に係る土地の利用方法を変更する場合にあっては、法第3条第5項の規定に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出なければならず、当該届出により確認が取り消された場合は、法第3条第1項本文の調査義務が改めて生ずることに留意されたい（通知の記の第3の1(4)⑤）。

法第3条第7項の届出については、調査や行政手続等に相当の期間を要することを想定して、土地の形質の変更の予定日より充分前に届出を行うよう、都道府県知事は土地の所有者等を指導されたい（通知の記の第3の1(4)⑤）。

なお、同条第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする（通知の記の第3の1(4)⑤）。

ここで、土壤汚染状況調査の結果とみなすことができるためには、指定調査機関が公正に土壤汚染状況調査の方法に準じて行ったものであることが必要である。

ア. 届出の対象となる土地の形質の変更

「土地の形質の変更」の考え方については、1.5.2(3)1)を参照されたい（通知の記の第3の1(4)⑤）。軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、届出は不要とした（法第3条第7項、通知の記の第3の1(4)⑤）。

(ア) 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

「軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」としては、土地の形質の変更の対象となる土地の面積が900m²未満である場合等とした（規則第21条の4、通知の記の第3の1(4)⑤）。

軽易な行為その他の行為であって環境省令で定めるものは、次のとおりである（規則第21条の4第1号及び第2号イ～ロ）。

- ① 対象となる土地の面積が900m²未満の土地の形質の変更
- ② 対象となる土地の面積が900m²以上の土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
 - i) 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ii) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - iii) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること

(イ) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外としている（法第3条第7項第2号）。

イ. 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等である（法第3条第7項）。

ウ. 届出書

法第3条第7項の届出は、規則様式第6による届出書を提出して行うものとする（規則第21条の2第1項）。

規則様式第6（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書）をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

届出書の記載事項、添付書類等については、規則第21条の2及び第21条の3に定めるところである（通知の記の第3の1(4)⑤）。当該届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない（規則第21条の2第2項）。

都道府県知事への届出が必要な事項は次のとおりである（規則第21条の3）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ②法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- ④土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

6) 法第3条第8項の命令に係る手続

都道府県知事は、当該届出を受けた場合は、当該土地は有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であることから、必ず土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令を行うものとし、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査を行わせることとした（法第3条第8項）。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合は、届出は不要とする。また、土地の形質の変更の内容に掘削と盛土が含まれる場合は、掘削部分のみが命令の対象となる。なお、法第3条第8項の命令は不利益処分である（通知の記の第3の1(4)(5)）。

ここで、調査の対象となる土地は当該土地の形質の変更に係る土地であり、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の全部ではないことに留意されたい。また、当該命令に基づき調査が行われたことをもって法第3条第1項本文の調査義務が果たされるものではなく、ただし書の確認が取り消された場合には、改めて土地の所有者等は土壤汚染状況調査及びその結果の報告を行う必要がある（通知の記の第3の1(4)(5)）。

調査の命令は、調査の対象となる土地の場所及び土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき期限を記載した書面により行うこととした（規則第21条の5）。命令に係る報告の記載事項等については、規則第21条の6に定めるとおりである。調査報告期限については、法第4条第3項の場合（1.5.2(7)1参照）と同様に、命令から120日程度を目安とし、土地の所有者等の事情その他の調査に要する期間に影響を与える状況を勘案して都道府県知事が設定されたい（通知の記の第3の1(4)(5)）。

当該命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする（規則第21条の5第1号及び第2号）。

- ①法第3条第8項の規定による土壤汚染状況調査の対象となる土地の場所
- ②法第3条第8項の規定の命令に係る報告を行うべき期限

法第3条第8項の調査命令においても、法第4条第3項の調査命令の場合と同様に、土地の形質の変更が行われることにより土壤汚染状況調査の適正な実施に支障が生じ、命令を履行することができなくなる可能性があることから、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、土地の形質の変更を行うことがないよう都道府県知事は指導されたい（1.5.2(5)2イ参照）。

7) 法第3条第8項の命令に係る報告

法第3条第8項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第7による報告書を提出して行うものとする（規則第21条の6第1項）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②法第3条第8項の命令を受けた年月日
- ③土壤汚染状況調査を行った場所
- ④土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料

採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

- ⑤土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑥土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- ⑦土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑧土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

当該報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第21条の6第2項）。

8) 法第3条第8項の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について

法第3条第8項の命令に係る行政手続法（平成5年法律第88号、以下「行手法」という。）第13条第1項に基づく聴聞又は弁明の機会の付与について、下記のとおり整理したので、その運用に遺漏のないようにされたい（「土壤汚染対策法第3条第8項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について」（令和2年11月25日付環水大土発第2011251号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知））。

法第3条第8項の命令は法的義務を課す行為であることから、行手法第2条第4号に規定する不利益処分に該当する（環水大発第2011251号）。

そして、行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められている（環水大発第2011251号）。

一方、行手法第3条第1項では、同法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる処分及び行政指導について規定されており、同法第3条第1項第14号に「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」が掲げられている。この「報告（略）を命ずる処分」は、相手方に対し行政庁が求める情報を提供する作為義務を課すものと解されている（環水大発第2011251号）。

上記のとおり、第3条第8項の命令は、同条第7項の届出があった場合に、裁量の余地なく発動することを都道府県知事に義務付けており、当該届出があつたことをもって、土地の所有者等に対し都道府県知事が土壤汚染状況調査及びその結果の報告を命ずる処分である。これは、当該土地の所有者等に対し都道府県知事が求める情報を提供する作為義務を課すものであり、行手法第3条第1項第14号の「報告（略）を命ずる処分」に該当するものと考えられる（環水大発第2011251号）。

したがって、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執る必要はないとの解して差し支えないものとする（環水大発第2011251号）。

なお、施行通知（通知の記の第3の1(4)(5)）において「同条（注：第3条）第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調

査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の結果の報告に利用することができるものとする。」としているところ、法第3条第8項の命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないことについては従前のとおりであることに留意されたい（環水大発第2011251号）。

法第3条第8項の命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないとしている通知文は、5)でも前掲している。

(5) 土壤汚染状況調査の方法

土壤汚染状況調査の方法は、次のとおりである。法第3条第1項及び第8項、法第4条第2項及び法第4条第3項並びに法第5条の土壤汚染状況調査の方法は、基本的に同じ方法である（通知の記の第3の1(6)）。

なお、この方法よりも詳細な方法で調査を行うことも認められる（通知の記の第3の1(5)）。

1) 考え方

調査の方法については、調査を行わせることとした指定調査機関の違いにより調査結果に差が生じないよう、土壤等の試料の採取の方法等について、詳細に定めている（通知の記の第3の1(5)①）。

具体的には、調査を実施する者（指定調査機関が該当する。以下「調査実施者」という。）が行う土地の利用履歴等の調査の結果に基づき、試料採取等の対象とする特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）を決定し、試料採取等対象物質ごとに、汚染のおそれの由来の区分に応じて、当該区分ごとに定められた方法により試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を実施することとした（通知の記の第3の1(5)①）。

なお、調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、一定の場合に調査の過程の全部又は一部の省略が認められている（通知の記の第3の1(6)①）。

2) 土壤汚染状況調査の対象地の範囲

法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全ての区域が対象となる（通知の記の第3の1(5)②）。

「工場・事業場の敷地」とは、公道等（私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。）の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。ただし、公道等により隔てられている場合であっても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっている等、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地として取り扱うものとする（通知の記の第3の1(5)②）。

また、その他にも、以下のようない場合には公道等により隔てられた場合と同様に取り扱うこととしている（「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」（平成15年5月14日付け環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知））。

- ①（例1）工場・事業場の敷地が、その設置者自らが管理する私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設（区分された両側の土地が、別々の工場・事業場とみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいものに限る。）によって区分されている場合
- ②（例2）工場・事業場の敷地が、学校や住宅等によって区分されている場合

なお、既に法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地（以下「一時的免除中の土地」という。）についても、都道府県知事は、土地の所有者等からの情報提供や要請に応じて、調査の一時的免除中の土地の範囲の明確化や見直しについて、必要に応じて適切に対応されたい（通知の記の第3の1(5)②）。

また、法第3条第8項、法第4条第3項及び法第5条第1項の土壤汚染状況調査においては、土壤汚染状況調査の対象地の範囲は都道府県知事から示されることになる（通知の記の第3の1(5)②）。

法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象となる「使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全ての区域」には、要措置区域等の指定を受けた土地も含まれる。これは、当該要措置区域等を指定する際に土壤汚染状況調査を行った時点以降に新たな土壤汚染のおそれが生じていることから、当該新たな土壤汚染のおそれに対する土壤汚染状況調査が必要になるためである。また、当該要措置区域等を指定する際に行われた土壤汚染状況調査が土地の形質の変更に伴うもの（法第3条第8項、法第4条第2項又は法第4条第3項）であった場合で、当該土壤汚染状況調査の対象地において土壤汚染のおそれがあることが把握されたが調査の命令に係る書面に記載された特定有害物質ではなかったために試料採取等対象物質とされなかった特定有害物質、並びに試料採取等を行う深さの限定により試料採取等の対象とされなかった単位区画及び土壤が存在している場合には、これらについての試料採取等が必要になる（Appendix 「26. 土壤汚染状況調査の契機」参照）。

法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象地となる「使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地」とは、有害物質使用特定施設が設置されてから廃止されるまでの間、法施行以降に一時的にでも有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった全ての土地をいう。

ここで、「工場・事業場の敷地」について、公道等（私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設を含む。）の工場・事業場の設置者以外のものが管理する土地により隔てられている場合、及び工場・事業場の設置者自らが管理する私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設（区分された両側の土地が別々の工場・事業場とみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいものに限る。）によって区分されている場合の取扱いは上記のとおりとなる。

具体的には、有害物質使用特定施設が設置されてから廃止された現在まで、常に公道等又は工場・事業場の設置者自らが管理する上記の施設で隔てられており、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続されて一体の生産プロセスとなったことがない土地については、一の工場・事業場の敷地には含まれないもの、すなわち法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象地に含まれない土地であるとして取り扱うことになる。

敷地が公道等により区分され、配管等で接続されずに一体の生産プロセスとなっていない土地における土壤汚染状況調査の対象地の例を図1.5.1-2に示す。当該事例では、有害物質使用特定施設と公道等により隔てられている土地は同一の工場・事業場とはみなされず、土

土壤汚染状況調査の対象地にはならない。

なお、一の工場・事業場の敷地に含まれない土地であるとして取り扱うためには、当該取扱いの根拠となる資料を都道府県知事に提出し、都道府県知事が当該取扱いの妥当性を確認することが必要である。

法第3条第8項の調査の命令は、調査義務の一時的免除を受けた土地のうち、土地の形質の変更における土壤の掘削部分に対して発出されるため、当該土壤の掘削範囲が土壤汚染状況調査の対象地となる。

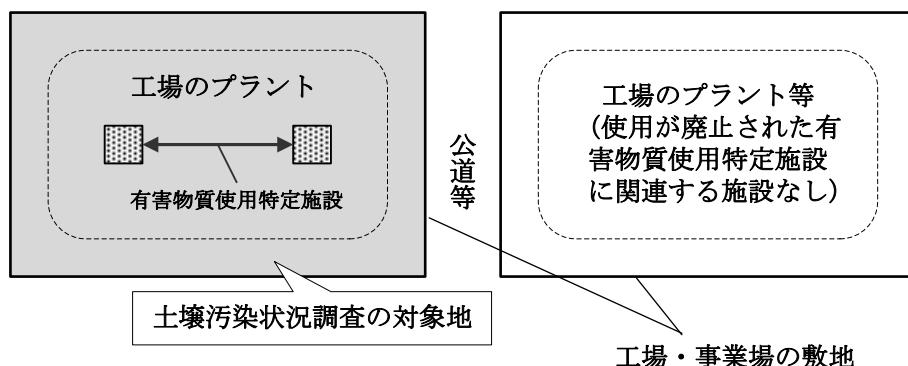


図 1.5.1-2 工場・事業場の敷地が公道等で隔てられている場合に、片方の土地のみが法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象地となる例

3) 土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握

ア. 土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握

調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等状況、土壤及び地下水の汚染の概況等の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する（規則第3条第1項、通知の記の第3の1(5)(③ア)）。

「周辺の土地」とは、土壤汚染状況調査の対象地の周辺の土地であって、当該土壤汚染状況調査の対象地における汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことであり、例えば、土壤汚染状況調査の対象地と同じ埋立て材により一体的に造成された土地であって、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査により、その汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなっている土地が想定される。調査実施者は、かかる「周辺の土地」に関する情報についても、都道府県（令第10条に規定する市にあっては、市。以下同じ。）から情報を入手することを含め、自ら積極的に情報収集を行うことが望ましい（通知の記の第3の1(③ア)）。

当該使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地における特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査（以下「地歴調査」という。）は、①土壤汚染状況調査の対象地の利用の状況に関する情報及び②特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集することにより行われる。①は、土壤汚染状況調査の対象地の用途に関する情報と汚染のおそれが生じた地表の位置に関する情報からなり、②は、特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等に関する情報からなる。調査実施者は、これらの情報を、可能な限り過去に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集する。なお、調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順については、「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）を参照されたい（通知の記の第3の1(5)(③ア)）。

調査実施者が地歴調査を十分に行わなかった場合は、汚染のおそれが人為等に由来するおそれがあると認められる場合の土壤汚染のおそれの区分の分類(2.4.2参照)において、土壤汚染が存在するおそれがない、又は少ないと判断される土地が減ることになり、結果として、より詳細な調査を求められることとなるものである(通知の記の第3の1(5)③ア)。

イ. 試料採取等対象物質の選定

調査実施者は、地歴調査において、26種の特定有害物質のうち試料採取等の対象とすべきものを選定する(規則第3条第2項)。具体的には、土壤汚染状況調査の対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなつた特定有害物質や、当該履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等をしていたことが判明した特定有害物質及びその分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類(以下「分解生成物」という。)等を、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがあると認められる特定有害物質の種類とし、試料採取等の対象とすべきものとして選定する(通知の記の第3の1(5)③イ)。

分解生成物については、今回新たに規則別表第1(表1.5.1-1)を設けて、特定有害物質の種類とそれぞれの分解生成物を示すとともに、特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握した結果、当該情報が同表の上欄に掲げる特定有害物質の種類に係るものである場合には、その分解生成物を試料採取等の対象に含めることを明確にした(規則第3条第2項)。ここで、今回新たに、四塩化炭素の分解生成物としてジクロロメタンを追加したので、四塩化炭素の使用履歴等の情報を把握した場合は、ジクロロメタンも試料採取等の対象となることに留意されたい。なお、四塩化炭素からジクロロメタンへ分解する過程ではクロロホルムが生成するが、クロロホルムは法の特定有害物質ではないため、試料採取等の対象とする必要はない(通知の記の第3の1(5)③イ)。

クロロホルムは試料採取等の対象とする必要はないが、一方で、クロロホルムの使用履歴等の情報を把握した場合は、その分解生成物であるジクロロメタンによる土壤汚染のおそれがあると思料されるため、ジクロロメタンを試料採取等の対象とすることは妨げない。例えば、ジクロロメタンによる土壤汚染又は地下水汚染が把握されている土地で、四塩化炭素及びジクロロメタン又はそれらを含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴が確認できない場合は、クロロホルム又はクロロホルムを含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等がジクロロメタンによる土壤汚染又は地下水汚染の原因である可能性も考えられる。

表 1.5.1-1 特定有害物質の分解等により生成するおそれのある特定有害物質の種類（分解生成物）
 (規則別表第1)

| 特定有害物質の種類 | 分解等により生成するおそれのある特定有害物質の種類 (分解生成物) |
|------------------|--|
| 四塩化炭素 | ジクロロメタン |
| 1, 1-ジクロロエチレン | クロロエチレン |
| 1, 2-ジクロロエチレン | クロロエチレン |
| テトラクロロエチレン | クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | クロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン |
| トリクロロエチレン | クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン |

試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類は、公的届出資料等行政保有情報により判明することも考えられる。このため、調査実施者は、都道府県知事に対し、試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類を通知することを申請することができるとしている（規則第3条第3項）。調査実施者は、この申請の際、地歴調査において試料採取等の対象とすべきと判断した特定有害物質の種類及びその理由等汚染のおそれを推定するために有効な情報を添えて行う必要がある（規則第3条第5項）。都道府県知事は、この申請を受けて、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該特定有害物質の種類を調査実施者に通知する（規則第3条第3項）。ここにいう「土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類」とは、規則第26条各号の履歴等に係る特定有害物質の種類であり、前述のとおり、土壤汚染状況調査の対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果その汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴に係る特定有害物質及びその分解生成物等がこれに当たる（通知の記の第3の1(5)③イ）。

申請書に記載された特定有害物質の種類のほかに、上記の行政保有情報により、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類が明らかとなった場合には、後者についても併せて通知する必要がある。さらに、通知する特定有害物質の種類を選定する理由についても、併せて教示することが望ましい（通知の記の第3の1(5)③イ）。

なお、当該通知に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、試料採取等の対象とすることを要しないが（規則第3条第2項ただし書）、任意に試料採取等の対象とした場合には、その結果を土壤汚染状況調査の結果として報告することができる。また、調査実施者が当該申請をすることなく、試料採取等の対象を確定することも可能であるが、上記の行政が保有する情報により汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を網羅していない場合には、当該網羅されていない特定有害物質の限度で、法第3条第4項に基づき再調査を命じられる可能性がある（通知の記の第3の1(5)③イ）。

ウ. 汚染のおそれの由来に応じた区分

調査実施者は、試料採取等対象物質ごとに、以下の汚染のおそれの由来に応じた区分ごとに、当該区分ごとに定められた方法により、試料採取等を行う区画の選定等を行うこととした（規則第3条第6項、通知の記の第3の1(5)③ウ）。

- ①土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（自然由来盛土等（1.3.2参照。）に使用した土壤があると認められる場合を含む。）は、2.8の方法（規則第3条第6項第1号、通知の記の第3の1(5)③ウ）。
- ②土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合は、2.9の方法（規則第3条第6項第2号、通知の記の第3の1(5)③ウ）。
- ③土壤汚染状況調査の対象地の汚染が自然又は水面埋立てに用いられた土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合は、2.4～2.7の方法（規則第3条第6項第3号、通知の記の第3の1(5)③ウ）。

ここで、①の場合に実施する調査を「自然由来汚染調査」、②の場合に実施する調査を「水面埋立て土砂由来汚染調査」、③の場合に実施する調査を「人為等由来汚染調査」という。①において、自然由来盛土等に対する調査を「自然由来盛土等汚染調査」という。③については、調査対象地において人為由來の土壤汚染のおそれが認められる場合のほか、原因が不明な土壤汚染のおそれが認められる場合が該当する。

①～③のそれぞれの場合の試料採取等を行う区画の選定等の方法については、2を参照されたい。

1.5.2 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(1) 趣旨

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壤（規則第3条の2第1号の基準不適合土壤をいう。以下同じ。）の飛散、基準不適合土壤が帶水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壤の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものである。このため、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届け出せるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとしている（法第4条、通知の記の第3の2(1)）。

(2) 調査の実施主体

調査の実施主体は、法第3条第1項の調査の場合と同様である（法第4条第3項、1.5.1(2)参照）。

土壤汚染状況調査は指定調査機関が、法第4条第3項の命令を受けた又は法第4条第2項の土壤汚染状況調査を実施しようとする土地の所有者等の依頼を受けて行うこととなる。

(3) 土地の形質の変更の届出

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の30日前までに、当該形質の変更をしようとする土地の所在地等を都道府県知事に届け出なければならない（法第4条第1項）。この環境省令で定める規模は、 $3,000\text{ m}^2$ としている。ただし、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地と同様に（1.5.1(4)(5)）参照）、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場等の敷地等については、 900 m^2 とすることとした（規則第22条）（通知の記の第3の2(2)）。

規則第22条では、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地とともに、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地（法第3条第1項本文の報告を受けた土地又は法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地を除く。）についても 900 m^2 としている。これは、有害物質使用特定施設の廃止後、法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査結果の報告を行うまで、又は法第3条第1項ただし書の確認を受けるまでの期間においても 900 m^2 以上の土地の形質の変更を行なう際に法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を求めるためであり、過去に遡って有害物質使用特定施設の存在を確認する必要はない。

1) 届出義務の対象となる土地の形質の変更

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が $3,000\text{ m}^2$ 以上であれば、届出が義務付けられる。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地、及び、有害物質使用特定施設が廃止された工場又は事業場の敷地であって法第3条第1項本文の調査を実施予定若しくは実施中であり調査結果の報告が行われていない土地並びに法第3条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の確認を受けようとしているがまだ受けられていない土地については、土地の形質の変更の部分の面積が 900 m^2 以上の場合に、届出が義

務付けられることとした（規則第 22 条、通知の記の第 3 の 2 (2)①）。

なお、法第 4 条第 3 項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域（1.6 参照）に指定して、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせることにあるところ、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要である（(5) 参照）（通知の記の第 3 の 2 (2)①）。

トンネルの掘削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとなる（通知の記の第 3 の 2 (2)①）。

同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会ができる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して 3,000 m²以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては 900 m²以上）となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい（通知の記の第 3 の 2 (2)①）。

当該届出は、2)の届出義務者が自らその義務の発生を自覚し、行うべきものであることはもちろんであるが、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく工事許可担当部局等が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとり、当該届出義務の履行の確保を図るよう努めることとされたい（通知の記の第 3 の 2 (2)①）。

なお、当該届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、類型的に以下の二つを定めている（通知の記の第 3 の 2 (2)①）。

ア. 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

軽易な行為その他の行為として環境省令で定めるものは、次のとおりである（規則第 25 条本文及び各号）。

①次のいずれにも該当しない行為

- i) 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
- ii) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
- iii) 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること
- ②農業を営むために通常行われる行為であって、①i に該当しないもの
- ③林業の用に供する作業路網の整備であって、①i に該当しないもの
- ④鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤都道府県知事が土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準適合及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

これらは、土壤汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さいことから、適用除外としている（規則第 25 条、通知の記の第 3 の 2 (2)①ア）。

このうち、①ii) の「土壤の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更を行う場所からの

土壤の飛散又は流出をいう（通知の記の第3の2(2)①ア）。

①iii) の「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分の最も深い部分が地表から 50 cm 以上であれば、適用除外とはならない（通知の記の第3の2(2)①ア）。

また、②の「農業を営むために通常行われる行為」とは、農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。）において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等を想定している。なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、同号に該当しない（通知の記の第3の2(2)①ア）。

さらに、⑤として、新たに、都道府県において、土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断された場合においては、当該区域を届出対象外の区域として指定することができることとした（規則第25条第5号）。ここで、

「土壤汚染状況調査に準じた方法」とは、規則第3条から第15条までに規定する方法に準じて行う調査をいう。具体的には、例えば、有害物質使用特定施設等が存在した可能性が著しく低いと考えられる保安林等においては、公的届出資料及び一般公表資料等により汚染のおそれ（自然に由来するものを含む。）に関する有効な情報を把握し（地歴調査）、当該情報に基づき、基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質がある場合にあっては、当該汚染のおそれの程度に応じた試料採取等を行う（ボーリング調査）ことが想定されるが、これらの調査は指定調査機関に限らず、都道府県が行うことも認められる。なお、届出対象外の区域として指定する場合には、都道府県において慎重な手続を経ること、指定された区域の公示等を行うこと、指定後の汚染の状況の変化について的確に情報の把握をすることが前提となることに留意されたい（通知の記の第3の2(2)①ア）。

①iii) の「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること」について、土地の形質の変更に係る部分の中に 1ヶ所でも地表から深さ 50 cm 以上掘削する場所があれば、該当することとしている。

「土地の形質の変更に係る部分の深さ」について、深さの基準は土壤表面ではなく地盤面（コンクリート又はアスファルト等で被覆されている場合はその表面）である。例えば、道路が 60 cm の路盤（構造物）で覆われている場合において、その路盤をはがす行為は地表から深さ 50 cm 以上まで掘削することになるので、該当する。また、最初に盛土を行い、それと一体となる工事の中で、さらに土壤掘削を当該盛土範囲内の一部で行うといった場合に、盛土を行う前の地表からの深さが土地の形質の変更に係る部分の深さということになる。

⑤の届出対象外の区域として指定する土地について的確な情報の把握が前提となる「指定された区域の公示等を行うこと、指定後の汚染の状況の変化」は、指定された区域における新たな土壤汚染のおそれの発生の把握につながるもの及び新たな土壤汚染の事実の把握につながるものであり、当該指定された区域への搬入土壤も対象となる。また、自然由来の土壤汚染のおそれについては当該指定された区域及び地質的に同質な状態で広がっている土地における基準不適合土壤の存在も含まれ、水面埋立て土砂由來の土壤汚染のおそれについては同一の水面埋立て土砂で埋め立てられた公有水面埋立地における水面埋立て土砂由來の土壤汚染も含まれる。

イ. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外としている（法第4条第1項第3号、通知の記の第3の2(2)①イ）。

2) 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる（通知の記の第3の2(2)②）。

3) 届出書

法第4条第1項の届出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第6による届出書を提出して行うものとなっている（規則第23条第1項及び第24条第1号～第4号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- ③土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- ④現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く）。にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

規則様式第6（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書）をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

届出事項について、法第4条第3項の命令又は法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査においては、試料採取等の対象とする深さの範囲を、最大形質変更深さより1m深い深さまでに限定できることとしたことから、記載事項として当該形質変更の深さを追加することとした。また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等である場合にあっては、土地の形質の変更の届出を要する規模を900m²以上としたことから、当該施設の種類及び設置場所を記載することとした（規則第24条第3号及び第4号、通知の記の第3の2(2)③）。

当該届出に当たっては、届出書に添えて、次に掲げるものを提出しなければならない（規則第23条第2項本文及び各号、通知の記の第3の2(2)③）。

- ①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ②土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

このうち、①については、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削

部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する（通知の記の第3の2(2)③）。

また、②については、登記事項証明書を例示しているがそれに限るものではない。例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が想定される（通知の記の第3の2(2)③）。

土地の所有者であることを証するために、登記事項証明書等と併せて公図の写しを添付することも想定される。公図の写しについては、紙媒体で発行された書類に限らず、登記所が保有する登記情報をWEBで確認可能な「登記情報提供サービス（※一般財団法人民事法務協会提供）」を利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等による当該情報の使用も想定される。

4) 届出義務の履行期間

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行わなければならない（法第4条第1項）。ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない（通知の記の第3の2(2)④）。

(4) 土地の形質の変更の届出に併せて行う土壤汚染状況調査の結果の提出

旧法においては、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合、届出が行われた上で、公的届出資料等の行政保有情報をもとに都道府県により汚染のおそれが判断され、その後、調査が行われる仕組みであることから、手続に時間を要している場合があった（通知の記の第3の2(3)）。

そこで、法第4条の手続において汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行えるようにするため、土地の形質の変更を行う者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状態について、あらかじめ指定調査機関に調査させて、土地の形質の変更の届出に併せてその結果を都道府県知事に提出することができることとした（法第4条第2項）。

土地の所有者等の全員の同意は、当該届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとした（規則第25条の2）。ここで、当該同意の内容には、指定調査機関に調査させることの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて都道府県知事に提出することの同意が含まれる必要があることに留意されたい。当該書面については、土壤汚染状況調査に係る請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類により代えることも可能である（通知の記の第3の2(3)）。

本規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合には、法第4条第3項の土壤汚染状況調査の結果の報告の命令の対象とならない（法第4条第3項、通知の記の第3の2(3)）。ただし、土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、法第3条第1項本文に定める方法で調査が実施されたとはいはず、法第4条第2項に基づく提出がされていないものと考えられ、この場合において規則第26条で定める基準（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）に該当する場合には、法第4条第3項に基づく調査結果の報告を命ずることが可能である（通知の記の第3の2(3)）。

報告書に記載する事項は、規則第25条の3に定めるとおりである（通知の記の第3の2(3)）。法第4条第2項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第7による報告書を提出して行う必要がある（規則第25条の3第1項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②土壤汚染状況調査を行った場所
- ③土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ④土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑤土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- ⑥土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑦土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- ⑧土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

当該報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第25条の3第2項）。

規則様式第7（土壤汚染状況調査結果報告書）をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

(5) 調査の対象となる土地

法第4条第3項の土壤汚染状況調査においては、土壤汚染状況調査の対象地の範囲は都道府県知事から示されることとなる（通知の記の第3の1(5)②）。

前述のとおり、盛土は、それが行われる土地が汚染されていたとしても、これにより当該土地の汚染を拡散させるリスクがないことから、法第4条第3項の調査の命令の対象となる土地は、法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうち、いわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地である（法第4条第3項、通知の記の第3の2(4)）。

1) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

「当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準」は、具体的には、以下の①から⑤のとおりである（規則第26条各号、通知の記の第3の2(4)）。

ここで、調査の対象となる土地が規則第26条で定める基準に該当するかどうかについては、公的届出資料等の行政保有情報に基づき判断することが基本と考えられるが、法第4条第1項の届出時に届出義務者が土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料を提出した場合は、基準の該当性判断の際に活用できるものとする（通知の記の第3の2(4)）。

また、前述のとおり、法第4条第3項の命令に基づく土壤汚染状況調査においては、最大形質変更深さより1mを超える深さにのみ汚染の生じた場所の位置がある単位区画については、試料採取等の対象としないことができることから（2.5.4、2.8.2(3)、2.8.3(6)3）及び2.9.1(2)参照）、汚染のおそれの生じた位置の深さに係る確度の高い情報を有している場合

にあっては、都道府県知事は、当該情報をもとに法第4条第3項の調査命令の要否を判断されたい（通知の記の第3の2(4)）。

なお、土地の形質の変更をしようとする者が、当該土地がこの基準に該当するかどうかを照会した場合には、法第61条第1項の規定により、特定有害物質による汚染の状況に関する情報を提供することが望ましい（通知の記の第3の2(4)）。

- ①土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地（規則第26条第1号）
 - ・土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、規則が定める測定方法によりその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明した土地の区域をいう（通知の記の第3の2(4)①）。
- ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、出し、又は地下に浸透した土地（規則第26条第2号）
 - ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等があったことを客観的に示す行政手続の例については、「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について」（平成22年3月30日付け環境省水・大気環境局土壤環境課事務連絡）により、別途連絡しているため、当該事務連絡を参照されたい（通知の記の第3の2(4)②）。
- ③特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（規則第26条第3号）
 - ・「製造し、使用し、又は処理する」は、法第3条第1項本文の「製造し、使用し、又は処理する」と同様の意味であるが、これにより③に該当しないこととされた土地であっても、②又は④に該当する土地である可能性はあるので留意されたい（通知の記の第3の2(4)③）。
 - ・特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設及びそれを設置している建物、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設、特定有害物質を使用等する作業場等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する（通知の記の第3の2(4)③）。
 - ・なお、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等があったことを客観的に示す行政手続の例については、②の事務連絡を参照されたい（通知の記の第3の2(4)③）。
- ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（規則第26条第4項）
 - ・特定有害物質の保管倉庫等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。なお、ここにいう「貯蔵」又は「保管」は、容器により密閉した状態のままでなされる貯蔵又は保管は含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵又は保管が該当する。具体的には、ガソリンスタンド等の敷地である土地又は敷地であった土地が想定される。
 - ・また、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム缶その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により行われる貯蔵又は保管は、密閉した状態のままで行われるものであっても、ここにいう「貯蔵」、「保管」に該当するものと解することとする（通知の記の第3の2(4)④）。
 - ・なお、水濁法に基づく有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置の実施状況に係る情報については、土壤汚染のおそれの区分の分類の際に把握することとしたた

め、調査対象となる土地の判断を行う際に当該情報の把握を行う必要はない（通知の記の第3の2(4)④）。

⑤②～④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地（規則第26条第5項）

- ・例えば、鉱山の敷地であった土地であって、鉱業権の消滅後5年を経過し、かつ、鉱山保安法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がなされていないものが該当する（通知の記の第3の2(4)⑤）。
- ・また、人為的原因を確認することができない土壤汚染であって、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地（第二種特定有害物質に係るものに限る。）については、専らいわゆる汚染のおそれが自然に由来する土地であると考えられるところ、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明したものであれば①に該当することとなるが、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、⑤に該当するものと解することが可能であると考えられる（通知の記の第3の2(4)⑤）。
- ・なお、「近傍の土地等」の該当性判断については、「自然由来による土壤汚染に係る法第4条第3項の調査命令発動要件について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903019号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第3の2(4)⑤）。

③の「特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設」には有害物質使用特定施設以外の施設も含まれる。

ここでいう「製造し、使用し、又は処理する」は、法第3条第1項本文の場合と同様の意味であり、特定有害物質を微量含む原材料を用いるが特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設等のほか、特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状又は粒状にしない形で取り扱う施設、特定有害物質が密封された製品を取り扱う施設、添加材等として特定有害物質を微量（1%未満）含む物質の使用等を行う施設は「特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設」には含まれない（1.5.1(1)参照）。

なお、これらの施設で製造し、使用し、又は処理されたものであることをもって③には該当しない場合であったことをもって②及び④の要件にも該当しないということではないことに注意が必要である。例えば、特定有害物質を微量（1%未満）含むものに関する「埋設、飛散、流出又は地下への浸透」及び「貯蔵又は保管」は、それぞれ②、④に該当する。

自然由来の土壤汚染に係る法第4条第3項の調査命令発動要件については、2)を参照されたい。

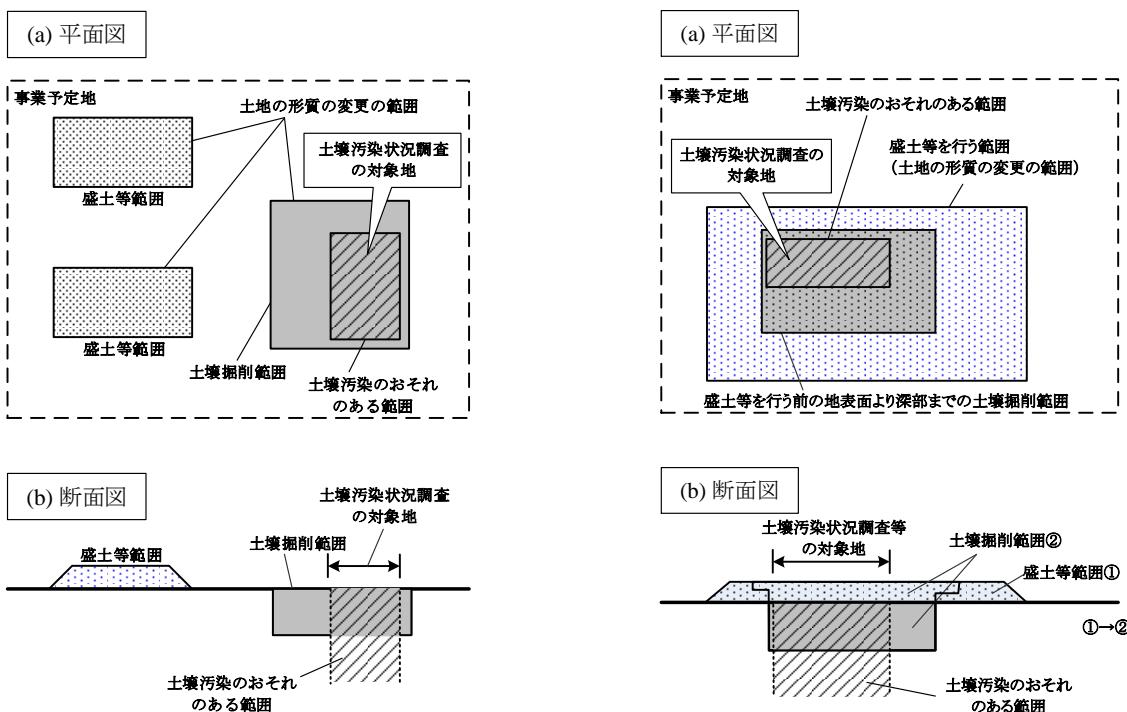
ここで、盛土又は埋土（以下「盛土等」という。）を行う部分の土壤については、実際に測定を行って汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないことが判明したものであれば①に該当することとなるが、自然由来の汚染があることが判明した地層の土壤が盛土等の材料として使用された土地については、⑤に該当すると解することが可能であると考えられる。また、同様に、当該測定により自然由来で汚染されていることが判明した地層が分布する掘削地点近傍の土地等も、⑤に該当すると解することが可能であると考えられる。

これら①～⑤の基準への該当性は、都道府県知事が可能な範囲で特定有害物質に関する公的届出資料等行政保有情報を収集することや、それまでに保有する過去の自主調査の結果に基づいて判断する。

法第4条第2項及び第3項の調査における土壤汚染状況調査の対象地の考え方を以下に示

す。

- ・盛土等する範囲（以下「盛土等範囲」という。）と土壤を掘削する範囲（以下「土壤掘削範囲」という。）がそれぞれ存在する場合、土壤汚染状況調査の対象地は、土壤掘削範囲のうち、都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる（図1.5.2-1(1)）。
- ・盛土等範囲の一部で一連の工事として盛土前の地表面よりも深い位置まで土壤を掘削する場合、土壤汚染状況調査の対象地は、盛土等を行う前の地表面より深い位置まで土壤を掘削する範囲のうち、都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる（図1.5.2-1(2)）。



(1) 盛土等範囲と土壤掘削範囲がそれぞれ別に存在する場合

(2) 盛土等を実施し、その範囲の一部で土壤を掘削する場合

図1.5.2-1 法第4条調査における土地の形質の変更の範囲と土壤汚染状況調査の対象地

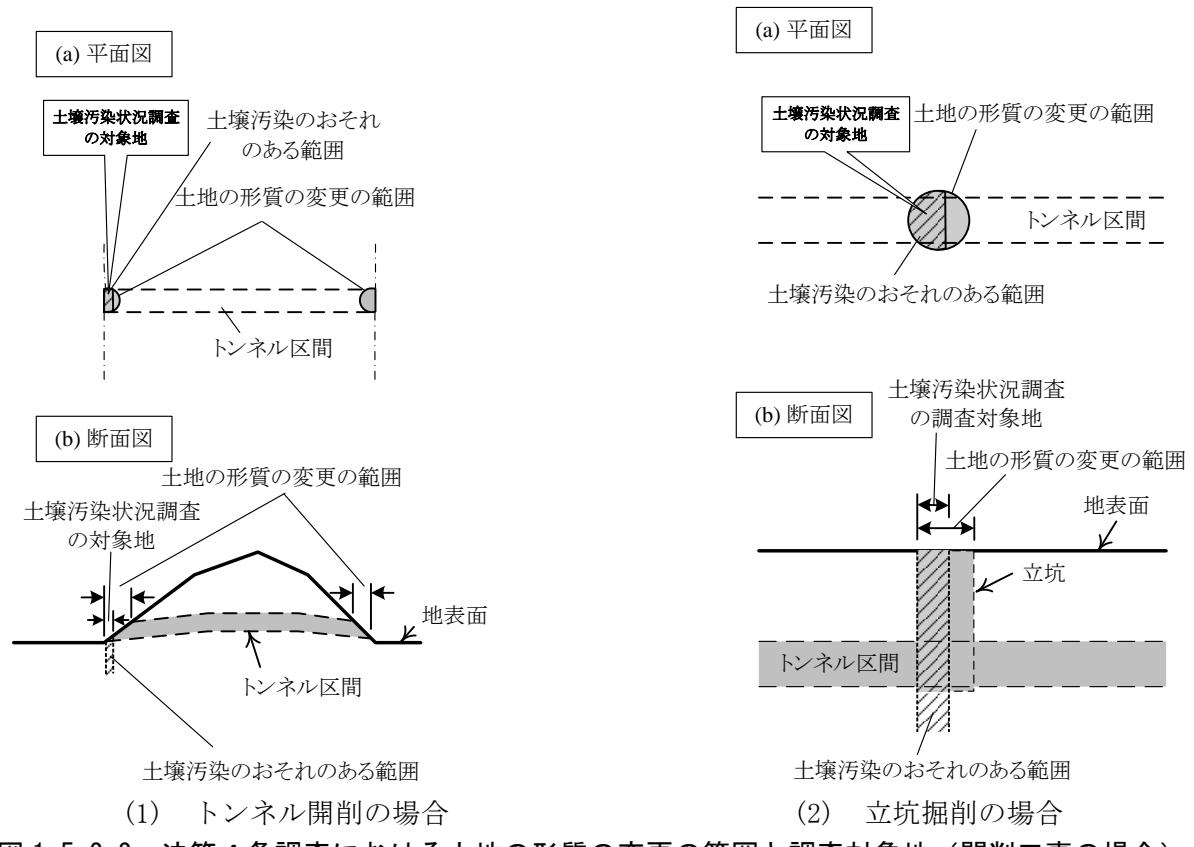


図 1.5.2-2 法第4条調査における土地の形質の変更の範囲と調査対象地（開削工事の場合）

- ・トンネル等の地下開削の場合、土壤汚染状況調査の対象地は、開削する部分（以下「開削部分」という。）を平面図に投影した範囲の土地のうち、都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる。地下開削における開削部分としては、坑口、立坑及び人坑等の開削部、開削トンネル等が考えられる（図 1.5.2-2）。
- ・汚染のおそれのある位置の深さについて確度の高い情報を有している場合は、都道府県知事は、当該汚染のおそれが生じた位置の深さ以深のみを土壤汚染のおそれのある範囲とし、土壤掘削範囲のうち、土壤を掘削する深さより 1 m を超える深さ以浅に土壤汚染のおそれがある範囲が存在する土地の範囲についてのみを土壤汚染状況調査の対象地の範囲として示すことになる（図 1.5.2-3）。

なお、「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」への該当性は、土地の掘削部分の範囲の土壤について判断するものではなく、掘削部分より深い位置の土壤も含めて判断する必要がある。

これら①～⑤の基準への該当性は、都道府県知事が可能な範囲で特定有害物質に関する公的届出資料等行政保有情報を収集することや、それまでに保有する過去の自主調査の結果に基づいて判断する。

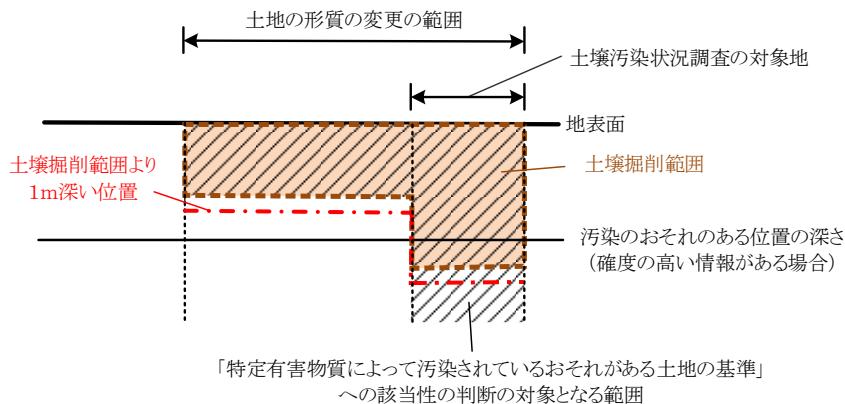


図 1.5.2-3 汚染のおそれのある位置の深さについて確度の高い情報が得られた場合における「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」への該当性を判断する対象範囲の考え方

2) 自然由来の土壤汚染に係る法第4条第3項の調査命令発動要件

「自然由来による土壤汚染に係る法第4条第3項の調査命令発動要件について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903019号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知)では、法第4条第3項(旧法における第4条第2項)の調査命令の発動に当たって、現時点において都道府県及び政令市が参考とすべき事項を次のとおりまとめており、次の事項について留意の上、その運用に遺漏のないようにされたいとしている。なお、この通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える(環水大土発第1903019号)。

ア. 規則第26条第5号の該当性判断について

通知の記第3の2(4)(5)において、「人為的原因を確認することができない土壤汚染であつて、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地(第二種特定有害物質に係るものに限る。)については、専らいわゆる汚染のおそれが自然に由来する土地であると考えられるところ、実際に測定を行つてその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明したものであれば1)①(規則第26条第1号)に該当することとなるが、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、1)⑤(規則第26条第5号)に該当するものと解することが可能であると考えられる」とされている(環水大土発第1903019号の第1)。

「近傍の土地等」には、少なくとも次に掲げるものが該当すると考えられ、これらについては、規則第26条第5号(上記の1)⑤)に該当する土地として法第4条第3項の命令を発出することが可能であると解して差し支えない(環水大土発第110225001号の第1)。

(ア) 汚染のおそれが自然に由来にする土地が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層がある土地(ただし、土壤汚染状況調査の対象地において、当該地層が地表から深さ10m程度までに位置している場合に限る。)

「地質的な連続性」とは、既存の文献や過去の調査結果等により、原則土質(ただし、土壤の年代等の地質的要素が判明している場合にあっては当該要素を加味することが望ましい。)が同じである層が連続してつながっていることを推定し得る場合が該当するものと考える(環水大土発第1903019号)。

例えば、ある敷地Aにおいて $3,000\text{ m}^2$ 以上の土地の形質の変更を予定しており、当該土地が次のいずれにも該当する場合には、当該敷地Aのうち掘削部分は、「近傍の土地等」に該当すると考えられる（環水大土発第1903019号）。

- ①敷地Aから離れたある地点Bにおいて、土壤の試料採取及び測定を実施し、ある深度まで第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）について土壤溶出量基準不適合であり、当該汚染は自然に由来するものと推定し得る。
- ②敷地Aにおいて、過去の調査等（既存の文献、敷地Aの周辺における既存のボーリング調査結果等）により、敷地Aと地点Bのある土地では、地表から深さ10m程度までにおいて、土質が同じである層が連続してつながっていると推定し得る。

地質的な連續性とは、当該地質が形成された当時の連續性を指しており、その後の自然的又は人為的原因により現在は当該地層がつながっていない場合もある。

- (イ) 敷地内の汚染の広がりを把握できる複数地点（例えば、最も離れた2地点）のボーリングによる土壤の試料採取等の結果、本ガイドラインの Appendix-3（自然由来による基準不適合土壤の判断方法及びその解説）に照らして、汚染のおそれが自然に由来すると認められると推定しうる場合における当該敷地の全ての土地

例えば、ある敷地において、 $3,000\text{ m}^2$ 以上の土地の形質の変更を予定しており、当該地の最も離れた2地点における土壤の試料採取及び測定の結果、第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）について自然に由来する土壤溶出量基準不適合であると推定し得る場合には、自然に由来する土壤汚染は通常一定の広がりをもって分布していることから、当該敷地のうち掘削部分は、「近傍の土地等」に該当すると考えられる（環水大土発第1903019号）。

イ. その他

上記(ア)、(イ)の判断に当たって必要な情報については、都道府県知事は、引き続き法第61条第1項に基づき、必要に応じ、関係部局等と連携を図ることにより、収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めることとされたい（環水大土発第1903019号）。

また、法第4条第3項の命令発出前であれば、当該命令の対象となる土地について、法第14条第1項の指定の申請を行うことは可能であることから、必要に応じ法第4条第1項の土地の形質の変更をしようとする者に対しその旨を教示することとされたい（環水大土発第1903019号）。

当該通知に基づくと、自然由来の土壤汚染が判明した地層の土壤が盛土材料として用いられている土地、又は当該地層と地質的な連續性が地質データ等により認められる地層の土壤が盛土材料として用いられている土地である場合には、規則第26条第5号（上記の1)⑤）に該当するものと考えられる。このような土地について、法第4条第3項の調査命令を発動するに当たっては、自然由来盛土等（1.3.2 参照）への該当性を参考にする必要がある。

ここで、自然由来盛土等に該当しない場合には、人為等由來の土壤汚染のおそれに対して調査命令の発動を考えることになる。また、盛土部分の土壤において自然由来の土壤汚染が判明している場合であって、当該土壤を掘削した地層又は当該地層と地質的な連續性が地質データ等により認められる地層が存在している土地には、当該地層につ

いて規則第26条第5号（上記の1）⑤に該当するものと考えられる。

なお、法第4条第3項の命令発出前の法第14条の指定の申請において、試料採取等を行う深さの限定は認められていない。

(6) 命令の手続

法第4条第3項の調査命令は、調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由、並びに調査報告期限を記載した書面により行う（規則第27条）。また、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものとならないよう、都道府県知事は、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知することとされたい（通知の記の第3の2（5））。

調査の対象となる土地の場所は、(4)にあるとおり、法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうちいわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地の範囲である（通知の記の第3の2（5））。

調査の対象となる特定有害物質の種類については、調査の対象となる土地の場所における(4)①から⑤の基準からみて土壤汚染のおそれがあると考えられる特定有害物質の種類である（通知の記の第3の2（5））。

都道府県知事は、当該基準に該当しているとして命令を発出するに当たっては、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等のあった期間や時期、含まれていた量を踏まえ、当該土地が特定有害物質によって汚染されていることの蓋然性を判断した上で、当該命令の発出の当否を判断することとされたい（通知の記の第3の2（5））。

命令の発出は、当該土地の形質の変更が着手された後では汚染の拡散のリスクが生じることから、着手予定日以前に行う必要があるが、都道府県知事は、被命令者に配慮し、命令発出の当否を速やかに判断することが望ましい。また、土地の形質の変更が行われることにより土壤汚染状況調査の適正な実施に支障が生じ、命令を履行することができなくなる可能性があることから、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、土地の形質の変更を行うことがないよう都道府県知事は指導されたい（通知の記の第3の2（5））。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について調査命令を行う場合には、都道府県知事は、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい（通知の記の第3の2（5））。

ここで、都道府県知事が土壤の汚染のおそれがなく、調査命令を発出しないと判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更の着手を行っても差し支えない旨を当該土地の所有者等に通知等で発出することを否定するものではない。なお、仮に調査命令を発出しないといった旨の当該土地の所有者等への通知を行い、当該通知を受けて土地の形質の変更が行われた場合には、通知後に当該土地において法第4条第3項の基準に該当する地歴が判明したとしても適切な調査を行うのは困難であることから、通知の発出について、都道府県知事において慎重に判断すべきであることについては従前のとおりである（通知の記の第3の2（5））。

また、法第4条第3項の調査命令の手続に要する時間を明確化する観点から、都道府県知事は、調査命令を発出する場合の当該事務処理に係る標準処理時間を適切に定めて公表することが望ましい。なお、都道府県が標準処理期間内に事務処理を行うためには、届出の際に適切な情報が提供されている必要があることに留意が必要である（通知の記の第3の2（5））。

調査の命令を行うに当たっては、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう配慮することとされたい。なお、法第4条第3項の命令は不利益処分である（通知の記の第3の2（5））。

(7) 調査結果の報告の手続

1) 報告の期限

調査報告期限については、都道府県知事は、調査の障害となる構造物のない更地の場合は命令から 120 日程度を目安とし、土地の所有者等の事情その他の調査に要する期間に影響を与える状況を勘案して設定されたい。なお、調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること、緊急事態等のため早急に調査を行うことが困難であることも、勘案すべき状況に含まれる（通知の記の第 3 の 2 (5)）。

2) 報告すべき事項

法第 4 条第 3 項の命令に係る土壤汚染状況調査の結果の報告は、次に掲げる事項を記載した規則様式第 7 による報告書を提出して行うこととした（規則第 27 条の 2 第 1 項各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②法第 4 条第 3 項の命令を受けた年月日
- ③土壤汚染状況調査を行った場所
- ④土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 m を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑤土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑥土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- ⑦土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑧土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

当該報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 m を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第 27 条の 2 第 2 項）。

規則様式第 7（土壤汚染状況調査結果報告書）を Appendix 「16. その他（規則様式）」に示す。

(8) 地歴調査により土壤汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類と試料採取等対象物質との関係

規則第 27 条により調査の対象とすることとされた特定有害物質の種類のほかに地歴調査（全 26 種類の特定有害物質を対象に実施）により汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類がある場合において、後者を試料採取等対象物質とすることなく、土地の所有者等が土壤汚染状況調査の結果を報告したときは、都道府県知事は、後者について、改めて法第 4 条第 3 項の

命令を発出する必要がある（通知の記の第3の2(6)）。

法第4条第3項調査においては、調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類だけではなく、26種類全ての特定有害物質を対象に地歴調査を行い、試料採取等対象物質を決定する必要がある。これは、公的届出資料等の行政保有情報のみに基づく判断では、土壤汚染のおそれのある特定有害物質の種類を見逃している可能性があるからであり、法第4条第1項の届出時に届出義務者が提出した土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料を含めても地歴調査で入手・把握すべき土壤汚染のおそれに関する情報が不足している場合が想定されるためである。

(9) 法第3条第1項本文との関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止されると同時にその敷地内において 900 m^2 以上の土地の形質の変更が行われる場合には、法第3条第1項本文の調査義務と法第4条第1項の届出義務が生ずるとともに、法第4条第3項の調査命令を発出することができる基準に該当するものと考えられるが、当該届出のあった土地の形質の変更が行われる前に法第3条第1項本文の調査義務が履行されるならば、あえて、法第4条第3項の命令を発出する必要はない（通知の記の第3の2(7)）。

また、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において 900 m^2 以上の土地の形質の変更が行われる場合には、法第3条第7項に基づき土地の形質の変更の届出が行われ、都道府県知事は法第3条第8項に基づき土壤汚染状況調査及びその結果の報告を命令することは、1.5.1(4)7)で述べたとおりである（通知の記の第3の2(7)）。

1.5.3 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

(1) 趣旨

土壤汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ、汚染があるとすればそれが人に摂取される可能性がある土地については、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることから、土壤汚染の状況を調査し、汚染の除去等の措置を実施する必要性が高いことから、都道府県知事は、そのような土地について、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとしている（法第5条第1項、通知の記の第3の3(1)）。

(2) 調査の対象となる土地の基準

法第5条第1項の土壤汚染状況調査においては、土壤汚染状況調査の対象地の範囲は都道府県知事から示されることとなる（通知の記の第3の1(5)②）。

調査の命令の対象となる土地は、当該土地において土壤汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壤に対する人のばく露の可能性があることを要することとしている（令第3条第1号、通知の記の第3の3(2)）。

また、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地、鉱山の敷地等については、調査の命令の対象とならないこととしている（令第3条第2号、通知の記の第3の3(2)）。

ある土地がこの基準に該当するかどうかその他の調査の命令に係る都道府県知事の判断の基礎となる情報については、必要に応じ情報提供を行うことが望ましく、土地の所有者等その他の情報を必要とする者がいる場合はその求めに応じて速やかに、当該基準に該当するかどうか及びその理由並びに当該基準に該当する場合は調査の対象となる土地の範囲、特定有害物質の種類及びそれらの理由を回答することが望ましい（通知の記の第3の3(2)）。

なお、法第5条に基づく調査の対象となる土地の区域には、人為等由来による土壤汚染のおそれの区分の分類における「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に分類される土地は、通常、含まれることはないと考えられる（1.5.3(3)参照、通知の記の第3の1(6)①ア）。

人為等由来による「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」については、2.4.2(1)参照）。

1) 土壤汚染の蓋然性が高く、かつ、人のばく露の可能性があること

「土壤汚染の蓋然性が高い」とは、原則として、その土地で土壤汚染が明らかとなっているか、又は近隣で地下水汚染若しくは土壤汚染が明らかとなり、かつ、汚染状況や土地の履歴等からみて当該近隣の汚染の原因がその土地にあると認められる場合が該当する（通知の記の第3の3(2)①）。

例えば、単に有害物質使用特定施設が設置されていた土地であること等の土地の履歴のみをもって、「土壤汚染の蓋然性が高い」と判断されることはない（通知の記の第3の3(2)①）。

なお、土地の履歴については、都市計画法に基づく開発許可担当部局又は宅地造成等規制法に基づく工事許可担当部局が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとることとされたい。また、土地の履歴から土壤汚染のおそれを判断するに当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2の規定に基づく定期点検等の法定点検が行われ、土壤汚染の発生の防止が図られている場合には、当該定期点検の結果等を必要に応じ考慮に入れて判断することとされたい（通知の記の第3の3(2)①）。

また、廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されてい

る場合等であれば、それが適切に管理されている限りにおいて、特定有害物質を含んでいたとしても人が摂取する可能性はないと考えられることから、調査の命令の対象とはならない。なお、非鉄製鍊業や鉄鋼業の製鍊・製鋼プロセスで副生成物として得られるスラグ等や石炭火力発電に伴い排出される石炭灰等が土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壤と区別して用いられている場合は、そもそも土壤とはみなされない（通知の記の第3の3(2)①）。

「人のばく露の可能性がある」の判断基準は、土壤汚染の種類（地下水を経由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壤を直接摂取するリスクの観点からのものか）及び蓋然性ごとに異なり、具体的にはアからウまでのとおりである（通知の記の第3の3(2)①）。

ア. 地下水経由の観点からの土壤汚染が明らかな場合

(ア) 考え方

地下水経由の観点からの土壤汚染が明らかとなっている土地については、当該土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号イ、通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

「地下水経由の観点からの土壤汚染」とは、土壤溶出量基準に適合しない土壤汚染である（規則第28条第1項、通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

「土壤汚染が明らか」とは、事業者等による調査結果において土壤汚染が判明し、当該結果が都道府県知事に報告された場合等が該当するものであり、種々の不確かな情報のみをもって「土壤汚染が明らか」とは判断できない（通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

「地下水汚染」とは、地下水が規則第7条第1項の基準（地下水基準）に適合しないことである（規則第29条、通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

「現に地下水汚染が生じ」とは、都道府県による地下水の常時監視等の結果において、地下水汚染が判明している場合である（通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

「地下水汚染が生ずることが確実であると認められ」とは、地下水モニタリングの結果、濃度レベルが増加傾向にあり、このまま一様に増加するとすれば、地下水基準に適合しなくなると考えられる場合である。なお、直近のモニタリング結果における濃度レベルの目安は、地下水基準の概ね0.9倍程度を超過していることであり、これを参考に判断することとされたい（通知の記の第3の3(2)①ア(イ)）。

(イ) 周辺の地下水の利用状況等に係る要件

(ア)の「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」とは、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、当該地下水が人の飲用利用に供されている等、規則第30条各号に掲げる地点があることである（規則第30条、通知の記の第3の3(2)①ア(ロ)）。

「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、1.4.2(1)イに詳述しているので、そちらを参照されたい。

イ. 地下水経由の観点からの土壤汚染のおそれがある場合

地下水経由の観点からの土壤汚染のおそれがある土地については、当該土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、

調査の命令の対象となる（令第3条第1号ロ、通知の記の第3の3(2)①イ）。

「地下水経由の観点からの土壤汚染」、「現に地下水汚染が生じ」及び「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、アと同じである（通知の記の第3の3(2)①イ）。

「土壤汚染のおそれがある土地」については、地下水の調査等の結果、地下水の流動や土地の履歴等からみて当該地下水汚染の原因と推定される土壤汚染の存在する蓋然性が高い土地が該当するものである（通知の記の第3の3(2)①イ）。

ウ. 直接摂取の観点からの土壤汚染が明らかか、又はそのおそれがある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染のおそれが明らかか、又はそのおそれがある土地については、当該土地が人が立ち入ることができる状態となっている場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号ハ、通知の記の第3の3(2)①ウ）。

「直接摂取の観点からの土壤汚染」とは、土壤含有量基準に適合しない土壤汚染である（規則第28条第2項、通知の記の第3の3(2)①ウ）。

「土壤汚染が明らか」については、土壤汚染の基準の観点が異なるほかは、ア(ア)と同様である。なお、令においては、「土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令に定める基準に適合せず」と規定されている（令第3条第1号ハ、通知の記の第3の3(2)①ウ）。

「土壤汚染のおそれがある土地」については、隣地で土壤汚染が判明し、かつ、当該土地と隣地とが工場の一連の敷地であり、又は土壤汚染の状況からみて隣地と連続する土壤汚染が存在することが明白である等、土壤汚染の存在する蓋然性が高い土地が該当するものである（通知の記の第3の3(2)①ウ）。

「当該土地が人が立ち入ることができる状態」には、火山の火口内等の特殊な土地や、関係者以外の者の立ち入りを制限している工場・事業場の敷地以外の土地の全てが該当することとなる（通知の記の第3の3(2)①ウ）。

2) 調査の命令の対象とならない土地でないこと

ア. 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、調査の命令の対象とはならない（令第3条第2号イ、通知の記の第3の3(2)②ア）。

例えば、地面が適切に舗装又は覆土されている土地は、地下水を経由した健康被害のおそれがある場合を除き、調査の命令の対象とならないこととなる（通知の記の第3の3(2)②ア）。

「措置が講じられている」とは、措置を自主的に行った場合のほか、措置としてではなく行った舗装等の行為により結果的に法第7条第4項の技術的基準（実施措置に係る技術的基準）に適合することとなった場合を含む（通知の記の第3の3(2)②ア）。

また、措置の実施中や計画中の場合も含まれるが、これは、調査命令の必要性を判断する端緒となった時点で実施中又は計画中であることを要し、例えば、調査命令が発出される可能性があることを知った後に措置を実施又は計画した場合は含まれない（通知の記の第3の3(2)②ア）。

実施措置に係る技術的基準においては、一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、措置が講じられているものとみなす旨の規定（規則第41条）があるため、そのような土地は調査命令の対象とならない（通知の記の第3の3(2)②ア）。

この一定の基準は、次のとおり定められている（規則第41条各号）。

- ①廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準（規則第41条第1号）
- ②海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準（規則第41条第2号）

さらに、鉱山保安法第39条第1項の命令を受け、土壤汚染による鉱害を防止するために必要な設備が講じられている土地についても、実施措置に係る技術的基準に適合する措置が講じられていると考えることができ、調査の命令の対象とはならない（通知の記の第3の3(2)②イ）。

イ. 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地等でないこと

操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地については、調査の命令の対象とはならない（令第3条第2号ロ、通知の記の第3の3(2)②イ）。

調査の対象とならないことについての考え方、「鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等」の「等」の内容については、法第3条第1項本文の調査に関する1.5.1(4)2)イ(ウ)と同様である（通知の記の第3の3(2)②イ）。

なお、このような土地について、鉱業の実施以外の理由により土壤汚染が生じている場合には、当該土壤汚染の調査が鉱山保安法に基づき行われることはないことから、調査の命令の対象となるものである（通知の記の第3の3(2)②イ）。

(3) 命令の手続

法第5条第1項の調査命令は、都道府県知事が土地の所有者等に対して、次に掲げる事項を記載した書面により行う（令第4条第1項）。

- ①調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類
- ②報告を行うべき期限

法第5条第1項の調査命令は、調査の対象となる土地の範囲、特定有害物質の種類、報告期限を記載した書面により行うこととする（令第4条第1項）。また、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものとならないよう、都道府県知事が土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知することとされたい（通知の記の第3の3(3)）。

調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類については、「土壤汚染が明らか」な場合には、土壤汚染が判明している区域を対象に、土壤汚染が判明している特定有害物質についてのみ命令が行え、また、「土壤汚染のおそれがある」場合には、土壤汚染の蓋然性が相当程度に高い区域として一定の根拠を示し得る程度に絞り込まれた区域を対象に、その疑いがある特定有害物質についてのみ命令が行えるものである（通知の記の第3の3(3)）。

なお、この命令は不利益処分である。また、都道府県知事は、調査の命令を行うに当たっては、1.5.2(6)と同様、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう、都道府県知事は配慮することとされたい（通知の記の第3の3(3)）。

(4) 調査結果の報告の手続

1) 報告の期限

調査報告期限の適用については、法第4条第3項の調査の命令と同様であり、1.5.2(6)を参照されたい（通知の記の第3の3(3)）。

2) 報告すべき事項

法第5条第1項の命令に係る土壤汚染状況調査結果の報告は、規則第30条の2第1項各号の記載事項を記載した様式（規則様式第8）に、対象地の汚染状態を明らかにした図面を添付して提出することとした（規則第30条の2、通知の記の第3の3(3)）。

法第5条第1項の命令に係る土壤汚染状況調査の結果の報告は、次に掲げる事項を記載した規則様式第8による報告書を提出して行う（規則第30条の2第1項）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②法第5条第1項の命令を受けた年月日
- ③土壤汚染状況調査を行った場所
- ④土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑤土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又はその他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- ⑥土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑦土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

当該報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第30条の2第2項）。

規則様式第8（土壤汚染状況調査結果報告書）をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

(5) 都道府県知事による調査の実施等

都道府県知事は、過失がなくて調査を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる（法第5条第2項、通知の記の第3の3(4)）。

「調査を命ずべき者を確知することができず」とは、調査の命令を発出すべき土地について、所有権の帰属に争いがあるために土地の所有者等を確定できないといった特殊な場合のみが該当するものである（通知の記の第3の3(4)）。

したがって、調査の命令を受けた土地の所有者等が調査を実施しない場合であって、必要なときには、この規定により都道府県が調査を行うのではなく、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行を行うべきものである（通知の記の第3の3(4)）。

「その者の負担」とは、土地の所有者等の負担を意味する（通知の記の第3の3(4)）。

1.6 区域の指定等

基準に適合しない汚染状態にある土地については、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に、それぞれ区分して指定することとしている。このうち、前者については、都道府県知事が健康被害の防止のために必要な措置を指示することとしているが、都道府県知事による措置内容の確認を確実に行うため、土地の所有者等に対して、都道府県知事への汚染除去等計画の提出や措置完了時の報告等を義務付けることとした（通知の記の第4）。

1.6.1 要措置区域（法第6条～第10条）

(1) 趣旨

都道府県知事は、法第3条第1項及び第8項、法第4条第2項及び第3項並びに法第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が(2)の基準（汚染状態に関する基準）に適合せず、かつ、(3)の基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）に該当すると認める場合には、当該土地の区域を要措置区域として指定し、その旨を公示する（法第6条第1項及び第2項、通知の記の第4の1(1)）。

また、汚染の除去等の措置により、要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認めるときは、当該土地について要措置区域の指定を解除し、その旨を公示する（法第6条第4項及び第5項、通知の記の第4の1(1)）。

要措置区域の指定及び解除は、公示によってその効力を生ずる（法第6条第3項及び第5項）ことから、公示は、土壤汚染状況調査の結果の報告や汚染の除去等の措置を完了した旨の報告を受け、それを確認した後速やかに行うこととされたい（通知の記の第4の1(1)）。

なお、都道府県知事は、開発許可又は工事許可の対象となる土地について要措置区域の指定を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局と連絡調整に努めることとされたい（通知の記の第4の1(1)）。

(2) 要措置区域の指定基準（汚染状態に関する基準）

要措置区域の指定基準のうち汚染状態に関する基準（法第6条第1項第1号）として、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準が定められている（規則第31条第1項及び第2項並びに別表第4及び別表第5、通知の記の第4の1(2)）。

汚染状態に関する基準については、1.4.1を参照されたい。

(3) 要措置区域の指定基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）

要措置区域の指定基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準（法第6条第1項第2号）は、基準不適合土壤に対する人のばく露の可能性があることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこととされている（令第5条第1号及び第2号、通知の記の第4の1(3)）。

健康被害が生ずるおそれに関する基準については、1.4.2を参照されたい。

(4) 要措置区域の指定及びその公示

要措置区域の公示は、土壤汚染状況調査の結果の報告を受け、指定をする旨、要措置区域、(2)の基準（汚染状態に関する基準）に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第7条第1項第1号に規定する指示措置をいう。以下同じ。（6)(3)参照）を明示して、都道府県の公報に掲載して行う（規則第32条）。この指定は、公示することにより効力を生ずる（法第6条第3項、通知の記の第4の1(4)）。

公示は、以下に掲げる事項を明示して、都道府県又は政令市の公報に掲載して行うものとする（規則第32条）。

- ①指定をする旨
- ②当該要措置区域
- ③当該要措置区域において汚染状態に関する基準に適合していない特定有害物質の種類
- ④当該要措置区域において講ずべき指示措置の種類

要措置区域の明示については、①市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番、②一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、③平面図のいずれかによる（通知の記の第4の1(4)）。

これについては、①を基本とし、地番が不明確である場合に②によることとされたい。また、一の地番の土地の一部を指定する場合には、①により「…の地番の一部」と記載し、又は③により平面図を用いて明示されることとなる（通知の記の第4の1(4)）。

(5) 要措置区域の指定の解除及びその公示

要措置区域の解除は、汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認める際に行う。解除の効力発生要件が公示であること及び公示の方法については、(4)と同様である（法第6条第5項において準用する同条第2項及び第3項、通知の記の第4の1(5)）。

公示は、以下に掲げる事項を明示して、都道府県又は政令市の公報に掲載して行うものとする（法第6条第5号において規則第32条を準用）。

- ①指定を解除する旨
- ②当該要措置区域
- ③当該要措置区域において汚染状態に関する基準に適合していない特定有害物質の種類
- ④当該要措置区域において講じられた実施措置

「汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその事由がなくなったと認める」には、土壤汚染の除去（(6)(6)参照）により要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を(2)の基準（汚染状態に関する基準）に適合させることにより、当然に、(3)の基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）にも該当しないこととなる場合と、土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置又は土壤汚染の除去の措置であって土壤溶出量基準ではない目標土壤溶出量を設定した措置（(6)(6)イ(イ)参照）により、(2)の基準（汚染状態に関する基準）に適合しない汚染土壤は残存するものの、①土壤中の特定有害物質が溶出した地下水等の飲用摂取又は②特定有害物質を含む土壤の直接摂取の経路を遮断し、(3)の基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）に該当しないこととなる場合がある（通知の記の第4の1(5)）。

後者の場合には、当該要措置区域について、その指定を解除するとともに、形質変更時要届出

区域に指定する必要があるので、留意されたい（通知の記の第4の1(5)）。

また、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画については汚染の除去等の措置を行う必要がある。この場合において、区域の指定後の土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで要措置区域内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせている可能性があり、かつ、当該土地の形質の変更の履歴が把握できないときは、汚染のおそれが生じた場所の位置が全ての深さにあるとみなし、地表から深さ10mまでの土壤をボーリングにより採取して土壤溶出量及び土壤含有量を測定する必要があることに留意されたい（通知の記の第4の1(5)）。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による措置も考えられ、これは「不溶化」に該当することから、当該措置を実施した場合には、要措置区域の指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定することが妥当である（通知の記の第4の1(5)）。

(6) 汚染の除去等の措置

1) 趣旨

旧法においては、都道府県知事は、要措置区域の指定をしたときは、当該要措置区域内の土地の所有者等に対し、措置を講ずべきことを指示することとしていたが、覆土の厚さ不足や観測井の位置誤りなどの誤った施行方法により汚染が拡散したり、措置完了時に必要書類が不十分で措置内容が確認できず解除できなかつたりするなどの懸念があった。そこで、都道府県知事による措置内容の確認を確実に行うため、都道府県知事は、要措置区域の指定をしたときは、当該要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限等を示して、都道府県知事により示された汚染の除去等の措置を記載した汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示することとした（法第7条第1項本文、通知の記の第4の1(6)①）。

なお、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、講じさせることにつき土地の所有者等に異議がないときは、当該汚染原因者に指示をすることについては従前のとおりである（法第7条第1項ただし書、8)参照）。これは、土地の所有者等が指示を受けて措置に着手した後も同様であり、措置の着手後に汚染原因者が判明した場合には、当該指示を取り消し、改めて、汚染原因者に対し、指示がなされるべきものである（通知の記の第4の1(6)①）。

「汚染原因者に措置を講じさせることが相当」でない場合とは、法第8条において汚染原因者に費用を請求できない場合として規定されている「既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる場合（(7)参照）、汚染原因者に費用負担能力が全くない場合、土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又は合意があつたとみなされる場合等である。これについては、個々の事例ごとに、汚染原因者の費用負担能力、土地の売却時の契約の内容等を勘案して、判断することとされたい（通知の記の第4の1(6)①）。

なお、汚染原因者の一部のみが明らかな場合には、当該明らかとなつた一部の汚染原因者以外の原因による土壤汚染については、土地の所有者等の指示を受けるべき地位は失われないこととなる（通知の記の第4の1(6)①）。

この指示が、土地の所有者等であつて、汚染原因者でなく、かつ、措置の費用負担能力に関わる一定の基準に該当するものに対して行われる場合には、一定の支援が行われることが適当であり、都道府県のこのような者に対する助成について、指定支援法人からの助成金の交付が行われる（1.10.2 参照）（通知の記の第4の1(6)①）。

2) 汚染除去等計画の作成及び提出の指示

都道府県知事は、汚染除去等計画の作成及び提出を指示するときは、書面により、講ずべき汚染の除去等の措置（指示措置）及びその理由、当該措置を講ずべき期限に加えて、当該措置を講ずべき土地の場所及び汚染除去等計画を提出すべき期限を示すこととした（法第7条第1項本文、規則第33条及び第34条第1項、通知の記の第4の1(6)②）。

ここで、講ずべき汚染の除去等の措置の内容は、土地の所有者等及び汚染原因者の主觀にかかわらず、専ら土地の汚染状態及び土地の用途のみによって客観的に定められるものである。具体的には、健康被害の防止のために必要十分な措置として規則別表第6の中欄に定める措置である（規則第36条第1項、別表第6）。また、汚染の除去等の措置を講ずべき期限は、措置を講ずべき土地の場所、特定有害物質による汚染状態、土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力を勘案した上で、措置が確実にかつできるだけ早期に実施されるよう設定することは、従前のとおりである（規則第34条第2項）。なお、措置の内容が汚染土壤の掘削による除去又は区域外土壤入換えである場合には、掘削した汚染土壤の要措置区域等外への搬出を伴うため、当該土壤の処理が適正に行われたことについて措置の実施者が確認を行う時間を要することを踏まえ、措置の実施期限を設定する必要があることに留意されたい（通知の記の第4の1(6)②）。

また、措置を講ずべき土地の場所は、当該土地又はその周辺の土地の土壤又は地下水の汚染状態等を勘案した上で、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において設定することも、従前のとおりである（規則第34条第3号、通知の記の第4の1(6)②）。

汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握するための調査に要する期間等を勘案した上で、相当なものを設定することとされたい（規則第34条第4項、通知の記の第4の1(6)②）。

また、都道府県知事は、開発許可又は工事許可の対象となる土地について指示を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい。

3) 汚染除去等計画の記載事項

汚染除去等計画の記載事項は、指示措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置であって、土地の所有者等が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）、実施措置の着手予定時期及び完了予定時期並びに規則第36条の2に掲げる事項とした（通知の記の第4の1(6)③）。

汚染除去等計画は、次に掲げる事項を記載した規則様式第9による計画を提出して行うこととしている（規則第36条の2及び第36条の3第1項）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地
- ③実施措置を選択した理由
- ④別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号（地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換え）に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条

の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- ⑤土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずるときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ⑥土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帶水層に接する場合にあっては、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- ⑦⑥に定めるものほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- ⑧実施措置の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- ⑨事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- ⑩土壤を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- ⑪要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を把握するための土壤溶出量調査及び土壤含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壤の使用方法
- ⑫要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び当該汚染土壤の使用方法
- ⑬規則別表第7の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ中欄に定める事項

ここで、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、規則別表第6の下欄に定める措置である（規則第36条第3項、別表第6）。また、全ての汚染の除去等の措置の種類に共通する記載事項については、①～⑫に掲げたとおりであり、他の汚染の除去等の措置の種類ごとに記載すべき事項については規則別表第7の中欄に示したとおりである（法第7条第1項第1号～第3号、規則第36条の2、別表第7）（通知の記の第4の1(6)③）。

「実施措置の着手予定時期及び完了予定時期」は、年月日を記載することとする（通知の記の第4の1(6)③）。

③の「実施措置を選択した理由」としては、当該実施措置を選択するに至った技術的評価の内容や検討の経緯等を記載する（通知の記の第4の1(6)③）。

⑧の「実施措置の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法」としては、共通する初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明や汚染が拡散した範囲の把握を行い、それらの結果を都道府県に報告することが考えられるが、さらに、汚染の状態や実施措置の内容に応じて想定される原因に対応する施工方法についても記載する必要がある。また、⑨の「事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法」としては、措置に係る構造物や設備等に損壊がないことや汚染の拡散の有無等を確認し、必要な対応を講ずるとともに、それらの結果を都道府県担当者に報告することが考えられる（通知の記の第4の1(6)③）。

⑪の「試料採取の頻度」については、平成31年1月環境省告示第6号に定める要措置区域

外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法（6）ウ参照）に基づき、記載する必要がある（通知の記の第4の1（6）③）。

さらに、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め及び不溶化の措置については、土壤の汚染状態や性状を変更する方法、使用する設備等が措置の内容に応じて十分なものであることを確認した結果を記載することとした（規則別表第7、通知の記の第4の1（6）③）。

上記の⑤の調査は、法第3条第8項、法第4条第2項又は法第4条第3項の土壤汚染状況調査において、以下の内容で土壤の特定有害物質による汚染状態を把握するものである。

- ・地歴調査で最大形質変更深さより1mを超える深さにおいてのみ土壤汚染のおそれがあることが確認され、試料採取等を行わなかった特定有害物質の種類については、表層から汚染の除去等の措置を行う深さより1m深い位置までの範囲
- ・試料採取等を行ったが、最大形質変更深さより1mを超える深さについて試料採取等を行わず、試料採取を行った深さの範囲で基準不適合が確認された特定有害物質の種類については、最大形質変更深さより1m深い位置から汚染の除去等の措置を行う深さより1m深い位置までの範囲

汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない（規則第36条の3第2項）。

- ①規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号（地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換）に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ②汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ③土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合にあっては、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

4) 汚染除去等計画の提出及び変更

土地の所有者等は、汚染除去等計画を規則第36条の3第1項に規定する様式（規則様式第9）により作成し、汚染の除去等の措置を講じようとする場所の土壤の汚染状態を明らかにした図面並びに汚染の除去等の実施場所及び施行方法を明示した図面を添付して、提出することとした。ここで、土壤汚染状況調査において試料採取等を行う深さを限定できる規定により試料採取等を行わなかった深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずるときは、土壤汚染状況調査に準じた方法により当該土壤の汚染状態を明らかにして、その図面を添付することとした（規則第36条の3）。なお、土壤汚染状況調査に準じた方法により当該土壤の汚染状態を調査した結果、新たに基準不適合土壤が確認された場合において、当該基準不適合土壤の汚染状態が（3）の基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）に該当する場

合にあっては、当該基準不適合土壤に係る特定有害物質を要措置区域の指定対象物質に追加した上で措置の対象に含めることとする。また、当該基準不適合土壤の汚染状態が(3)の基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）に該当しない場合にあっては、都道府県知事は、土地の所有者等に対して法第14条の指定の申請を促し、当該特定有害物質について形質変更時要届出区域に指定することが望ましい（通知の記の第4の1(6)④）。

なお、法第14条の指定の申請では試料採取等の深さを限定することが認められていないため、当該指定の申請を行うためには、汚染の除去等の措置を講ずる深さよりも深い位置まで土壤の汚染状態を確認することが必要になる場合がある。

ここで、法第14条の指定の申請により新たに形質変更時要届出区域に指定された土地の区域については、汚染の除去等の措置の対象に含まれる場合を除き、汚染除去等計画の内容には関係しない。

また、汚染除去等計画の内容を変更したときは、軽微な変更である場合を除き、変更後の汚染除去等計画を規則第37条に規定する様式（規則様式第9）により提出することとした。ここでいう軽微な変更には、全ての実施措置の種類に共通する事項として、都道府県知事が示した措置を講ずべき期限までの間における実施措置の着手予定時期及び完了予定時期の変更等が含まれるほか、実施措置の種類ごとに規則別表第7の下欄に示した事項が該当する（法第7条第3項、規則第36条の4、第37条、別表第7、通知の記の第4の1(6)④）。

都道府県知事は、汚染除去等計画（変更があったときは変更後のもの。）の提出があった場合において、実施措置が技術的基準（6）参照）に適合していないと認めるときは、提出のあった日から30日以内に限り、計画の変更を命ずることができることとした（法第7条第4項）。また、土地の所有者等は、当該期間を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならないこととした（法第7条第6項）。なお、都道府県知事は、実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、当該期間を短縮できることとした。この場合においては、土地の所有者等に対して遅滞なく短縮後の期間を通知されたい（法第7条第5項）（通知の記の第4の1(6)④）。

規則様式第9（汚染除去等計画書（新規・変更））をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

5) 実施措置の実施義務及び措置命令

2)の手続を経て指示を受けた者は、汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき義務を負い（法第7条第7項）、都道府県知事は、この義務を履行していないと認めるときは、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができることとした（法第7条第8項）（通知の記の第4の1(6)⑤）。

法第7条第8項の措置命令は、相当の履行期限を定め、書面により行うこととした（規則第42条）。ここにいう履行期間の考え方は、2)の「汚染の除去等の措置を講ずべき期限」と同様であり、開発許可又は工事許可の対象となる土地について命令を行う場合において、必要に応じ、担当部局との連絡調整に努めることとされたいことも2)と同様である。

行政手続法及び行政不服審査法の適用については、法第3条第3項の通知等と同様であり、1.5.1(2)2)アを参照されたい（通知の記の第4の1(6)⑤）。

6) 実施措置に関する技術的基準

ア. 指示措置の内容

土壤汚染の状態ごとの講すべき汚染の除去等の措置の内容は、次のとおりである。なお、以下に述べるとおり、土壤汚染の除去が指示措置とされるのは土地の用途からみた限定的な場合のみとしており、土壤汚染の除去、とりわけ、掘削除去は、汚染の拡散のリスクを防止する観点から、できる限り抑制的に取り扱うこととしていることに留意されたい（通知の記の第4の1(6)⑥ア）。

(ア) 地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合

イ 地下水汚染が生じていない場合

地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合であって、当該土壤汚染に起因する地下水汚染が生じていないときは、地下水の水質の測定を指示措置とする（規則別表第6の1の項、通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)i）。

ロ 地下水汚染が生じている場合

地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合であって、当該土壤汚染に起因する地下水汚染が生じているときは、特定有害物質の種類ごとに土壤溶出量基準の3倍から30倍までの溶出量をもって定められている第二溶出量基準（規則別表第3。1.4.1 参照）に適合するものであるかどうかによって、指示措置の内容を定める（規則別表第6の2の項から6の項まで、通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)ii）。

各物質の種類ごとの講すべき措置の選択の方法については、以下のとおりである（通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)ii）。

・第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

指示措置は、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めとする（規則別表第6の2の項、通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)ii）。

なお、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを講ずる場合には、あらかじめ、汚染状態を第二溶出量基準に適合させることを要することに留意されたい（通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)ii）。

・第二種特定有害物質（重金属等）

指示措置は、第一種特定有害物質の場合と同様である（規則別表第6の3の項及び4の項、通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)ii）。

・第三種特定有害物質（農薬等）

指示措置は、第二溶出量基準に適合しない場合は遮断工封じ込め、第二溶出量基準に適合し、かつ、土壤溶出量基準に適合しない場合は原位置封じ込め又は遮水工封じ込めとする（規則別表第6の5の項及び6の項、通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)ii）。

措置の技術的な適用可能性については、表1.6.1-1に示すとおりである。なお、旧法において、地下水の水質の測定の措置は、地下水汚染が生じていない土地に限って適用可能であるとしていたが、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度（イ参照）を設定する場合であって、土壤の特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量以下であり、地下水

の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合にあっては、当該措置を適用できることとした（通知の記の第4の1(6)⑥ア(イ)ii）。

表 1.6.1-1 指示措置及び技術的に適用可能な措置

| 地下水 汚染 | 汚染の除去等の措置 の方法 | 第一種特定有害 物質（揮発性 有機化合物） | | 第二種特定有害 物質（重金属等） | | 第三種特定有害 物質（農薬等） | |
|-----------|------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|
| | | 第二 溶出量 基準 適合 | 第二 溶出量 基準 不適合 | 第二 溶出量 基準 適合 | 第二 溶出量 基準 不適合 | 第二 溶出量 基準 適合 | 第二 溶出量 基準 不適合 |
| なし | 地下水の水質の測定 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| あり | 地下水の水質の測定 | ○* ¹ | × | ○* ¹ | × | ○* ¹ | × |
| | 原位置封じ込め | ◎ | ○* ² | ◎ | ○* ² | ◎ | × |
| | 遮水工封じ込め | ◎ | ○* ² | ◎ | ○* ² | ◎ | × |
| | 地下水汚染の拡大の防止 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 土壤汚染の除去 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 遮断工封じ込め | × | × | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| | 不溶化 | × | × | ○ | × | × | × |

凡例：◎指示措置、○指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置、

×適用不可

* 1 土壤の特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。

* 2 汚染土壤の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要。

(イ) 直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合

原則とする措置は、盛土とする（規則別表第6の9の項）。ただし、主として居住の用に供されている建築物の専ら居住の用に供されている場所が盛土することで日常の居住の用に著しい支障を生じる場合には土壤入換えとする（規則別表第6の8の項）。また、特別な場合には、土壤汚染の除去が命じられる（規則別表第6の7の項）（通知の記の第4の1(6)⑥ア(ロ)）。

「主として居住の用に供されている建築物」とは、建築物のほとんどが居住の用に供されている建物である。例えば、マンションについては、1階等のごく一部が居住の用ではなく商店等の用に供されているものを含む（通知の記の第4の1(6)⑥ア(ロ)）。

「専ら居住の用に供されている場所」は、マンションの敷地については、その1階が事業用である部分は該当せず、専ら居住用である部分は該当し、居住兼事業用である部分は個別事例ごとに検討することとなる（通知の記の第4の1(6)⑥ア(ロ)）。

「特別な場合」とは、その土地が「乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地、又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって、土地の形質の変更が頻繁に行われることにより土壤入換え若しくは盛土の効果の確保に支障が生ずるおそれがある

と認められるもの」である場合である（規則別表第6の7の項、通知の記の第4の1(6)⑥ア(ロ)）。

これは、前者については、土壤の摂食量の多い乳幼児が意図的に穴を掘ったりすること等を通じて土壤に直接接触することとなる砂遊び又は土遊びを目的としていることから、土壤を摂取する可能性が最も高い土地利用であり、土地の所有者等が土壤入換え又は盛土の効果を常に確実に維持・管理していくことは容易ではないと考えられるためである（通知の記の第4の1(6)⑥ア(ロ)）。

また、後者については、2～3年に1回程度以上の頻度で軽微ではない土地の形質の変更が行われ、それにより土壤入換え又は盛土の効果に影響を与える可能性がある場合には、それらの措置の効果の確実な維持・管理は技術的に困難と考えられるためである（通知の記の第4の1(6)⑥ア(ロ)）。

都道府県知事においては、「特別な場合」の解釈は上記の趣旨を踏まえて行うこととし、「特別な場合」に該当することを理由として土壤汚染の除去を命ずることは、限定的に運用することとされたい（通知の記の第4の1(6)⑥ア(ロ)）。

イ. 措置完了条件（目標土壤溶出量及び目標地下水濃度）

(7) 措置完了条件を設定する措置

旧法においては、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め及び不溶化の措置については、基準不適合土壤又は当該土壤がある範囲についてそれぞれの措置（工事）を行い、工事完了後にその効果を確認するため、要措置区域内の地下水の下流側の工事を行った場所の周縁に設置した観測井において、地下水基準に適合することを確認することとしていた。これを今回の改正では、要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において、工事の実施後に地下水基準に適合することを評価する地点（評価地点）を設定し、かつ、当該評価地点で地下水基準に適合するために当該要措置区域において達成すべき土壤溶出量であって第二溶出量未満の土壤溶出量（目標土壤溶出量）及び地下水濃度（目標地下水濃度）（措置完了条件）を設定した上で、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤又は当該土壤がある範囲についてそれぞれの措置（工事）を行い、工事完了後にその効果を確認するため、要措置区域内の地下水の下流側の工事を行った場所の周縁に設置した観測井において、目標地下水濃度を超えない汚染状態であることを確認することとした。ここで、目標土壤溶出量を第二溶出量基準未満としているのは、周囲に飲用井戸等がある要措置区域においては、廃棄物処理法の埋立処理基準を上回る濃度の土壤汚染が残置されることを望ましくないためである。なお、土壤汚染の除去については、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において当該措置を実施する場合に限り、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定することとした（通知の記の第4の1(6)⑥イ(イ)）。

このため、上記の措置の種類については、従来はその実施に当たって基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握することとしていたが、これに加えて土壤汚染の状況、その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握することとした。ここで、「土壤汚染の状況、その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報」は、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の範囲を把握するために必要な情報や、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定するために必要となる情報（(イ)参照）等の汚染除去等計画の作成に当たって必要な情報である（通知の記の第4の1(6)⑥イ(イ)）。

なお、上記のボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法による調査（以下「詳細調査」という。）等の結果、基準不適合土壤の汚染状態が目標土壤溶出量を超えないものであり、当該要措置区域における地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えないものであることが確認された場合にあっては、工事の対象とするべき土壤がなく、また、地下水経由のばく露の観点でも特段の工事の必要もないと考えられることから、地下水の水質の測定の措置を選択することができることとした。ここで、基準不適合土壤の汚染状態が目標土壤溶出量を超えないが、当該要措置区域における地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えるものであることが確認された場合にあっては、当該要措置区域の地下水の上流側に汚染の原因があることや基準不適合土壤の汚染状態の把握が的確に行えていないことが考えられることから、その原因を追究した上で、必要な措置を講ずることが必要になることに留意されたい（通知の記の第4の1(6)⑥イ(イ)）。

また、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止については、浄化壁等の設計により透過後の地下水濃度を制御することが可能であることから、評価地点を設定し、かつ、目標地下水濃度を設定することとした（目標土壤溶出量基準の設定は不要）。ただし、当該浄化壁の効果が有限であることから、措置の期限を定められないことは従前のとおりである。一方、揚水施設による地下水汚染の拡大の防止については、揚水により地下水の流向及び流速等を適切に管理することにより汚染の拡大を防止する措置であり、地下水濃度の管理は技術的に困難であるため、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度の設定は行わないものとした（通知の記の第4の1(6)⑥イ(イ)）。

「土壤汚染の除去については、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において当該措置を実施する場合に限り、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定することとした」とあるのは、土壤汚染の除去は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において実施する場合もあることから、そのような場合を含まないことを述べている。

(イ) 措置完了条件の設定

目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定するに当たっては、評価地点を設定する必要がある。評価地点は(ア)で記載したとおり、要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において任意に設定できるものである。ただし、都道府県から土地の所有者等に飲用井戸等の位置に関する情報を提供することが個人情報保護等の観点から適当ではない場合にあっては、評価地点を当該要措置区域のある敷地の地下水の下流側の境界に設定すること等が考えられる（通知の記の第4の1(6)⑥イ(ロ)）。

目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を算出するに当たっては、環境省ホームページで公開する措置完了条件計算ツールを活用されたい。当該ツールは特定有害物質の種類、帶水層の土質及び厚さ、動水勾配、基準不適合土壤の大きさ、評価地点までの距離等を入力することにより、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を算出するものである。具体的な手順については、マニュアルを合わせて環境省ホームページに公開するので、参照されたい。（通知の記の第4の1(6)⑥イ(ロ)）。

上記の入力条件のうち、「特定有害物質の種類」は、要措置区域の指定の事由となった特定有害物質の種類であり、「帶水層の土質及び深さ、動水勾配、基準不適合土壤の大きさ」については、詳細調査等により把握するものである。また、「評価地点までの距離」は、要措置区域の地下水の下流側の境界から評価地点までの距離である（通知の記の第

4の1(6)⑥イ(ロ))。

なお、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度として、それぞれ土壤溶出量基準及び地下水基準を設定することは可能であり、その場合、原則として旧法と同様の措置内容となる（通知の記の第4の1(6)⑥イ(ロ)）。

(ウ) 詳細調査の実施

詳細調査は、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を得るために行うものである。具体的には、基準不適合土壤のある範囲及び深さや目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の範囲及び深さを確定（措置によっては第二溶出量基準に適合しない範囲及び深さも確定）するために土壤の汚染の状況を把握するとともに、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度の設定や施行方法の決定のために必要となる当該土地の情報を把握するために実施するものである（通知の記の第4の1(6)⑥イ(ハ)）。

詳細調査は、要措置区域においてボーリングによる土壤の採取等を実施する必要があるところ、汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリングにあっては、要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外の対象とすることとした（規則第43条第2号）（通知の記の第4の1(6)⑥イ(ハ)）。

なお、詳細調査により必要な情報を把握し、措置完了条件を設定することは、規則別表第8に規定されているように実施措置の実施方法の一部であるが、それらは汚染除去等計画を作成するために必要なものであり、当然に土地の所有者等は汚染除去等計画の提出前に実施するものであることから、法第7条第6項の規定（汚染除去等計画の提出をした者は、提出日から30日を経過するまでは実施措置を講じてはならない）に違反するものではない（通知の記の第4の1(6)⑥イ(ハ)）。

ウ. 実施措置の技術的基準（実施の方法）

実施措置の種類ごとの技術的基準（実施の方法）は、規則別表第8に定めるとおりである。また、全ての実施措置に共通する事項として、土壤溶出量基準に適合しない土壤が要措置区域内の帶水層に接する場合の土地の形質の変更の施行方法が、環境大臣が定める基準に適合していること、基準不適合土壤、特定有害物質及び特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出（飛散等）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること、要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合には環境大臣が定める方法により搬入土の汚染のおそれの区分に応じた汚染状態の調査を行うこと、飛び地間移動（1.9.1(5)2イ参照）により他の要措置区域から汚染土壤を搬入する場合には、当該土壤が帶水層に接しないようにすること等により、人の健康にかかる被害が生ずるおそれがないようにすることを規定した（規則第40条第1項）（通知の記の第4の1(6)⑥ウ）。

ここで、土壤溶出量基準に適合しない土壤が要措置区域内の帶水層に接する場合の土地の形質の変更の施行方法の基準は、平成31年1月環境省告示第5号において定めた。具体的には、第一種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地にあっては、鋼矢板その他の遮水壁により土地の形質の変更の範囲を囲むこととし、それ以外の場合にあっては、地下水位の管理を行いつつ、地下水質の監視を行うこととした（通知の記の第4の1(6)⑥ウ）。

また、要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合の当該土壤の汚染状態の調査方法については、平成31年1月環境省告示第6号において、搬入土の汚染のおそれの区分に応じた調査頻度を定めた（通知の記の第4の1(6)⑥ウ）。

具体的には、地歴調査の結果に基づき、次のとおりとなる（平成31年環境省告示第6

号、通知の記の第4の1(6)⑥ウ)。

①5000 m³以下ごとに汚染されていないことの確認を必要とする土壤

- ・汚染のおそれがない土地に区分される土地の土壤
- ・自然地盤の土壤であって、既存の測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができ、周囲に自然由来による基準不適合土壤が判明した地点がある場合に、当該地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層があることが確認されていない土地の土壤

②900 m³以下ごとに汚染されていないことの確認を必要とする土壤

- ・汚染のおそれが少ない土地に区分される土地の土壤
- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を使用等、埋設等、貯蔵等している工場又は事業場の敷地として利用している又は利用していた土地以外の土壤であって、おそれの区分を行っていない土地の土壤
- ・自然地盤の土壤であって、既存の測定結果から自然由来による基準不適合土壤のおそれがないとみなすことができない土壤
- ・周囲に自然由来による基準不適合土壤であることが判明した地点がある場合に、当該地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層がある土地の土壤
- ・自然由来による基準不適合のおそれが不明な土壤

③100 m³以下ごとに汚染されていないことの確認を必要とする土壤

- ・汚染のおそれが多い土地に区分される土地の土壤
- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を使用等、埋設等、貯蔵等している工場又は事業場の敷地として利用している又は利用していた土地の土壤であって、おそれの区分を行っていない土地の土壤
- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を使用等、埋設等、貯蔵等したか不明な土地の土壤

この調査は、実施措置を実施する者が行うものであるが、実際の調査は指定調査機関が実施することが望ましい（通知の記の第4の1(6)⑥ウ）。

なお、揮発性のある特定有害物質による土壤汚染地において土地の形質の変更を伴う措置を実施する場合にあっては、当該物質の揮散による大気汚染のおそれがあることから、土壤汚染地における当該物質の大気中濃度を監視することが望ましい（通知の記の第4の1(6)⑥ウ）。

上記のほか、各汚染の除去等の措置の実施方法について留意が必要な点については、5.4.3～5.4.5を参照されたい。

工. 実施後の効果の維持

土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置については、土壤中に特定有害物質が残ることから、実施後もその効果が適切に維持される必要がある。なお、土壤汚染の除去の措置であっても、土壤溶出量基準ではない目標土壤溶出量を設定した場合についても同様である（通知の記の第4の1(6)⑥エ）。

このため、措置の実施後は、土地の所有者等がその効果が持続しているかどうかを定期的に点検し、措置に係る構造物の損壊のおそれがあると認められる場合には速やかに損壊を防止するために必要な措置を講ずる等、汚染の除去等の措置の効果の維持に努めることが望ましい（通知の記の第4の1(6)⑥エ）。

汚染の除去等の措置の効果が当該措置の完了後に失われた場合には、既に要措置区域の指定を解除され、形質変更時要届出区域に指定されていることから、都道府県知事が改めて要措置区域に指定した上で、再度の汚染除去等計画の作成及び提出を指示することがあり得る。また、工事完了後の地下水モニタリングの実施中に汚染の除去等の措置の効果が失われた場合には、その原因を究明するとともに、法第7条第4項の技術的基準（実施措置に係る技術的基準）に適合しない汚染の除去等の措置が講じられたこととなるので、都道府県知事は必要に応じて法第7条第8項の措置命令を発出すべきである。なお、その場合の指示又は命令の相手方は、汚染原因者は適正な措置を1回実施すれば再度の措置をする責任を負わないことから、その時点における土地の所有者等となる。ここで、「原因を究明する」とは、措置を実施した範囲について汚染状況の調査を実施する必要があることのほか、措置を実施した範囲の近隣において明らかに地下水汚染又は土壤汚染があると認められる場合には、当該範囲についても汚染状況の調査を実施することが望ましい。また、当該調査の結果土壤汚染が明らかとなった土地は、法第14条を申請することが望ましい（1.7 参照）。また、当該土地において土壤汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壤に対する人のばく露の可能性がある場合は、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることは前述のとおりである（1.5.3 参照）（通知の記の第4の1(6)⑥エ）。

措置を実施した範囲の近隣において土壤汚染が明らかとなった土地について法第14条の指定の申請を行う場合、試料採取等を行う深さを限定せずに土壤汚染状況調査に準じた方法による調査が行われている必要があり、その条件を満たしていない場合には法第5条第1項の調査命令が発出される可能性がある。

才．廃棄物埋立護岸において造成された土地の取扱い

一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、汚染の除去等の措置が講じられているものとみなす（規則第41条、通知の記の第4の1(6)⑥才）。

この「一定の基準」とは、規則第41条のとおり、廃棄物処理法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に規定されている基準である（通知の記の第4の1(6)⑥才）。

- ・廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準（規則第41条第1号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準（規則第41条第2号）

カ．担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となったものが講ずべき措置

土地の所有者等が、競売における自己競落又はこれに類する行為により土地の所有者等となったものであり、かつ、当該土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる場合は、都道府県知事は、指示事項として地下水の水質の測定又は立入禁止を示すことと

する（規則第36条第2項、通知の記の第4の1(6)⑥カ）。

これは、債権の回収を目的として一時的に土地を保有しているに過ぎない土地の所有者等には、応急的な措置を行わせるに止め、売却後の新しい所有者等に対して封じ込め、盛土等の恒久的な措置を行わせるものである（通知の記の第4の1(6)⑥カ）。

「これに類する行為により土地の所有者等となる」とは、

- ①自ら（親会社、子会社等を含む。）が担保権を有している不動産について、当該担保権の被担保債権の満足のために所有権を取得すること
- ②①により不動産の所有権を取得した者からの当該不動産の取得であって、取引慣行として、不動産に担保を付した他の債権の取得に付随して行われているもの（債権のバルクセールの一部としての土地の売買）

が該当する（通知の記の第4の1(6)⑥カ）。

したがって、代物弁済、任意売買等、公的機関の介在しない手続により土地の所有者等となる場合も含み得るものである（通知の記の第4の1(6)⑥カ）。

「土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる」とは、土地を売却する意思が外部に継続的に表示されており、かつ、適正な価格以上の価格が提示されれば必ず売却する意思があると認められることである（通知の記の第4の1(6)⑥カ）。

7) 実施措置の完了報告

汚染除去等計画を提出した者（汚染除去等計画の内容を変更したもの）を提出した者を含む。）は、当該計画に記載された実施措置を講じたときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならないこととした（法第7条第9号、通知の記の第4の1(6)⑦）。

なお、汚染の除去等の措置のうち、汚染の除去等を行うための工事と当該工事の効果を確認するために実施する一定期間の地下水モニタリングから成り立っているもの（揚水施設による地下水汚染の拡大の防止を除く。）については、工事が不適正であった場合に有効な是正を適時にできるように、当該工事が完了した時点（工事完了時）と、地下水モニタリングまで完了した時点（措置完了時）の2段階の報告時点を規定することとした。具体的な報告時点及び報告書に記載する事項は、規則第42条の2に定められたとおりである（規則第42条の2、別表第9、通知の記の第4の1(6)⑦）。

法第7条第9項の報告は、以下に定めるところにより行うものとする（規則第42条の2第1項）。

ア. 実施措置に係る工事が完了した時点（工事終了時）の報告書

実施措置に係る工事が完了した場合（工事終了時）の報告は、規則様式第10による報告書を提出して行うものとする。（規則第42条の2第2項本文）。

当該報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（規則第42条の2第3項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②要措置区域の所在地
- ③実施措置の種類
- ④実施措置の着手時期及び実施措置に係る措置の実施が完了した時期
- ⑤要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、規則第40条第2項第

3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- ⑥規則第36条の4第3号に規定する軽微な変更を行った場合にあっては、変更後の基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置
- ⑦規則別表第9の上欄に掲げる実施措置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める工事完了の報告事項

実施措置に係る工事終了時の報告書には、実施措置が講じられた要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない(規則第42条の2第5項)。

規則様式第10(工事完了報告書)をAppendix「16. その他(規則様式)」に示す。

イ. 実施措置に係る全ての措置が完了した時点(措置完了時)の報告書

実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合において、次に掲げる事項を記載した規則様式第11による報告書を提出して行うものとする(規則第42条の2第4項本文及び各号)。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②要措置区域の所在地
- ③実施措置の種類
- ④実施措置の着手時期及び実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期
- ⑤規則別表第9の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める実施措置完了の報告事項

実施措置に係る全ての措置が完了した場合の報告書には、実施措置が講じられた要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない(規則第42条の2第5項)。

規則様式第11(実施措置完了報告書)をAppendix「16. その他(規則様式)」に示す。

8) 汚染原因者に対する指示及び措置命令

ア. 趣旨等

都道府県知事は、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、当該汚染原因者が措置を講ずることにつき土地の所有者等に異議がないときは、汚染原因者に汚染除去等計画の作成及び提出を指示することは、従前のとおりである(法第7条第1項ただし書、通知の記の第4の1(6)⑧ア)。

「汚染原因者に措置を講じさせることが相当」については、1)を参照されたい(通知の記の第4の1(6)⑧ア)。

また、指示の手続、実施措置の実施義務及び措置命令並びに実施措置に関する技術的基準については、土地の所有者等に対する指示と同様である（通知の記の第4の1(6)⑧ア）。

イ. 汚染原因者の特定

(ア) 汚染原因行為

汚染原因行為には、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為が該当する（規則第35条第1項本文、通知の記の第4の1(6)⑧イ(イ)）。

その結果、汚染原因行為には、意図的、非意図的のいかんにかかわらず、全てが含まれることとなる。また、汚染土壤の飛散又は流出を防止するための設備が設けられている場合において、当該設備を土壤汚染を生じさせる程度に損傷し、又はその機能に障害を与える行為についても、汚染原因行為に含まれる（通知の記の第4の1(6)⑧イ(イ)）。

また、廃棄物処理法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する一定の基準に従って行われた廃棄物の埋立処分等については、これを適正に行えば土壤汚染を生じさせることはないことから、汚染原因行為には該当しない（規則第35条第1項ただし書、通知の記の第4の1(6)⑧イ(イ)）。

なお、これらの基準に適合する廃棄物の埋立処分等が行われた土地については、規則第41条の規定により、汚染の除去等の措置を行ったものとみなされることから、形質変更時要届出区域に指定されるが、そこから特定有害物質又は特定有害物質を含む液体が漏出し、かつ、人のばく露の可能性がある場合には、「これらの基準に適合する廃棄物の埋立処分等が行われた土地」とはいえないことから、要措置区域に指定された上で、指示がされることとなる。なお、漏出に伴い措置を指示する場合の汚染原因者は、適切な漏出防止措置を講ずる責任がありながら、これを講じなかった者となる（通知の記の第4の1(6)⑧イ(イ)）。

このほか、天災や戦災により生じた土壤汚染については、汚染原因者はいないこととなり、土地の所有者等に対して措置命令が行われることとなる。したがって、天災等により土壤中に移行することとなった特定有害物質を管理していた者がいたとしても、その者は汚染原因者とはならない（通知の記の第4の1(6)⑧イ(イ)）。

また、例えば、汚染土壤の処理を委託された汚染土壤処理業者が、独断により不適正な処理を行い、その結果として土壤汚染が発生した場合には、当該汚染土壤の処理を委託した者は、汚染原因者には該当しない。この場合の汚染原因者は、不適正な処理を行った汚染土壤処理業者である。汚染土壤の運搬を委託した者の意に反して不適正な運搬が行われた場合における汚染原因者の考え方も、同様である。なお、いずれの場合においても、社会通念上妥当でない対価により汚染土壤の処理又は運搬が委託されているときは、処理又は運搬を委託した者と受託した者との間に通謀関係があることが疑われる所以、留意されたい（通知の記の第4の1(6)⑧イ(イ)）。

(イ) 汚染原因者の特定の方法

汚染原因者の特定は、水濁法の届出記録等の特定有害物質の使用状況、当該工場・事業場等における事故記録等の汚染原因行為の有無等に関する情報の収集を行い、汚染原因者である可能性のある者を絞り込み、当該特定有害物質の土壤中での形態や土壤汚染の分布状況等から、その者が当該特定有害物質を取り扱っていた期間内に生じさせた土壤汚染の可能性について検証して行うものとする（通知の記の第4の1(6)⑧イ(ロ)）。

なお、その土地でその特定有害物質を使用していた者が一者に限られ、かつ、自然由来（天災及び戦災を含む。）の汚染が考えられない等、各種の情報からみてその者の行為により汚染が発生したと推定することにつき十分な理由があるときは、汚染原因行為の具体的な内容の確定まで行う必要はなく、その者を汚染原因者とすることができる。

都道府県知事は、汚染原因者の特定について、汚染原因者と目される者等の任意の協力を得つつ、自らの負担により行うこととする（通知の記の第4の1(6)⑧イ(ロ)）。

汚染原因者が明らかな場合は汚染原因者に汚染除去等計画の作成及び提出を指示することとした法第7条第1項ただし書の趣旨を踏まえ、土地の履歴、周辺の土壤や地下水の汚染状況、特定有害物質の使用等の位置及び化合物形態等の把握ができる限り行う等、できる限り汚染原因者の特定に資する情報を収集し、汚染原因者を特定するよう努めることとされたい（通知の記の第4の1(6)⑧イ(ロ)）。

ウ. 指示の手続等

(ア) 指示の手続

汚染原因者に対する指示の手続が土地の所有者等に対する指示と同様であることは前述したとおりである（ア参照、通知の記の第4の1(6)⑧ウ(イ)）。

これに加え、同一の土地について汚染原因者が複数存在する場合の指示は、当該複数の者が土壤汚染を生じさせたと認められる程度（以下「寄与度」という。）に応じて行う（規則第35条第2項、通知の記の第4の1(6)⑧ウ(イ)）。

指示に当たっては、これを迅速に行うことが適当であることから、寄与度に応じて責任を果たすことを求めるのみで足り、汚染原因者ごとに果たすべき責任の内容を具体的に定めることは要しない（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(イ)）。

なお、汚染原因者の一部が不存在である等によりその者に対する指示ができないときは、その者の寄与度に相当する分の汚染除去等計画の作成及び提出は、土地の所有者等に指示する。土地の所有者等が汚染除去等計画の作成及び変更並びに実施措置を行うために要した費用については、法第8条の規定により、当該汚染原因者に対し請求することができる（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(イ)）。

汚染原因者の特定や寄与度の算定については、一定の科学的根拠に基づき的確に行うとともに、汚染原因者への指示において当該科学的根拠を示す必要がある（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(イ)）。

複数の汚染原因者に対する指示においては、(イ)によりそれぞれの寄与度を算定し、指示文書に記載する。都道府県知事は指示を受けた当該複数の汚染原因者に対し、示された寄与度の割合に応じ汚染除去等計画の作成及び変更並びに実施措置を分割して実施する方法、当該複数の汚染原因者のうちの一部の者にそれらの実施を委ね、それ以外の汚染原因者は応分の費用を負担する方法等により、実施措置を講ずべき義務を履行するよう指導することとされたい（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(イ)）。

(イ) 複数の汚染原因者の寄与度の算定

寄与度については、次の考え方により算定するものとする（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(ロ)）。

①複数の者により同一の原因物質による汚染が発生している場合の寄与度については、汚染の位置と特定有害物質を取り扱っていた場所との関係、汚染物質の形態と取り

扱っていた特定有害物質の形態の比較、当該特定有害物質の取扱いの様子、周辺地域の状況等からできるだけ正確に寄与度を算定する。

ただし、それが困難な場合は、当該汚染原因者が当該特定有害物質を取り扱っていたと推定される期間のうち土壤汚染が発生し得る可能性を否定できない期間を基に寄与度を推定する（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(ロ)）。

②汚染原因者によって原因物質が異なる場合の寄与度については、他の原因物質はなかったとした場合に必要となる措置内容及び当該措置に要する費用を勘案して算定する。

ただし、覆土と原位置封じ込めといった個別に措置を行うことが可能な場合には個別に各々の措置を行うものとする（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(ロ)）。

人為的原因による汚染以外の汚染がある場合には、その汚染部分を除いて寄与度を算定する。なお、当該人為的原因による汚染以外の汚染については、原則どおり、土地の所有者等が責任を負担することとなる（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(ロ)）。

(ウ) 措置命令の手続

(ア)により指示を行ってもなお、当該指示を受けた汚染原因者が汚染除去等計画を提出しないときは、都道府県知事は汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。また、汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認められるときは、都道府県知事が当該実施措置を講ずべきことを命ずることができることとしたことは5)で述べたとおりである（法第7条第2項及び第8項参照、通知の記の第4の1(6)⑧ウ(ハ)）。

命令に当たっては、指示の場合と異なり、措置が講じられることなく放置されていることが通常であると考えられるため、措置の実施を具体的に促すべく、汚染原因者ごとに果たすべき責任の内容を定めることが適当である（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(ハ)）。

汚染原因の一部をなすそれぞれの者に対し、汚染の全体についての措置の連帶責任を課すことはしない（通知の記の第4の1(6)⑧ウ(ハ)）。

9) 都道府県知事による汚染の除去等の措置の実施

都道府県知事は、指示をしようとする場合において、過失がなくて当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら行うことができることは、従前と同様である（法第7条第10項、通知の記の第4の1(6)⑨）。

ここにいう「当該指示を受けるべき者を確知することができず」及び「その者の負担」については、法第5条第2項の都道府県知事による調査と同様であり、1.5.3(5)を参照されたい（通知の記の第4の1(6)⑨）。

(7) 汚染の除去等の措置に要した費用の汚染原因者への請求

法第7条第1項本文の指示（汚染除去等計画の作成及び提出の指示）を受けた土地の所有者等は、当該土地において実施措置を講じた場合には、汚染原因者に対し、指示措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置に要する費用の額の限度において、当該実施措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該実施措置に要した費用を請求することができることとした（法第8条第1項本文）。ただし、汚染原因者が既に当該指示措置に係る汚染除去等計画の作成

及び変更並びに当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、請求することはできないこととした（法第8条第1項ただし書）（通知の記の第4の1(7)）。

これは、汚染除去等計画の作成及び変更並びに汚染の除去等の措置に要する費用については、他の環境汚染に関する費用負担と同様に汚染者負担の原則が採用されるべきところ、私法のみによる調整に委ねると、請求権の消滅時効やその特約の存在、汚染原因者の故意又は過失の立証の困難性等により、請求することができる場合が限定されるものになることから、行政法により特別に創設された請求権である（通知の記の第4の1(7)）。

汚染原因者が特定できず、土地の所有者等に対して指示を行った場合には、土地の所有者等が費用の請求について相談することができるよう、都道府県において、相談の窓口の設置、汚染原因者の特定に資する情報の提供等の支援を行うよう努めることとされたい（通知の記の第4の1(7)）。

「既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる」とは、具体的には、例えば以下のような場合が該当するものである（通知の記の第4の1(7)）。

- ①汚染原因者が当該汚染について既に汚染の除去等の措置を行っている場合
- ②汚染除去等計画の作成及び変更並びに汚染の除去等の措置の実施費用として明示した金額を、汚染原因者が土地の所有者等に支払っている場合
- ③現在の土地の所有者等が、以前の土地の所有者等である汚染原因者から、土壤汚染を理由として通常より著しく安い価格で当該土地を購入している場合
- ④現在の土地の所有者等が、以前の土地の占有者である汚染原因者から、土壤汚染を理由として通常より著しく値引きして借地権を買い取っている場合
- ⑤土地の所有者等が、瑕疵担保、不法行為、不当利得等民事上の請求権により、実質的に汚染除去等計画の作成及び変更並びに汚染の除去等の措置に要した費用に相当する額の填補を受けている場合
- ⑥汚染除去等計画の作成及び変更並びに汚染の除去等の措置の実施費用は汚染原因者ではなく現在の土地の所有者等が負担する旨の明示的な合意が成立している場合

請求できる費用の範囲は、前述のとおり指示措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置に要する費用の額の限度に止まり、それらを行うために通常必要と認められる費用の額に限られるものである（通知の記の第4の1(7)）。

「通常必要と認められる費用の額」のうち指示措置に要する費用については、土地の現況を前提として、必要以上の内容でない措置を実施し、土地を現況に復帰させることに要する費用が該当するものである。例えば、建築物等があることにより、更地の場合に比べて費用の額が高くなる場合であっても、その額を請求できることとなる。一方、建築物等の価値を高める行為を併せて行った場合のその費用については、請求できない。また、例えば、舗装を行う場合に、必要以上の厚さ及び強度の舗装を行った場合は、通常の厚さ及び強度の舗装を行った場合に要すると見込まれる費用との差額については、請求できない（通知の記の第4の1(7)）。

なお、土壤汚染状況調査や汚染の除去等の措置に要した費用の他者への請求については、瑕疵担保による損害賠償請求、契約上の関係に基づく請求、不法行為による損害賠償請求等、法第8条の規定以外にも民法（明治29年法律第89号）等の規定によるものも考えられる（通知の記の第4の1(7)）。

法第8条の規定以外の民法等の規定による請求の例としては、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行者が、法第3条、第4条、第5条又は第7条に基づく義務を負う土地の所有者等に代わって調査や措置を行った場合に、本来の義務者である土地の所有者に対して請求できるといったことも考えられる（通知の記の第4の1(7)）。

(8) 土地の形質の変更の禁止

1) 趣旨

要措置区域内においては、土地の形質の変更を原則として禁止することとしている（法第9条本文）。これは、要措置区域が土壤汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であり、速やかに汚染の除去等の措置を講じ、土壤汚染による人の健康被害を防止する必要があるからである（通知の記の第4の1(8)①）。

2) 土地の形質の変更の禁止の例外

実施措置として行われる土地の形質の変更や非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更であれば、当然に許容されるべきものであるが（法第9条第1号及び第3号）、それ以外の土地の形質の変更であっても、汚染の拡散をもたらさない方法により行われる土地の形質の変更であれば、例外的に許容すべく、その行為の類型を法第9条第2号の環境省令で定めている（規則第43条）。具体的には、以下のアからエのとおりである（通知の記の第4の1(8)②）。

なお、要措置区域内の土地の形質の変更は、汚染の拡散のリスクを伴うものであることから、その施行において、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずるべきことは当然であり、都道府県知事は、必要に応じ、当該土地の形質の変更の実施状況について、法第54条第1項により、報告徴収及び立入検査を行い、施行方法の妥当性を確保されるよう努めることとされたい。また、揮発性のある特定有害物質による土壤汚染地において土地の形質の変更を伴う措置を実施する場合にあっては、当該物質の揮散による大気汚染のおそれがあることから、土壤汚染地における当該物質の大気中濃度を監視することが望ましいことは前述のとおりである（1.6.1(6)6 ウ参照）。土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで、要措置区域内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせる可能性があることから、土地の形質の変更の履歴については、記録し、保存するよう、都道府県知事は関係者を指導することとされたい。また、土地の形質の変更を行うに当たっては、当該形質の変更を行う深さから1m深い位置までの汚染の状態が明らかであることが望ましい（通知の記の第4の1(8)②）。

ア. 帯水層への影響を回避する方法等による土地の形質の変更

実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えず、かつ、土地の形質の変更の対象となる部分の面積の合計が10m²以上の場合にあっては深さ50cm未満、当該部分の面積の合計が10m²未満の場合にあっては深さ3m未満の土地の形質の変更であれば、土地の形質の変更の例外としている（規則第43条第1項、通知の記の第4の1(8)②ア）。

なお、ここにいう実施措置を講ずるために設けられた構造物の変更には、既にある舗装等に変更を与えることのみが含まれ、措置のための新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為は含まない（通知の記の第4の1(8)②ア）。

また、「面積が10m²以上の場合にあっては深さ50cm未満、当該部分の面積が10m²未満の場合にあっては深さ3m未満」とは、変更が加えられる部分の深さが最も深い部分で、それぞれ50cm以上、3m以上であれば、原則どおり、禁止される土地の形質の変更に当たることを意味する（通知の記の第4の1(8)②ア）。

ただし、地表から一定の深さまで帶水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合に

は、当該帶水層の深さより1m浅い深さまで土地の形質の変更を行っても、形質の変更に当たり基準不適合土壤が帶水層に接することができないと考えられることから、50cm以上又は3m以上の深さの例外として土地の形質の変更を行うことができる（規則第43条第1号ロ及びハ、通知の記の第4の1(8)②ア）。

帶水層の深さの確認を求めるための手続は、規則第44条に定めている。確認を求める者は、要措置区域内に地下水位を観測するための井戸を設置し、地下水位を観測する。この観測は、地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも1年間行うことが適当であり、年間を通じた観測の結果及び地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さを都道府県知事に提出する（規則第44条第1項第4号及び第5号）。都道府県知事は、前述のとおり、要措置区域内にある帶水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認する必要があることから、当該井戸は帶水層が最も浅い位置にあると考えられる地点に設置される必要があり、当該地点の選定が合理的であることの理由を説明するために、確認を受けようとする者が提出する必要があるものには、少なくとも、地下水位等高線及び地質柱状図があると考えられる（規則第44条第1項第3号参照）。これらの図面は、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さを定めるためにも必要となると考えられる（規則第44条第1項第5号、第2項第3号参照）（通知の記の第4の1(8)②ア）。

都道府県知事は、当該井戸を設置した地点及び当該地点の選定の理由並びに地下水位の観測の結果からみて、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さを定めた判断が合理的であると認められる場合に、要措置区域内にある帶水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認することとした（規則第44条第3項、通知の記の第4の1(8)②ア）。

この確認により、当該要措置区域においては、当該確認された帶水層の深さの1m浅い深さまで、土地の形質の変更を行うことができることとなる（通知の記の第4の1(8)②ア）。

イ. 汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリング

汚染の拡散を行わない方法で実施するボーリングにあっては、要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外とした。これは、要措置区域においては、汚染の除去等の措置を実施するに当たり詳細調査としてボーリングによる土壤の採取等を実施する必要があること（(6)6)イ(ウ)参照）、また、措置（工事）の効果の確認等のために観測井を設置する必要があることから、それらの目的に限って土地の形質の変更の禁止の例外としたものである（通知の記の第4の1(8)②イ）。

「汚染の拡散を引き起こさない方法」の具体的な要件は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体がボーリング孔内を通じて流出しないようにすること、及び、掘削に当たって水等を用いる場合は、当該水等による汚染の拡散を防止するために必要な措置をとることとした（規則第43条第2号、通知の記の第4の1(8)②イ）。

ここで、「基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体がボーリング孔内を通じて流出しないようにする」ための方法は、地層の崩壊や孔内への基準不適合土壤等の侵入を防ぐための鋼管を坑井に設置する方法等が考えられる。また、準不透水層等の帶水層の底を貫通させるボーリングを行う場合には、当該帶水層の底に滞留する汚染物質が孔内を通じて下位帶水層に拡散することを防ぐため、セメントミルクやベントナイト等の遮水材でボーリング孔を確実に遮水し、孔内水に含まれる基準不適合土壤等を除去した上で、当該遮水材を掘進するとともに、ボーリングが終了した時点で孔内に遮水材を充填す

るなどして、当該ボーリングが行われた準不透水層の本来の遮水の効力を回復させる必要がある。帯水層の底の位置の把握は、事前に周辺の地質情報等を収集する方法や近隣の土壤汚染のおそれがない地点においてボーリングを行う方法等により行う（通知の記の第4の1(8)②イ）。

土地の形質の変更の禁止の例外として定めるボーリングは、地盤の状況等により適切な汚染の拡散を引き起こさない方法が異なる可能性があるため、指定調査機関に実施させることが望ましい。

ウ. 実施措置と一体となって行われる土地の形質の変更

要措置区域は、健康被害のおそれがあることから汚染の除去等の措置を講ずる必要のある土地であるが、汚染の除去等の措置と一緒に実施されなければならないものであれば、汚染の除去等の措置の履行が放置されているわけではなく、汚染の拡散を伴わずに土地の活用可能性を確保することができるため、このような場合には、土地の形質の変更の禁止の例外としている（規則第43条第3号、通知の記の第4の1(8)②ウ）。

この実施方法の基準は、環境大臣告示により定めた（平成31年環境省告示第5号、通知の記の第4の1(8)②ウ）。

この確認を求めるための手続は、規則第45条に定めている。このうち、同条第3項第1号の「当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一緒に実施される実施措置との間に一體性が認められること」とあるのは、土地の形質の変更が実施措置と同時に実施されることを意味する（通知の記の第4の1(8)②ウ）。

上記の実施方法の基準は、3)に示すとおりである。

エ. 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域内における土地の形質の変更

実施措置が講じられ、指定の解除に至るまでの地下水モニタリングの期間中又は地下水汚染の拡大の防止の実施中に実施される土地の形質の変更について、ウと同様の考え方の下、汚染の拡散を伴わない方法により行われる場合に限り、土地の形質の変更の禁止の例外としている（規則第43条第4号、通知の記の第4の1(8)②エ）。

この実施方法の基準は、ウの実施方法の基準と同様の内容である（通知の記の第4の1(8)②エ）。

これらの確認を求めるための手續は、規則第46条に定めている（通知の記の第4の1(8)②エ）。

上記の実施方法の基準は、3)に示すとおりである。

3) 汚染の拡散をもたらさない実施方法の基準

土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合の土地の形質の変更の実施方法の基準は、次のとおりとする（平成31年環境省告示第5号）。

- ① 土地（②の土地を除く）の形質の変更の方法は、次のi)からiii)までのいずれにも該

当する方法とする。

- i) 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある準不透水層（厚さが 1 m 以上であり、かつ、透水係数が 1×10^{-6} m / 秒以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること
 - ii) 土地の形質の変更が終了するまでの間、i) の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること
 - iii) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層までの土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること
 - ・ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帶水層内の基準不適合土壤又は特定有害物質が当該不透水層より深い位置にある帶水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること
 - ・ 最も浅い位置にある帶水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること
- ② 要措置区域（区域内の土地の土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する土地の区域又は区域内の土地の土壤の第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地の区域）内の土地の形質の変更の方法は、次の i) 又は ii) に該当する方法とする。
- i) ①のいずれにも該当する方法
 - ii) 下記アからウのいずれにも該当する方法
 - ア. 地下水位を管理して施行する方法
 - ・ 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること
 - ・ 上記により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（処理業省令第 4 条第 1 号リ（1）に規定する排出基準をいう。）に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（処理業省令第 4 条第 1 号ヌ（1）に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び同条第 4 号に規定する流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること
 - ・ 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周縁の土地の地下水位を確認すること
 - ・ 当該周縁の土地の地下水位の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること
 - イ. 地下水の水質を監視して施行する方法
 - ・ 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、1 月に 1 回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の

形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること

- ・当該地下水に含まれる特定有害物質の量の測定の結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること

ウ. 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層まで土地の形質の変更を行う場合には、①i) 及び iii) に該当する方法とする

- ③ ①及び②の土地の形質の変更を行う場合にあっては、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの実施措置が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。
- ④ ①又は②の土地の形質の変更を行う場合にあっては、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。

4) 帯水層への影響を回避する土地の形質の変更の方法に係る都道府県知事の確認

ア. 帯水層の深さに係る確認の申請

帯水層の深さに係る確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則様式第12による申請書を提出しなければならない（規則第44条第1項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②要措置区域の所在地
- ③要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
- ④③の地下水位の観測の結果
- ⑤観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さ

規則様式第12（帯水層の深さに係る確認申請書）をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

当該申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第44条第2項本文及び各号）。

- ①地下水位を観測するために設置した井戸の構造図
- ②地下水位を観測するために井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面
- ③帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

イ. 帯水層の深さに係る確認

都道府県知事は、当該井戸を設置した地点及び当該地点の選定の理由並びに地下水位の観測の結果からみて、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さを定めた判断が合理的であると認められる場合に、要措置区域内にある帯水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認することとした（規則第44条第3項、通知の記の第4の1(8)②ア）。

都道府県知事は、地表から一定の深さまでに帶水層がない旨の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帶水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるとときは、当該確認に、当該地下水位及び帶水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付すことができる（規則第44条第4項）。

具体的には、*Appendix 「4. 地表から一定の深さまでに帶水層がない旨の確認に係る手続」*を参照。

ウ. 帯水層の深さに係る確認の取消し

都道府県知事は、地表から一定の深さまでに帶水層がない旨の確認をした後において、当該定期的な報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帶水層が存在しないと認められなくなったとき又は当該定期的な報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとしている（規則第44条第5項）。

5) 土地の形質の変更に係る確認の申請

要措置区域内において実施措置と一体として行われる土地の形質の変更にあっては、その施行方法が3)の施行方法の基準に適合する旨について都道府県知事の確認を受けたものでなければならない（規則第43条第3号）。

その施行方法は、土地の形質の変更に伴い、汚染の拡散を生じさせないものであり、*Appendix 「12. 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある要措置区域内の帶水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準」*に示す。

ア. 確認の申請の手続

実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の施行方法について、都道府県知事の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則様式第13による申請書を提出しなければならない（規則第45条第1項）。

- ①氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。）を行う要措置区域の所在地
- ③土地の形質の変更の種類
- ④土地の形質の変更の場所
- ⑤土地の形質の変更の施行方法
- ⑥土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- ⑦土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- ⑧事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

当該申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第45条第2項）。

- ① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面

② 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

イ. 都道府県知事の確認

都道府県知事は、アの土地の形質の変更に係る確認の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であることを確認する（規則第45条第3項）。

- ①当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること
- ②当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が規則第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合していること
- ③当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が法第7条第1項の期限に照らして適当であると認められること

6) 土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請

ア. 確認の申請の手続

実施措置が講じられ、指定の解除に至るまでの地下水モニタリングの期間中又は地下水汚染の拡大の防止の実施中に行われる要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が汚染の拡散を生じさせないものであるものとして環境大臣が定める基準に適合する旨について都道府県知事の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式（規則様式14）による申請書を提出しなければならない（規則第46条第1項）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地
- ③土地の形質の変更の種類
- ④土地の形質の変更の場所
- ⑤土地の形質の変更の施行方法
- ⑥土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- ⑦土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている実施措置
- ⑧土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- ⑨事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- ⑩土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。）をしようとするときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

当該申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第46条第2項本文及び各号）。

- ①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図
- ②土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ③土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。）をしようとするときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

規則様式第14(地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書)をAppendix「16. その他(規則様式)」に示す。

イ. 都道府県知事の確認

都道府県知事は、アの申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が3)の施行方法の基準に適合していると認められる場合に限り、汚染の拡散を伴わない方法であると確認をするものとしている(規則第46条第3項)。

1. 6. 2 形質変更時要届出区域(法第11条～第13条)

(1) 趣旨

都道府県知事は、法第3条第1項及び第8項、法第4条第2項及び第3項本文並びに法第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が1.6.1(2)の基準(汚染状態に関する基準)に適合せず、かつ、1.6.1(3)(健康被害が生ずるおそれに関する基準)に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を形質変更時要届出区域として指定し、その旨を公示することとしている(法第11条第1項及び第3項、通知の記の第4の2(1))。

形質変更時要届出区域は、1.6.1(3)に該当しないことから、土壤汚染の摂取経路がないため、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要がない土地であるという点で、要措置区域と異なる(通知の記の第4の2(1))。

土壤汚染の除去(目標土壤溶出量として土壤溶出量基準を設定する場合に限る。)が講じられた要措置区域を除き、これら以外の措置が適切に講じられた要措置区域も、形質変更時要届出区域に指定される(通知の記の第4の2(1))。

また、形質変更時要届出区域のうち、規則第58条第5項第10号から第12号までに掲げる自然由来特例区域、埋立地特例区域及び埋立地管理区域(1.8.1(1)参照)については、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があることから、自然由来特例区域等である旨を台帳に記載した上で、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設けている(通知の記の第4の2(1))。

なお、今回の改正において、形質変更時要届出区域のうち、特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地の形質の変更については、一定の要件のもとで、事前の届出を要さないこととする特例を設けることとした(法第12条第1項第1号、通知の記の第4の2(1))。

各区域の定義については、表1.6.2-1に示すとおりである。(通知の記の第4の2(1))。

自然由来特例区域等(自然由来特例区域、埋立地特例区域及び埋立地管理区域)のいずれにも

該当しない形質変更時要届出区域を「一般管理区域」という。

臨海部特例区域は、一般管理区域、自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域の分類に加えて台帳に記載されるものであり、臨海部特例区域となった後もこれらの形質変更時要届出区域の分類は台帳に記載されたまま維持することとなる。

なお、旧法において自然由来特例区域に指定された土地には、平成31年3月31日付けで廃止された「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の土壤汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について」(平成24年8月13日付け環水大土発第120813001号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知)において自然由来特例区域に該当するものと解して差し支えないとされた「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された土地材料として汚染盛土が存在する土地」(自然由来汚染盛土)も含まれている。

旧法における自然由来汚染盛土の条件は、次に掲げる条件のとおりであり、公有水面埋立地には適用されないこととしていた。

①平成21年改正法施行前(平成22年3月31日以前)に盛土工事が完了したものであり、第二溶出量基準に適合する場合

②平成21年改正法施行後(平成22年4月1日以降)かつ平成29年改正法第二段階施行前(平成31年3月31日以前)に完了した盛土工事で自然由来の汚染土壤が盛土材料として利用された場合であって、当該掘削と盛土が同一の事業で行われたもの又は当該掘削場所と盛土場所の距離が900m以上離れていないものである土地であり、第二溶出量基準に適合する場合

法における自然由来の土壤汚染のおそれに対する試料採取等及びその評価の方法は旧法とは異なるが、旧法で区域指定された土地については、旧法で指定された区域のまま維持されることとなる。

表 1.6.2-1 自然由来特例区域等の定義（規則第 58 条第 5 項第 10 号～第 13 号、通知の記の第 4 の 4 (1)）

| 区域の名称 | 定義 |
|----------|---|
| 自然由来特例区域 | 形質変更時要届出区域（自然由来盛土等に使用した土壤がある区域も含む。）内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。） |
| 埋立地特例区域 | 形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地であって、①及び②の要件に該当すると認められるもの。 ①昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋め立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は昭和 52 年 3 月 15 日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの。 ②当該土地の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地、汚染状態が人為等に由来するおそれないと認められる土地、又は、土壤汚染状況調査等の結果、汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められる土地。 |
| 埋立地管理区域 | 形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地であって、①又は②の要件に該当すると認められるもの。 ①都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある土地であること。 ②①に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり地下水の利用状況等に係る要件（規則第 30 条各号）に該当しないと認められるもの。 |
| 臨海部特例区域 | 形質変更時要届出区域であって、都道府県知事の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針に係る土地。 |

(2) 形質変更時要届出区域の指定及びその解除

1) 形質変更時要届出区域の指定及びその公示

形質変更時要届出区域の指定は、土壤汚染状況調査の結果を受け、指定をする旨、形質変更時要届出区域、1. 4. 1 及び 1. 6. 1(2)の基準（汚染状態に関する基準）に適合していない特定有害物質の種類を明示して、都道府県の公報に掲載して行う（規則第 47 条、通知の記の第 4 の 2 (2)①）。

形質変更時要届出区域の明示については、要措置区域の明示と同様であり、1. 6. 1(4)を参照されたい。また、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域等に該当する土地にあっては、当該区域である旨を明示して行うこととしている。形質変更時要届出区域の公示の前に、既に土壤汚染の除去に着手し、又はこれを完了している場合であっても、形質変更時要届出区域の指定を公示し、速やかに解除する手続を行うこととされたい（通知の記の第 4 の 2 (2)①）。

2) 形質変更時要届出区域の指定の解除及びその公示

形質変更時要届出区域の指定の解除は、汚染の除去により当該形質変更時要届出区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認める際に行う。公示の方法は、要措置区域の指定の解除の公示の方法と同様であり（1. 6. 1(5)参照）、当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置等を明示して、都道府県の公報に掲載して行うこととしている（通知の記の第 4 の 2 (2)①）。

3) 形質変更時要届出区域の指定の解除の条件

「汚染の除去の措置により形質変更時要届出区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認め」られるためには、土壤汚染の除去により形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を 1. 6. 1(2)の基準（汚染状態に関する基準）に適合させることを要する。形質変更時要届出区域において土壤汚染の除去の措置を行う場合は、措置の実施後に指定を解除できない事態を防止するため、事前に汚染除去等計画に準じた計画を作成し、法第 12 条の届出時に都道府県知事の確認を受けるとともに、工事完了時と措置完了時のそれぞれの時点で、措置を講じた旨を都道府県知事に報告することが望ましい。なお、当該形質変更時要届出区域外から搬入した土壤については、平成 31 年 1 月環境省告示第 6 号に定める方法により当該土壤に含まれる特定有害物質の量を測定し、その結果を工事完了後の報告において報告することが望ましい（通知の記の第 4 の 2 (2)②）。

また、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について土壤汚染の除去を行う必要がある。この場合において、区域の指定後の土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで形質変更時要届出区域内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせている可能性があり、かつ、当該土地の形質の変更の履歴が把握できないときは、汚染のおそれが生じた場所の位置が全ての深さにあるとみなし、地表から深さ 10mまでの土壤をボーリングにより採取して土壤溶出量及び土壤含有量を測定する必要があることに留意されたい（通知の記の第 4 の 2 (2)②）。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による形質変更時要届出区域の指定の解除を認めるべきでないことに留意されたい（通知の記の第 4 の 2 (2)②）。

4) 形質変更時要届出区域における摂取経路遮断状態の確認

形質変更時要届出区域は、土壤の特定有害物質による汚染状態が 1.6.1(2) の基準（汚染状態に関する基準）に適合せず、かつ、1.6.1(3)（健康被害が生ずるおそれに関する基準）に該当しないと認められることにより指定されるものであることは前述のとおりであるが、このうち、土壤含有量基準に適合しないことにより指定された形質変更時要届出区域であって、例えば、立入禁止が講じられたものについては、囲いの損壊等により、その効果が失われたまま放置されることもあり得る。かかる場合には、都道府県知事は、土地の所有者等に対し、速やかに改善することを求めるほか、指導に応じない場合には、1.6.1(3) に該当することにより要措置区域としての指定を行う必要があるので（法第 11 条第 4 項参照）、形質変更時要届出区域が 1.6.1(3) に該当しない状態を維持しているか否かを適宜確認することとされたい（通知の記の第 4 の 2 (2)③）。

(3) 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

1) 趣旨

形質変更時要届出区域において土地の形質の変更が行われる場合には、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大により新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更について、届出義務を課すとともに、その方法が一定の基準に適合しない場合には、都道府県知事がその是正を命ずることができることとしている（通知の記の第 4 の 2 (3)①）。

2) 土地の形質の変更の届出の手続

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の 14 日前までに、土地の形質の変更について都道府県知事に届け出なければならない（法第 12 条第 1 項本文）。ただし、一定の場合には、届出を行わず、又は事後に届出を行うこととしている（事前の届出を要しない土地の形質の変更については 3)において後述）（通知の記の第 4 の 2 (3)②）。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壤の搬出を伴わないような行為も含まれる（通知の記の第 4 の 2 (3)②）。

「土地の形質の変更をしようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる（通知の記の第 4 の 2 (3)②）。

ア. 土地の形質の変更における届出事項

届出事項は、形質変更時要届出区域の所在地、土地の形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日等である。なお、今回の改正により、届出事項として、土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法と、事故、災害その他の緊急事態が生じた場合の対応方法等を追加したほか、土壤汚染状況調査において試料採取等を行わなかった深さの部分について土地の形質の変更を行う場合は、当該部分の汚染状態を土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により調査した上で、その結果に

関する事項を届け出ることとした（法第 12 条第 1 項本文及び規則第 49 条、通知の記の第 4 の 2 (3)②）。

また、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面等を添付することとしている。なお、土壤汚染状況調査において試料採取等を行わなかった深さの部分について土地の形質の変更を行う場合は、当該部分の汚染状態を明らかにした図面を添付することとした（規則第 48 条第 2 項、通知の記の第 4 の 2 (3)②）。

都道府県知事に届け出しなければならない事項として環境省令（規則第 49 条）で定める事項は次のとおりである（規則第 49 条第 1 項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地
- ③土地の形質の変更の完了予定日
- ④土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- ⑤事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- ⑥土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 m を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより 1 m を超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。）をしようとするときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ⑦自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

自然由来等形質変更時要届出区域及び自然由来等土壤については、1.9.1(5)2)アを参照されたい。

規則別表第 8 の 1 の項第 2 号、3 の項、4 の項第 2 号、5 の項から 7 の項まで又は 10 の項第 2 号（地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換え）に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる（規則第 49 条第 2 項）。

イ. 土地の形質の変更の届出書

形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出は、規則様式第 15 による届出書を提出して行うものとした（規則第 48 条第 1 項）。当該届出書には次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第 48 条第 2 項本文及び各号）。

- ①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

- ②土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- ③土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ④土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- ⑤土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。）をしようとするときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ⑥自然由来等形質変更時要届出区域（第18条第2項に規定する自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）から搬出された自然由来等土壤（同項に規定する自然由来等土壤をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ・当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
 - ・当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - ・土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

規則様式第15(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書)をAppendix「16. その他(規則様式)」に示す。

「自然由来等形質変更時要届出区域」及び「自然由来等土壤」については、1.9.1(5)2)ア(ア)を参照されたい。

規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号（実施措置における地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換）に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる（規則第48条第3項）。

3) 事前の届出を要しない土地の形質の変更

ア. 臨海部特例区域における土地の形質の変更

(ア) 趣旨

都道府県知事の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（以下「施行管理方針」という。）に基づいて行う、特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地の形質の変更は、事前の届出を要さないこととした。また、当該土地の形質の変更を行った者は、1年ごとに、その期間中に行った土地の形質の変更に関する事項を都道府県

知事に届け出なければならないこととした（法第12条第1項第1号及び第4項、規則第52条の3、通知の記の第4の2(3)③）。

これは、都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、臨海部にあっては一般の居住者による地下水の飲用及び土壌の直接摂取による健康リスクが低いと考えられ、産業活性化及び土地の有効利用のためにも、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から、特例制度を設けたものである（通知の記の第4の2(3)③）。

(1) 臨海部特例区域の土地の要件

臨海部特例区域の土地の要件が、特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることは前述のとおりである（通知の記の第4の2(3)③ア(ロ)）。

汚染が専ら自然に由来するものの要件は、

- ①形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であること
- ②当該土地の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること
- ③当該土地の汚染状態が第二溶出量基準に適合していること
- ④汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来するおそれがない土地であること、水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがない土地であって人為等に由来する汚染のおそれがない若しくは少ない土地であること、又は、土壤汚染状況調査等の結果より汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する土地でないと認められる土地であること

とした（規則第49条の4第1号、通知の記の第4の2(3)③ア(ロ)）。

汚染が水面埋立てに用いられた土砂に由来するものの要件は、

- ⑤公有水面埋立法の施行（大正11年4月10日）以降に同法に基づき埋め立てられた土地の土砂、同法の施行より前に埋め立てられた土地であって、水面の埋立て又は干拓により造成された土地であることが明らかである土地の土砂又はこれらの埋立事業により埋め立てられた土地と隣接し、同一の埋立事業又は計画に基づき、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂と同等の土砂を用いて造成した土地の土砂であること及び廃棄物が埋め立てられている場所ではないこと
- ⑥汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、人為等に由来するおそれがある土地であって汚染のおそれの区分がない若しくは少ない土地であること、又は、土壤汚染状況調査等の結果により汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められる土地であること

とした（規則第49条の4第2号、通知の記の第4の2(3)③ア(ロ)）。

人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることの要件は、工業専用地域又は工業専用地域と同等の用途規制が条例により行われている工業港区であること、当該土地から地下水の下流側の海域までの間に工業専用地域等以外の地域がないこととした。なお、工業専用地域においては、港湾法第39条の規定により指定された分区において

は、用途規制が条例により緩和されていることがあることから、これを除くこととした（規則第49条の5）。

(ウ) 土地の形質の変更及び管理に関する方針の確認

施行管理方針は、土地の形質の変更に着手する前に、一定の基準に適合することについて、都道府県知事の確認を受ける必要がある（通知の記の第4の2(3)③ア(ハ)）。

施行管理方針の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した規則様式第16による申請書を提出しなければならない（規則第49条の2第1項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地
- ③規則第49条の3第1項第2号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法
- ④土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法
- ⑤施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法
- ⑥土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- ⑦①～⑥に掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項

当該申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない（規則第49条の2第2項本文及び各号）。

- ①施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図
- ②施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
- ③施行管理方針の確認に係る土地が規則第49条の4及び第49条の5に規定する要件に該当することを証する書類
- ④施行管理方針の確認に係る土地を規則第49条の3第1項第2号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面
- ⑤申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類
- ⑥施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

ここで、施行管理方針の確認に係る土地が（イ）の臨海部特例区域の土地の要件に該当することを証する書類を添付することとしているが（規則第49条の2第2項第3号）、（イ）の要件のうち④と⑥に該当することを確認するに当たっては、施行管理方針の確認を受けようとする土地の汚染状態について、形質変更時要届出区域の指定を受けた時点から確認の申請時点までの間の新たな人為等に由来する汚染のおそれの把握を行う必要があることに留意する必要がある（通知の記の第4の2(3)③ア(ハ)）。

施行管理方針の確認申請は、原則として、既に形質変更時要届出区域（自然由来特例区域又は埋立地特例区域）に指定されている土地について行うことを想定しているが、

区域指定されていない土地においても、法第14条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行うことができる。なお、都道府県知事による施行管理方針の確認を受けた土地は、形質変更時要届出区域台帳((1)参照)において、臨海部特例区域である旨を記載することとした(通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

ここで、「法第14条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行う」場合の指定の申請に係る調査においては、地歴調査の結果により、汚染状態が自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあるとされた特定有害物質について自然由来汚染調査又は水面埋立て土砂由来汚染調査の方法により調査を行うとともに、汚染状態が人為等に由来するおそれがあるとされた特定有害物質がある場合には、当該特定有害物質についても試料採取等の対象として人為等由来汚染調査の方法により調査を行い、人為等に由来する汚染のおそれがないことを確認する必要がある。ただし、前者について調査の省略の規定を活用し、後者について当該特定有害物質を規則第3条第2項第3号の規定(申請に係る調査を行う場合に申請しようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について試料採取等の対象としないことができる。)に基づき試料採取等の対象としないことにより(汚染のおそれの程度がない又は少ないのである場合に限る。)、現に形質変更時要届出区域に指定されていない土地においても、早期に臨海部特例区域の土地の形質の変更の特例の適用を受けることも可能となる。このような手続をとる場合にあっては、汚染状態が人為等に由来するおそれがあるとされた特定有害物質について試料採取等が行われずに形質変更時要届出区域に指定されたにも関わらず、臨海部特例区域に係る施行管理方針の確認の申請が行われない又は行われたが確認が完了できなかったという事態を避けるためにも、法第14条に基づく指定の申請と施行管理方針の確認の申請の内容について事前によく土地の所有者等を指導するとともに、それらの申請を同時に行うなどの指導をされたい。なお、法第14条に基づく指定の申請が行われたが、施行管理方針の確認が行われなかった場合、施行管理方針が廃止された場合又は施行管理方針の確認が取り消された場合にあっては、試料採取等が行われなかった特定有害物質については、その時点での調査の省略が行われたものとして、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態であるとすることが適当である(通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

「一定の基準」には、土地の形質の変更の施行方法に関する方針(以下「施行方針」という。)に係る基準及び土地の形質の変更の管理方法に関する方針(以下「管理方針」という。)に係る基準があり、それぞれ規則第49条の3第1項及び第2項に規定するところである(通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

施行方針に係る基準は、確認の対象となる土地の汚染の由来を、自然由来又は水面埋立てに用いられた土砂由来に区分(水面埋立てに用いられた土砂由来についてはさらに埋立ての時期により区分)した上で、法第14条に基づく指定の申請とともに施行管理方針の確認の申請を行う場合であって、人為等由来の汚染のおそれについて試料採取等を行っていない場合にあっては、さらに当該人為等由来の汚染のおそれの程度(人為等由来の汚染のおそれがない又は少ない)に応じて区分し、その区分に応じた土地の形質の変更の施行方法(自然由来特例区域の施行方法、埋立地特例区域の施行方法、埋立地管理区域の施行方法又は一般管理区域の施行方法)とすることとした(規則第49条の3第1項、通知の記の第4の2(3)③ア(ハ))。

施行管理方針の基準は、次のとおりとする(規則第49条の3第1項本文及び第1号並びに第2号)。

①施行管理方針に係る土地を表1.6.2-2の左欄及び中欄に掲げる土地に区分すること

②表 1.6.2-2 の左欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる施行方法とすること

表 1.6.2-2 施行管理方針に係る基準（規則第 49 条の 3 第 1 項第 2 号）

| 施工管理方針の確認に係る土地 | 土地の土壤の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は人為等に由来するおそれがある土地であって基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地若しくは基準不適合のおそれが少ないと認められる土地 | 土地の形質の変更の施工方法 |
|---|--|---|
| ① 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地 | 人為等に由来するおそれがない土地又は人為等に由来おそれがある土地であって基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地 | 規則第 53 条第 2 号から第 4 号までに定める基準に適合する施工方法（自然由来特例区域の施工方法） |
| | 人為等に由来するおそれがある土地であって基準不適合土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地 | 規則第 53 条各号に定める基準に適合する施工方法（一般管理区域の施工方法） |
| ② 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）の土壤に由来する土地であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合する土地 | 人為等に由来するおそれがない土地又は人為等に由来するおそれがある土地であって基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地 | 規則第 53 条第 2 号から第 4 号までに定める基準に適合する施工方法（埋立地特例区域の施工方法） |
| | 人為等に由来するおそれがある土地であって人為等に由来する基準不適合土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地 | 規則第 53 条第 1 号ロの環境大臣が定める基準に適合する施工方法及び第 53 条第 2 号から第 4 号までに定める基準に適合する施工方法（埋立地管理区域の施工方法） |
| ③ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が大正 11 年 4 月 10 日から公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（②を除く。）の土壤に由来する土地 | 人為等に由来するおそれがない土地又は人為等に由来するおそれがある土地であって基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地若しくは基準不適合のおそれが少ないと認められる土地 | 規則第 53 条第 1 号ロの環境大臣が定める基準に適合する施工方法及び第 53 条第 2 号から第 4 号までに定める基準に適合する施工方法（埋立地管理区域の施工方法） |
| ④ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が大正 11 年 4 月 9 日以前に埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地の土壤に由来する土地 | 人為等に由来するおそれがない土地又は人為等に由来するおそれがある土地であって基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地若しくは基準不適合のおそれが少ないと認められる土地 | 規則第 53 条各号に定める基準に適合する施工方法（一般管理区域の施工方法） |

また、管理方針に係る基準は、次のとおりとする（規則第 49 条の 3 第 2 項本文）。
土地の形質の変更（規則第 50 条に定める土地の形質の変更を除く。）を行うものは、

次に掲げる事項を記録し、土地の所有者等は、当該記録をその作成の日から5年間保存する（規則第49条の3第2項第1号本文並びに同号イ～ト）。

- ①土地の形質の変更の種類
- ②土地の形質の変更の場所
- ③土地の形質の変更の施行方法
- ④土地の形質の変更の着手日及び完了日（土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日）
- ⑤土地の形質の変更の範囲及び深さ
- ⑥土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置
- ⑦施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態

なお、当該事項のほかに、地下水モニタリングの実施等、都道府県知事との協議により必要とされた事項がある場合は、都道府県知事は当該事項を記載するよう指導されたい（通知の記の第4の2(3)③ア(ハ)）。

記録の対象となる行為は、全ての土地の形質の変更（土壤の区域内における移動、区域外からの搬入及び区域外への搬出を含む。）とするが、事後届出の対象外となる通常の管理行為、軽易な行為については記録の対象としないことは可能である。また、土地の所有者等と土地の形質の変更を行う者が異なる場合は、土地の形質の変更を行う者に記録させることが定められている必要があり、記録は土地の所有者等が保存する必要がある（通知の記の第4の2(3)③ア(ハ)）。

(I) 施行管理方針の確認の申請のために手続を行う場合の指定の申請に係る調査

「法第14条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行う」場合の指定の申請に係る調査においては、地歴調査の結果により、汚染状態が自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあるとされた特定有害物質について、規則第10条の2又は第10条の3に定める方法により調査（自然由来汚染調査又は水面埋立て土砂由来汚染調査）を行うとともに、汚染状態が人為等に由来するおそれがあるとされた特定有害物質がある場合には、当該特定有害物質についても試料採取等の対象として規則第3条の2から第9条までの方法により調査（人為等由来汚染調査）を行う必要がある。ただし、前者について調査の省略の規定を活用し、後者について当該特定有害物質を試料採取等の対象としないことにより（汚染のおそれの程度がない又は少ない場合に限る。）、現に形質変更時要届出区域に指定されていない土地においても、早期に臨海部特例区域の土地の形質の変更の特例の適用を受けることも可能となる（通知の記の第4の2(3)③ア(ハ)）。

ここでいう「法第14条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行う」場合の指定の申請に係る調査では、試料採取等を行う深さを限定することは認められていない。

(オ) 土地の形質の変更に関する事後届出

臨海部特例区域において土地の形質の変更を行った者は、1年ごとに、その期間中に行った土地の形質の変更の種類、場所、その他規則第52条の4に定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第12条第4項、規則第52条の2、第52条の3及び第52条の4）。なお、通常の管理行為、軽易な行為等は、従前より事前の届出を要さないものであることから、必ずしも当該1年ごとの事後届出に含める必要はない（通知の記の第4の2(3)③ア(ニ)）。

法第52条の4に定める事項は、次のとおりとする（規則第52条の4第1項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の所在地
- ③土地の形質の変更の施行方法
- ④土地の形質の変更の着手日
- ⑤土地の形質の変更の完了日
- ⑥土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、規則第52条の5の届出（施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合の届出）の日及び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置
- ⑦土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしたときにあっては、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ⑧自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行った場合にあっては、その旨、当該土壤の量、当該土壤の移動又は土壤の搬入若しくは土壤の搬出を行った場所並びに規則第40条第2項第3号に定める方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる（規則第52条の4第2項）。

(カ) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の変更等

土地の所有者等は、既に確認を受けた方針について、内容を変更（土地の範囲の変更、確認後に行われた土地の形質の変更等を踏まえた土地の汚染状態を反映した施行方針の変更等）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事に対して方針の変更内容を届け出て都道府県知事の確認を受ける必要がある。なお、土地の汚染状態の変化を反映した施行方針の変更をする場合にあっては、都道府県知事は当該確認に係る土地について汚染の状況を踏まえて、台帳の記載内容を修正することとなる（通知の記の第4の2(3)③ア(ホ)）。

また、土地の所有者等の変更等、土地の形質の変更に係る施行方法の変更を伴わない事項については、変更後に遅滞なく都道府県知事に届け出る必要がある（規則第 52 条の 6、通知の記の第 4 の 2 (3)③ア(ホ)）。

都道府県知事の確認を受けた施行管理方針のうち規則第 49 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項 ((ウ)の施行管理方針に関する確認の申請書の記載事項の②及び③) を変更しようとするときは、あらかじめ、規則様式第 16 の届出書により都道府県知事に届け出なければならない（規則第 52 条の 6 第 1 項）。また、規則第 49 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる事項 ((ウ)の施行管理方針に関する確認の申請書の記載事項の①及び④～⑦) を変更したときは、遅滞なく、規則様式第 16 の届出書により都道府県知事に届け出なければならない（規則第 52 条の 6 第 2 項）。

(キ) 土地の形質の変更及び管理に関する方針の廃止の届出

土地の所有者等が臨海部特例区域の全部又は一部について、臨海部特例区域以外の形質変更時要届出区域への変更を希望する場合は、都道府県知事に対して方針の廃止の届出を行う必要がある。その場合、臨海部特例区域の適用をやめる土地における施行及び管理の実績（土地の形質の変更の記録、土壤の移動の記録）を提出する必要がある（通知の記の第 4 の 2 (3)③ア(ホ)）。

土地の所有者等は、施行管理方針を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した規則様式第 19 の届出書により都道府県知事に届け出なければならない（規則第 52 条の 7 第 1 項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地
- ③施行管理方針を廃止する場所
- ④施行管理方針の確認を受けた年月日
- ⑤施行管理方針の廃止予定年月日
- ⑥施行管理方針を廃止する理由
- ⑦施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態
- ⑧施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれがある場合にあっては、当該特定有害物質の種類

当該届出書には、法第 12 条第 4 項の期間の開始の日から廃止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第 52 条の 7 第 2 項）。

(ク) 土地の形質の変更及び管理に関する方針の廃止

都道府県知事は、施行管理方針の廃止の届出を受けた場合は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとしている（規則第 52 条の 7 第 3 項）。

都道府県知事は、臨海部特例区域の適用をやめる土地について、それらの提出書類により確認できた汚染の状況に応じて、台帳の記載内容を自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域に修正することとなる（規則第 52 条の 7、通知の記の第 4 の 2 (3)③ア(ホ)）。

臨海部特例区域の適用をやめる際に自然由来特例区域等又は一般管理区域の種類を変更する場合の例として、人為等由来の土壤汚染のおそれが少ない特定有害物質について試料採取等を行わずに臨海部特例区域に指定されていた土地について、当該試料採取等を行い、人為等由来の土壤汚染がないことを確認した場合が該当する。この場合、臨海部特例区域に指定されている間は人為等由来の土壤汚染のおそれがあるために埋立地管理区域又は一般管理区域に分類されていた土地の区画について、人為等由来の土壤汚染がないことが把握されたために自然由来特例区域又は埋立地特例区域に変更することが考えられる。

(ヶ) 土地の形質の変更及び管理に関する方針の確認の取消し

都道府県知事は、確認を受けた方針に反する行為が行われ、かつ、形質の変更の事前届出が行われていないと認めるとき、又は確認の前提となる要件（法第12条第1項第1号イ及びロ）を欠くに至ったときは、当該確認を取り消すことができることとした。この場合においても都道府県知事は当該確認に係る土地について汚染の状況を把握し、台帳の記載事項を修正することとなる（規則第52条の8、通知の記の第4の2(3)③ア(ホ)）。

確認を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当するときである（規則第52条の8第1項本文及び各号）。

- ①施行管理方針が規則第49条の3の基準（施行管理方針に係る基準）に適合しなくなったとき
- ②施行管理方針の確認に係る土地が規則第49条の4に規定する要件（汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来することに係る要件）及び第49条の5に規定する要件（法第12条第1項第1号ロの環境省令で定める要件）に適合しなくなったとき
- ③土地の形質の変更をした者が法第12条第4項の届出（施行方法の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）を行わなかったとき

(コ) 人為等に由来する汚染が確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に汚染の拡散が確認された場合の届出

施行管理方針の確認を受けた土地において人為等に由来する汚染が確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に汚染の拡散が確認された場合には、土地の所有者等はその詳細について都道府県知事に届け出なければならないこととした（規則第52条の5、通知の記の第4の2(3)③ア(ホ)）。

これらの場合、土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した規則様式第18の届出書により都道府県知事に届け出なければならない（規則第52条の5第1項本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地
- ③人為等に由来することが確認された土地の場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された土地の場所
- ④人為等に由来することが確認された土地の土壤の特定有害物質の種類又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された特定有害物質の種類
- ⑤人為等に由来することが確認された年月日又は飛散等、地下への浸透若しくは地下

水汚染の拡大が確認された年月日

⑥飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

当該届出書には、土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第 52 条の 5 第 2 項）。

この届出は、汚染の拡散が確認された後、速やかに行う必要がある（通知の記の第 4 の 2 (3)③ア(ホ)）。

人為等に由来する汚染が確認された場合も、当該届出を速やかに行う必要がある。

(サ) 土地の形質の変更及び管理に関する方針の対象からの削除

施行管理方針の確認を受けた土地において人為等に由来する汚染が確認された範囲については、臨海部特例区域の要件を満たさなくなることから、都道府県知事は、規則第 52 条の 6 に基づき当該範囲を施行管理方針の対象から削除する申請を行うよう指導するか、当該範囲が施行管理方針に係る土地の全部を含む場合にあっては、規則第 52 条の 8 に基づき施行管理方針の確認を取り消すこととされたい（通知の記の第 4 の 2 (3)③ア(ホ)）。

(シ) 台帳記載事項

臨海部特例区域に係る台帳記載事項については、現行の記載事項及び添付書類に加えて、臨海部特例区域である旨を帳簿に記載するとともに、臨海部特例区域の範囲を明らかにした図面等を添付することとした（規則第 58 条第 5 項第 13 号、第 7 項第 5 号、通知の記の第 4 の 2 (3)③ア(ヘ)）。

イ. 通常の管理行為、軽易な行為等

通常の管理行為等、形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為、非常災害のための応急措置として行う行為については、事前の届出を要さないことは、従前のとおりである（法第 12 条第 1 項ただし書、通知の記の第 4 の 2 (3)③イ）。

「通常の管理行為等」とは、要措置区域内の土地の形質の変更の禁止の例外たる法第 9 条第 2 号に定める行為と同様の行為である。なお、今般の改正において、自然由来等形質変更時要届出区域間又は飛び地間の土壤の移動に係る特例を設けたところであるが（1. 9. 1(5)2 参照）、これらの移動に係る土地の形質の変更については、事前の届出が必要であることとした（規則第 50 条第 1 項第 1 号、通知の記の第 4 の 2 (3)③イ）。

(ア) 汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリング

汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリングを事前の届出を要しない行為に追加したことと、要措置区域内の土地の形質の変更の禁止の例外と同様である（規則第 50 条第 1 項第 2 号、通知の記の第 4 の 2 (3)③イ）。

汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリングにおける「汚染の拡散を引き

「起こさない方法」の具体的要件は、形質変更時要届出区域の場合も要措置区域の場合と同様であり、1.6.1(8)2)イに示すとおりである。

形質変更時要届出区域において土地の形質の変更の届出を要さないボーリングについても、地盤の状況等により適切な汚染の拡散を引き起こさない方法が異なる可能性もあるため、要措置区域において行う場合と同様に（1.6.1(8)2)イ参照）、指定調査機関に実施させることが望ましい。

(イ) 汚染の拡散をもたらさない方法により実施する土地の形質の変更の方法

要措置区域内の土地において汚染の拡散をもたらさない方法により行われる土地の形質の変更である旨の確認の制度も、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更について適用される（規則第50条）。詳細は、1.6.1(8)2)を参照されたい。規則第50条第1項第1号イ「汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物の変更」に措置のための新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為が含まれないことは、1.6.1(8)2)アと同様である（通知の記の第4の2(3)③イ）。

(ウ) 土地の形質の変更の方法の事後の届出

「形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為」及び「非常災害のための応急措置として行う行為」については、事前の届出は要しないが、事後に届け出なければならないこととしている（法第12条第2項及び第3項、通知の記の第4の2(3)③イ）。

形質変更時要届出区域の指定時に既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、環境省令（規則第51条）で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない（法第12条第2項）。

既に土地の形質の変更に着手している者の届出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第15による届出書を提出して行うものとする（規則第51条第1項第1号本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の所在地
- ③土地の形質の変更の種類
- ④土地の形質の変更の場所
- ⑤土地の形質の変更の施行方法
- ⑥土地の形質の変更の着手日
- ⑦土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- ⑧土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法
- ⑨事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- ⑩土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について
試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ⑪自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

当該届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第 51 条第 2 項において規則第 48 条第 2 項を準用）。

- ①土地の形質の変更をしている場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
- ②土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- ③土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ④土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- ⑤土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 m を超える深さの位置について
試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地
の形質の変更をしているときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当
該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ⑥自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合に
あっては、次に掲げる書類及び図面
 - ・当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であって、当該土
地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係
る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書
 - ・当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染
状態を明らかにした図面
 - ・土地の形質の変更をしている者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自
然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用することに
についての当該土地の所有者等の同意書

実施措置における地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換えに規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる（規則第 51 条第 2 項において規則第 48 条第 3 項を準用）。

一方、形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して 14 日以内に、環境省令（規則第 52 条）で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない（法第 12 条第 3 項）。

非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第 15 による届出書を提出して行うこととなる（規則第 52 条において規則第 51 条第 1 項第 1 号本文及び第 1 号～第 7 号、第 10 号並びに第 11 号を準用）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②土地の形質の変更をした形質変更時要届出区域の所在地
- ③土地の形質の変更の種類
- ④土地の形質の変更の場所
- ⑤土地の形質の変更の施行方法
- ⑥土地の形質の変更の着手日
- ⑦土地の形質の変更の完了日

- ⑧土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしたときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ⑨自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

その際の規則様式第15による届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第52条において規則第48条第2項を準用）。

- ①土地の形質の変更をした場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
- ②土地の形質の変更をした形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- ③土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ④土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- ⑤土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしたときは、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ⑥自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ・当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
 - ・当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - ・土地の形質の変更をした者が当該土地の所有者等ではない場合にあっては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

実施措置における地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換えに規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をした形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる（規則第52条において規則第48条第3項を準用）。

4) 土地の形質の変更の計画変更命令

ア. 計画変更命令

都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合において、その施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときは、届出を受けた日から14日以内に限り、施行方法に関する計画の変更を命ずることができる（法第12条第5項、通知の記の第4の2(3)④ア）。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について計画変更命令を行う場合には、必要に応じ、都道府県知事は、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい（通知の記の第4の2(3)④ア）。

イ. 土地の形質の変更の施行方法に関する基準

土地の形質の変更に関するアの「一定の基準」は、

- ①土地の形質の変更に当たり基準不適合土壤が帶水層に接する場合にあっては、平成31年1月環境省告示第5号の施行方法により土地の形質の変更を行うこと
- ②基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等の防止のための措置を講ずること
- ③飛び地間移動（1.9.1(5)2イ参照）により他の形質変更時要届出区域から汚染土壤を搬入する場合には、汚染土壤が帶水層に接しないようにすること等により健康被害が生じないようにすること
- ④土地の形質の変更後の土壤が健康被害が生ずるおそれがない状態にすること

としている（規則第53条各号、通知の記の第4の2(3)④イ）。

ただし、①の基準については、自然由来特例区域又は埋立地特例区域に該当する土地の区域内において土地の形質の変更を行う場合には、元々所与の汚染が広がっている土地であって土地の形質の変更に伴い新たに帶水層を汚染するものではないこと及び第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壤汚染はないことから、汚染土壤が帶水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられ、当該基準を適用しないこととしている（規則第53条第1号イ、通知の記の第4の2(3)④イ）。

また、埋立地管理区域において一定の施行方法に従い土地の形質の変更を行う場合にも、将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がないことから、汚染土壤が帶水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられ、当該基準を適用しないこととしている。この施行方針の基準は「土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する区域内の帶水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準」（平成23年環境省告示第54号）に定めるとおりである（規則第53条第1号ロ、通知の記の第4の2(3)④イ）。

なお、「土地の形質の変更後の土壤が健康被害が生ずるおそれがない状態にすること」とは、汚染の除去等の措置に係る構造物に変更を加えた場合にはこれを原状に回復するなどして、技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた状態にすることである。もともと汚染の除去等の措置を講ずる必要のなかった土地について、土地の形質の変更の際に汚染の除去等の措置を講じさせるものではない（通知の記の第4の2(3)④イ）。

また、揮発性のある特定有害物質による土壤汚染地において土地の形質の変更を伴う措置を実施する場合にあっては、当該物質の揮散による大気汚染のおそれがあることから、土壤汚染地における当該物質の大気中濃度を監視することが望ましいことは前述のとおりである（1.6.1(6)6ウ参照、通知の記の第4の2(3)④イ）。

ウ. 土地の形質の変更の後の手続

形質変更時要届出区域台帳には、土地の形質の変更の実施状況を記載することとしている。したがって、都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合には、その完了についての任意の報告又は法第54条第1項に基づく報告を受け、必要に応じその実施状

況を確認の上、形質変更時要届出区域台帳の訂正（土壤汚染の除去が行われた場合は、形質変更時要届出区域の指定の解除。以下同じ。）を行うこととされたい（通知の記の第4の2(3)④ウ）。

3)イの「通常の管理行為等」に該当し、届出が行われなかった土地の形質の変更については、形質変更時要届出区域台帳に記載する必要はない。ただし、形質変更時要届出区域台帳には、汚染の除去等の措置の実施状況も記載することとしていることから、都道府県知事は、「通常の管理行為等」のうち汚染の除去等の措置に該当するものの実施について報告を受けた場合には、形質変更時要届出区域台帳の訂正を行うこととされたい。また、土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで、形質変更時届出区域内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせる可能性があることから、都道府県知事は、土地の形質の変更の履歴については、記録し、保存するよう、関係者を指導することとされたい（通知の記の第4の2(3)④ウ）。

1.7 指定の申請（法第14条）

1.7.1 趣旨

土地取引等の際に広く行われる法に基づかない自主的な調査の結果、土壤汚染が発見された場合には、都道府県知事は、土地の所有者等の申請に基づき、当該調査が公正に、かつ、土壤汚染状況調査と同じ方法により行われたものであると認めるときは、当該調査が行われた土地の区域を要措置区域等として指定することができる（法第14条第1項及び第3項、通知の記の第4の3(1)）。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなされる（法第14条第3項）。

法に基づかない調査によって土壤汚染が明らかになった土地についても、土壤汚染状況調査によって土壤汚染が明らかになった土地と同様に、適切に管理を行うとともに、土壤汚染の拡散を防止することが必要である。かかる観点から、都道府県知事におかれでは、このような土地の所有者等に対し、積極的に指定の申請を促すことが望ましい（通知の記の第4の3(1)）。

1.7.2 指定の申請の手続

土地の所有者等は、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、その汚染状態が1.6.1(2)の基準（汚染状態に関する基準）に適合しないと認めるときは、当該土地の区域について要措置区域等に指定することを申請することができる（法第14条第1項、通知の記の第4の3(2)）。

この規定による申請は、法第3条第1項調査、法第3条第8項調査、第4条第3項調査並びに第5条調査のいずれの規定の適用も受けない土地の区域について行われるものである。なお、これらの規定による土壤汚染状況調査の義務が生ずるに至らない土地（例：有害物質使用特定施設の使用が廃止されていない時点における当該有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地である土地や法第4条第1項の届出に係る土地であって、同条第3項の命令発出前である土地）については、自主的に、公正に、かつ、法第3条第1項本文の環境省令で定める方法により調査を行った上で、この申請を行って法の規制を受けるのは望ましいことであることから、当該申請の対象となるものと解することとする。当該土地についての申請に係る調査は、法第3条第1項及び第8項並びに法第4条第2項及び第3条本文の規定に基づく土壤汚染状況調査と同様の方法で行われる必要があり、試料採取等対象物質を任意に定めることについては認められない。ただし、汚染の除去等の措置を講ずる場合において、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域につい

て指定の申請を行うときは、当該土地の区域については、要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類についてのみ当該申請をすることは可能である。また、この指定の申請は土地の形質の変更を調査の契機とするものではないことから、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定は行うことができないことに留意されたい（通知の記の第4の3(2)）。

(1) 指定の申請を行おうとする土地の所有者等以外の所有者がいる場合の全員の合意

この申請を行う場合において、当該申請を行おうとする土地の所有者等以外の所有者等がいる場合には、その全員の合意が必要である（法第14条第1項）。これは、当該申請が応諾されることにより当該土地が法の規制を受けることとなるところ、その規制の対象となり得る者の了知しないところで当該申請が行われることは適当でないからである（通知の記の第4の3(2)）。

(2) 申請書の提出

指定の申請をする者は、指定の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令（規則第55条）で定める事項を記載した申請書に、環境省令（規則第56条）で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない（法第14条第2項）。

指定の申請は、規則様式第20による申請書を提出して行うものとしている（規則第54条）。

申請書に記載する環境省令で定める事項は次のとおりとしている（規則第55条本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②申請に係る土地の所在地
- ③申請に係る調査における試料採取等対象物質
- ④申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
- ⑤申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

後述のとおり、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略して指定の申請をすることを許容することとし、かかる場合には、④及び⑤については、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略した旨記載すれば足りる（通知の記の第4の3(2)）。

当該申請書に添付する環境省令で定める書類は、次のとおりである（規則第56条本文及び各号）。

- ①申請に係る土地の周辺の地図
- ②申請に係る土地の場所を明らかにした図面
- ③申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ④申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
- ⑤申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

このうち、「申請に係る土地の周辺の地図」は、当該周辺の土地にある他の土地の区画、建築物等との位置関係により、申請に係る土地の範囲が明確に示されるものであることを要する。また、「申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類」は、所有者であることを証する書類としては、登記事項証明書及び公団の写しが、管理者又は占有者であることを証する書類と

しては、土地の掘削等を行うために必要な権原が申請者のために設定された旨の契約書の写しが想定される（通知の記の第4の3(2)）。

公団の写しについては、紙媒体で発行された書類に限らず、登記所が保有する登記情報をWEBで確認可能な「登記情報提供サービス（※一般財団法人 民事法務協会提供）」を利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等による当該情報の使用も想定される。

(3) 区域の指定

1) 都道府県知事による審査及び区域の指定

都道府県知事は、申請に係る調査が、公正に、かつ、法第3条第1項本文の環境省令で定める方法により行われたものと認めるときは、当該申請に係る土地の区域を要措置区域等に指定することができる（法第14条第3項、通知の記の第4の3(3)）。

ここにいう「公正に」とは、法第3条第1項本文の調査の場合と同様であり、1.5.1(3)2)ウを参照されたい。また、「公正に」の要件を満たしていることを担保するために、都道府県知事は、申請に係る調査を行った機関に対し、申請者との間に親会社・子会社の関係にはないこと等公正な調査の実施に支障を生じていない旨の説明を求めることが望ましい（通知の記の第4の3(3)）。

また、「法第3条第1項本文の環境省令で定める方法により行われたものと認める」ためには、土壤汚染状況調査と同じ方法であることを要する。なお、土壤汚染状況調査の方法よりも詳細な方法で行われた調査の結果に基づいて指定することは、差し支えない（通知の記の第4の3(3)）。

さらに、土壤汚染状況調査と同様、調査の過程の全部又は一部を省略して申請をすることについても、許容される。この場合における第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地の範囲に関する考え方については、土壤汚染状況調査においてその過程の全部または一部を省略した場合と同様であり、1.5.1(3)2)ア、2.3.4、2.7.3(3)(4)、2.8.4(3)3)及び2.9.3(2)2)を参照されたい。さらに、調査の過程の全部又は一部を省略して行われた申請に基づいて指定された要措置区域等について、その指定を解除するために必要な手続についても、その過程の全部又は一部を省略して行われた土壤汚染状況調査の結果に基づいて指定された要措置区域等の場合と同様であり、1.6.1(5)を参照されたい（通知の記の第4の3(3)）。

2) 申請に係る調査に関する報告・資料提出及び立入検査

都道府県知事は、指定の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる（法第14条第4項）。

1.8 台帳（法第15条）

都道府県知事は、区域指定中の要措置区域等について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳（以下「指定台帳」という。）に加え、区域指定が解除された要措置区域等の台帳（以下「解除台帳」という。）を調製し、保管することとした（法第15条第1項）。これは、区域指定が解除された際には、措置の内容等と併せて区域指定が解除された旨の記録を解除台帳の調製等により、既

存の要措置区域等の台帳とは別に残すことで、措置済みの土地であることを明らかにするとともに、閲覧可能とし、土壤汚染状況の把握を行う際等に活用できるようにするためである（通知の記の第4の4）。

都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない（法第15条第3項）。

1.8.1 指定台帳の調製

指定台帳は、帳簿及び図面をもって調製することとし、要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定された際に要措置区域等ごとに帳簿及び図面を調製することとした（規則第58条第1項及び第2項）。この際、当該区域に係る帳簿及び図面は一の土壤汚染状況調査が行われた土壤汚染状況調査の対象地ごとに調製するものとし、調査において土壤汚染が飛び地状に判明した場合も、一の要措置区域等としてまとめて指定台帳を調製することとされたい。ただし、要措置区域等に指定されている土地において、新たな調査契機により土壤汚染状況調査を行った結果、新たな汚染が確認された場合においては、一の指定台帳において調製されたい（通知の記の第4の4(1)）。

一の要措置区域等とは、一の土壤汚染状況調査の結果に基づいて指定される要措置区域等（要措置区域及び形質変更時要届出区域）を指し、一の土壤汚染状況調査の結果により指定される複数の要措置区域等のことをまとめて指す場合もある。

(1) 指定台帳に係る帳簿の記載事項

指定台帳の帳簿の記載事項は規則第58条第5項各号に、図面は同条第7項各号にそれぞれ定めるとおりであるが、新たに、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定を行った場合の調査に係る事項・図面、臨海部特例区域に係る事項・図面、詳細調査等の結果に係る図面、土地の形質の変更の施行方法に係る図面並びに法第16条第1項括弧書の認定のための調査（以下「通知の記の第4の第4の2(3)③ア(イ)」という。）（1.9.1(3)参照）の結果に係る図面等を追加したので、留意されたい（通知の記の第4の4(1)）。要措置区域等に係る指定台帳及び解除台帳における帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては規則様式第22、形質変更時要届出区域にあっては規則様式第23のとおりとしている（規則第58条第5項本文及び各号）。

- ①要措置区域等に指定された年月日
- ②要措置区域等の所在地
- ③要措置区域等の概況
- ④法第14条第3項の規定により指定された要措置区域等にあっては、その旨
- ⑤土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑥要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壤汚染状況調査（法第14条第3項の規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。）の結果により指定された要措置区域等

にあっては、当該省略をした旨及びその理由

- ⑦土壤汚染状況調査を行った指定調査機関（法第14条第3項の規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称
- ⑧要措置区域（土壤溶出量基準に係るものに限る。）にあっては、地下水汚染の有無
- ⑨形質変更時要届出区域であつて法第7条第4項の技術的基準（実施措置に係る技術的基準）に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置
- ⑩自然由来特例区域にあっては、その旨（自然由来盛土等に使用した土壤がある区域である場合にあっては、その旨を含む。）
- ⑪埋立地特例区域にあっては、その旨
- ⑫埋立地管理区域にあっては、その旨
- ⑬臨海部特例区域にあっては、その旨
- ⑭土地の形質の変更の実施状況

なお、帳簿の記載事項については、規則第58条第5項に、「少なくとも次に掲げる事項」とあるとおり、法の趣旨の範囲内において、他の情報を記載事項とすることを妨げるものではない（通知の記の第4の4(1)）。

②の「要措置区域等の所在地」は、市町村、大字、字、小字、地番等により表示することとし、③の「要措置区域等の概況」は、要措置区域等の利用の現況等（例：住宅、駐車場等）を記載する（通知の記の第4の4(1)）。

④は、1.7の指定の申請に係る調査については、法の義務付けによる土壤汚染状況調査を契機として要措置区域等に指定されているわけではなく、自主的な申請に係る調査を契機として要措置区域等に指定されていることを明示する趣旨である（通知の記の第4の4(1)）。

⑤は、法第3条第8項若しくは法第4条第3項の命令又は同条第2項に基づく土壤汚染状況調査においては、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定を行うことができることとしたことから（1.5.1(3)2ア、2.5.4、2.6.2(4)3、2.6.3(2)2、(3)2、2.8.2(3)、2.8.3(3)、(6)3、4）、2.9.1(2)及び2.9.2(3)参照）、当該規定に基づき試料採取等の対象としなかった深さの位置及び汚染のおそれがある特定有害物質の種類を台帳に記載することを求めるものである（通知の記の第4の4(1)）。

⑥の「土壤の汚染状態」については、規則様式第22及び第23の記載事項のほか、サンプリング地点ごとの特定有害物質の土壤溶出量及び土壤含有量、サンプリング及び分析の日時及び方法等を記載した書類を帳簿に添付する（通知の記の第4の4(1)）。

⑨の「汚染の除去等の措置が講じられた」とは、汚染の除去等の措置（目標土壤溶出量を土壤溶出量基準として行う土壤汚染の除去等を除く。）であつて、地下水モニタリングによりその効果の発現が確認されたことによってその指定が解除され、改めて形質変更時要届出区域に指定された場合においても、記載する必要があることに留意されたい（通知の記の第4の4(1)）。

⑩から⑯までは、形質変更時要届出区域であつて、一定の条件を満たすと都道府県知事が認めたものについて、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があることなどから当該区域である旨（自然由来特例区域等の別）を台帳に記載するものである。各区域の定義については、表1.6.2-1に示したとおりである（通知の記の第4の4(1)）。

(2) 指定台帳に係る図面

指定台帳に係る図面は、次のとおりとしている（規則第58条第7項本文及び各号）。

- ①土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ②土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面
- ③実施措置における地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換えに規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ④汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面
- ⑤臨海部特例区域にあっては、次に掲げる図面
 - ・施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
 - ・施行管理方針の確認に係る土地を表1.6.2-2の左欄及び中欄に掲げる土地と区分した図面
 - ・施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面
 - ・施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行った場合であり、規則第52条の2第3項の規定により図面を添付したときは、当該区域の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ⑥土地の形質の変更を行った場合にあっては、実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ⑦土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときには、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ⑧法第16条第1項の調査(第60条第1項第3号において「認定調査」という。)を行った場合にあっては、土壤の掘削の対象となる土地の区域(以下「掘削対象地」という。)の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ⑨要措置区域等の周辺の地図

(3) 指定台帳への添付書類

台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない(規則第58条第9項本文及び各号)。

- ①要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果
- ②実施措置における地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換えに規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果

- ③土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときには、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
- ④要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の分析の結果その他の調査の結果に関する事項
- ⑤施行管理方針に係る基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けた施行管理方針

1.8.2 指定台帳の訂正及び消除

都道府県知事は、指定台帳の記載事項等に変更があったときは、速やかに訂正しなければならない（規則第58条第10項、通知の記の第4の4(2)）。

「指定台帳の記載事項等に変更があったとき」とは、多くの場合、土地の形質の変更の実施状況（規則第58条第5項第14号）について生ずることが見込まれる。具体的には、形質変更時要届出区域における法第12条第1項から第4項までの届出を受けた場合であるが、そのほか、法第9条第2号及び第3号並びに法第12条第1項第2号に掲げる行為であって任意の報告を受けた場合には、その内容を指定台帳に記載することとされたい（通知の記の第4の4(2)）。

また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等について、当該省略をした調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した結果、区域の指定時点における汚染状態が変更された場合には、当該要措置区域等の指定台帳の訂正が必要となるので、留意されたい（通知の記の第4の4(2)）。

さらに、例えば、形質変更時要届出区域内で人為的原因と自然由来の汚染が複合していると考えられる場合において、人為的原因による汚染部分についてのみ土壤汚染の除去の措置が講じられたときは、自然由来の汚染部分については自然由来特例区域に該当することになることから、その内容を指定台帳に記載することとされたい。また、自然由来と他の由来の汚染が複合していると考えられる形質変更時要届出区域については、当該区域の土壤汚染が自然由来であると判断した根拠となる資料等を指定台帳に添付しておくことが望ましい（通知の記の第4の4(2)）。

「形質変更時要届出区域における法第12条第1項から第4項の届出」は、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の事前届（1.6.2(3)2参照）、既に土地の形質の変更に着手している者の届出（1.6.2(3)3イ(ウ)参照）、非常災害のために応急措置として土地の形質の変更をした者の届出（1.6.2(3)3イ(ウ)参照）、施行管理方針の確認に係る土地（臨海部特例区域）における土地の形質の変更の届出（1.6.2(3)3ア(オ)）を指す。

「法第9条第2項又は第3号並びに法第12条第1項第2号に掲げる行為」は、要措置区域における土地の形質の変更の対象とならない、通常の行為、軽易な行為その他の行為であって環境省令で定めるもの（法第9条第2項）及び非常災害のために必要な行為として行う行為（法第9条第3項）、並びに形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出の対象とならない通常の行為、軽易な行為その他の行為であって環境省令で定めるもの（法第12条第1項第2号）である。

1.8.3 解除台帳の調製

解除台帳は、帳簿及び図面をもって調製することとした（規則第58条第1項、通知の記の第4

の 4 (3))。

要措置区域等の全部又は一部の指定が平成 30 年 4 月 1 日以降に解除された場合には、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を指定台帳から消除し、区域指定が解除された当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を調製することとした(規則第 58 条第 3 項)。ただし、平成 30 年 4 月 1 日より前に消除された指定台帳の情報についても、法第 61 条第 1 項に基づき、保存し、必要に応じて提供されることが望ましい。また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等について、当該省略した調査を改めて実施した結果、土壤汚染がないことが判明し、指定の事由がなくなったと認められる土地については、法第 61 条第 1 項に基づき、解除台帳に準じた情報を保存し、必要に応じて提供することが望ましい(通知の記の第 4 の 4 (3))。

指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域(以下「指定解除要措置区域等」という。)に関する帳簿及び図面は、都道府県知事が、それぞれ区別して保管しなければならない(規則第 58 条第 4 項)。

(1) 解除台帳に係る帳簿の記載事項

解除台帳の記載事項は、規則第 58 条第 6 項各号に定めるとおりである(通知の記の第 4 の 4 (3))。解除台帳に係る帳簿には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする(規則第 58 条第 6 項本文及び各号)。

- ①指定解除要措置区域等に関する規則第 58 条第 5 項第 1 号から第 14 号までの事項(1.8.1(1) ①～⑯参照)
- ②要措置区域等の指定が解除された年月日
- ③要措置区域等の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置
- ④要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあっては、その旨

ここで、要措置区域等の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置に加え、当該措置の完了を確認した根拠についても記載事項としたので、留意されたい(規則第 58 条第 6 項第 3 号)。なお、「少なくとも次に掲げる事項」とあるとおり、法の趣旨の範囲内において、その他の情報を記載事項とすることを妨げるものではない(通知の記の第 4 の 4 (3))。

解除台帳の帳簿については、規則において特段の様式を定めているものではないが、解除された要措置区域等に係る帳簿に規則第 58 条第 6 項第 2 号から第 4 号までに掲げた事項を追加して調製することも可能である(通知の記の第 4 の 4 (3))。

(2) 解除台帳に係る図面

解除台帳の図面及び書類は、規則第 58 条第 8 項各号に定めるとおりである。ここで、新たに、汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面を追加することとしたので、留意されたい(規則第 58 条第 8 項第 3 号、通知の記の第 4 の 4 (3))。

解除台帳の帳簿の記載事項又は図面には、指定が解除された時点における指定が解除された要措置区域等の全部又は一部に係る情報を記載するものとする(通知の記の第 4 の 4 (3))。

解除台帳の図面及び書類は、次のとおりとしている(規則第 58 条第 8 項本文及び各号)。

- ①指定解除要措置区域等に関する規則第 58 条第 7 項第 1 号から第 9 号までに掲げる図面及び書類(1.8.1(2) ①～⑨参照)

- ②指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類
- ③汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

(3) 解除台帳への添付書類

解除台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない(規則第 58 条第 9 項本文及び各号)。

- ①要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果
- ②実施措置における地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、区域内土壤入換えに規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
- ③土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 m を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあっては、土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
- ④要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、規則第 40 条第 2 項第 3 号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の分析の結果その他の調査の結果に関する事項
- ⑤施行管理方針に係る基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けた施行管理方針

これらの事項は指定台帳に添付しなければならない項目（1.8.1(3)参照）と同じである。

1.8.4 解除台帳の訂正

都道府県知事は、解除台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正しなければならないこととした（規則第 58 条第 10 項、通知の記の第 4 の 4 (4)）。

「解除台帳の記載事項に変更があったとき」とは、要措置区域等の一部の指定が解除され、当該範囲に係る解除台帳が調製されている状況で、更に要措置区域等の指定が解除される場合に生ずることが見込まれる（通知の記の第 4 の 4 (4)）。

1.8.5 台帳の保管及び閲覧

帳簿及び図面であって、要措置区域に関するもの、形質変更時要届出区域に関するもの、指定解除要措置区域に関するもの又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管されなければならないこととした（規則第 58 条第 4 項）。なお、ここにいう「区別して保管」とは、閲覧の際に情報として区別できる状態を指し、それぞれの帳簿及び図面を区別できる形で保管する必要はあるが、帳簿及び図面をもって調製されるそれぞれの台帳を別冊として保管することまでを求めるものではない（通知の記の第 4 の 4 (5)）。

台帳の閲覧を拒むことができる「正当な理由」（法第 15 条第 3 項）とは、閲覧を求められた時点で台帳の編纂作業中であり、閲覧させられる状態にない等の限定された場合のみを指すものである。

閲覧は、都道府県の担当課や情報公開窓口において行われると考えられるが、処理手続の簡易

化、迅速化を図ることが望ましい。また、写しの交付の請求があったときは、必要に応じ応分の負担を求めつつこれに応じることが望ましい。また、台帳情報を電子化し、閲覧室のパソコン端末で検索、閲覧できるようにすることも考えられる（通知の記の第4の4(5)）。

1.9 汚染土壤の搬出等に係る規制

要措置区域等内の土壤を当該要措置区域等外へ搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性がある。このため、当該搬出に伴う汚染土壤の適正な運搬及び処理を確保するため、要措置区域等内の土地の土壤を当該要措置区域等外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壤の運搬基準及び処理委託業務を設けている。また、汚染土壤の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を設けるとともに、当該者に適正な処理を履行させるための担保措置を規定しているところである（通知の記の第5）。

1.9.1 汚染土壤の搬出時の措置（法第16条～第21条）

(1) 趣旨

汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出することは、汚染の拡散をもたらす可能性があることから、当該搬出の事前の届出義務を課すとともに、当該搬出に係る計画が汚染土壤の運搬に関する基準又は汚染土壤処理業者への処理の委託義務に違反している場合には、都道府県知事がその是正を命ずることができる。なお、汚染土壤の運搬及び汚染土壤処理業者に関する事項については、「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903018号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知（以下「処理業通知」という。）及び「汚染土壤の運搬に関する基準等について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903017号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第5の1(1)）。

(2) 汚染土壤の搬出の事前届出及び計画変更命令等

1) 汚染土壤の搬出の事前届出の手続

汚染土壤を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、その着手の14日前までに、当該搬出の計画について都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該土壤を指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除くこととしており（法第16条第1項本文）、加えて、非常災害のための応急措置として当該搬出を行う場合は事前に当該届出をするいとまがないこと、汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は搬出する汚染土壤の量が少ないので一般的であることから、事前の届出を要さないこととしている（法第16条第1項ただし書）。ここにいう「汚染土壤」とは、要措置区域等内の土地の土壤をいい、含水率が高く泥状のものであっても汚染土壤として取り扱われたい（通知の記の第5の1(2)(①)）。

「搬出」とは、汚染土壤を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を越えることをいう。ただし、要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地（当該要措置区域等と一筆である土地等）において、一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に当該汚染土壤を埋め戻す場合には、周囲への汚染の拡散のおそれの少ない行為であることから、「搬出」には該当しない

ものとして運用されたい（通知の記の第5の1(2)①）。

「汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる（通知の記の第5の1(2)①）。

汚染土壤の搬出の届出は、規則様式第26による届出書を提出して行うものとしている（規則第61条第1項）。

規則様式第26（汚染土壤の区域外搬出届出書）をAppendix「16. その他（規則様式）」に示す。

ア. 届出事項

汚染土壤の搬出の届出事項は、次に掲げる事項である（法第16条第1項本文及び各号）。

- ①当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- ②当該汚染土壤の体積
- ③当該汚染土壤の運搬の方法
- ④当該汚染土壤を運搬する者の氏名又は名称
- ⑤当該汚染土壤を処理する場合にあっては、当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称
- ⑥当該汚染土壤を処理する場合にあっては、当該汚染土壤を処理する施設の所在地
- ⑦当該汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地
- ⑧当該汚染土壤を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地
- ⑨当該汚染土壤の搬出の着手予定日
- ⑩その他環境省令で定める事項

上記の⑩の環境省令で定める事項は次のとおりとされている（規則第62条本文及び各号）。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②汚染土壤の搬出及び運搬の完了予定日
- ③汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- ④運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- ⑤規則第61条第2項第5号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- ⑥汚染土壤を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・要措置区域等の所在地
 - ・処理の完了予定日
- ⑦汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

- ・当該土地の形質の変更の完了予定日
- ⑧汚染土壤を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
- ・要措置区域等の所在地
 - ・当該土地の形質の変更の完了予定日

このうち、汚染土壤の汚染状態は、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度とし、搬出しようとする土壤の体積は、面積と深さを乗じて算定したものとする。運搬の方法とは、運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶（以下「自動車等」という。）ごとの運搬経路をいう。運搬する者及び処理する者の氏名又は名称は、法人であれば当該法人の名称、個人事業主であれば当該個人の氏名をいい、実際に運搬又は処理を担当する者を記載する必要はない。積替場所及び保管場所の連絡先は、電話番号を記載することで足りる（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壤の含水率を調整する場合にあっては、当該行為を積替えのための一時保管とみなすこととし、当該行為を行う場所を積替場所として記載させるよう都道府県知事は指導されたい（1.9.2(2)において後述）（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

届出内容及び届出書等の詳細については、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

イ. 添付書類・図面

汚染土壤の搬出の届出には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第 61 条第 2 項本文及び各号）。

- ①汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面
- ②土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ③搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第 20 条第 1 項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し
- ④汚染土壤の運搬の用に供する自動車等（法第 54 条第 3 項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類
- ⑤運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壤を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- ⑥汚染土壤を処理する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ・汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者（法第 16 条第 4 項第 2 号に規定する汚染土壤処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類
 - ・汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壤処理業に関する省令第 17 条第 1 項に規定する許可証をいう。以下同じ。）の写し

⑦汚染土壤を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

- ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、他の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
- ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況が規則第 65 条の 2 に規定する基準に該当することを証する書類
- ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が規則第 65 条の 3 に規定する基準に該当することを証する書類
- ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則第 65 条の 4 に規定する要件に該当することを証する書類
- ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類

⑧汚染土壤を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

- ・一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
- ・要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

このうち、「汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面」（規則第 61 条第 2 項第 1 号）とは、要措置区域等内における搬出に係る汚染土壤の範囲を明らかにしたものを行う（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

「搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し」（規則第 61 条第 2 項第 3 号）とは、法第 20 条第 1 項の管理票の記載事項及び同項の委任を受けた環境省令で定める事項を記載した使用予定の管理票の写しをいい、届出事項として記載させた「運搬の方法」と内容が整合していることを確認されたい（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

「土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項」（規則第 61 条第 2 項第 2 号）とは、土壤汚染状況調査の結果、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた要措置区域等において、措置のためのボーリング調査や認定調査等により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合には、その調査の結果及び計量証明事業者の名称等も報告することとしている。なお、この場合の第二溶出量基準に適合することが明らかとなった汚染土壤を埋立処理施設において受け入れることは差し支えない（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

「汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類」（規則第 61 条第 2 項第 4 号）及び「運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壤を一時的に保管する場合に

は、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類」（規則第 61 条第 2 項第 5 号）については、後述する法第 17 条の運搬に関する基準に適合しているかという観点から、それぞれ確認されたい（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

「汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類」（規則第 61 条第 2 項第 6 号イ）としては、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託する場合にあってはその旨の契約書の写し及び台帳の写し等が想定される（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

平成 29 年改正法により、汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合（自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に使用する場合）にあっては、自然由来等土壌を使用する場所を明らかにした図面、当該土地の形質の変更に使用することができるための基準及び要件を満たすことを証する書類等を添付することとした（規則第 61 条第 2 項第 7 号）。なお、「汚染の状況が規則第 65 条の 2 に規定する基準に該当することを証する書類」としては、搬出元及び搬出先の形質変更時要届出区域の指定をしたときの公示の書類が想定される（規則第 61 条第 2 項第 7 号ロ）((5)2)ア参照）。また、「土地の地質が規則第 65 条の 3 に規定する基準に該当することを証する書類」としては、汚染が専ら自然に由来する場合にあっては、搬出元及び搬出先の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていることを証する書類として、搬出元及び搬出先の土地に係る地質柱状図及び特定有害物質による汚染状態の分布を説明する書類等が想定される。また、汚染が専ら水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあっては、搬出元及び搬出先の埋立地が同一港湾（漁港を含む。）内にあることを証する書類として、搬出元及び搬出先の埋立地に係る公有水面埋立法の免許書の写し等並びに当該搬出元及び搬出先の土地の位置関係を示す図面等が想定される ((5)2)ア参照）（規則第 61 条第 2 項第 7 号ハ）。例えば、公有水面埋立法の免許書に記載された許可者である港湾管理者の名称が同一の場合は、搬出元と搬出先の埋立地が同一の港湾（漁港を含む。）内にあると判断できる（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

さらに、搬出元及び搬出先の土地は、搬出時点において自然由来等形質変更時要届出区域であることが必要であるため ((5)2)ア参照）、「規則第 65 条の 4 に規定する要件に該当することを証する書類」としては、台帳の写し、改めて実施した調査の結果及び資料等の確認等が想定される、（規則第 61 条第 2 項第 7 号ニ）。また、「自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類」としては、搬出元及び搬出先の土地の所有者等間の契約書や同意書等が想定される（規則第 61 条第 2 項第 7 号ホ）（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、汚染土壌を使用する場所を明らかにした図面及び「一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類」を添付することとした（規則第 61 条第 2 項第 8 号）。当該書類としては、当該要措置区域等の台帳の写し等が想定されるが、同一の自治体に届け出る場合にあっては、当該要措置区域等が特定できる指定の番号等を示す書類等が考えられる（規則第 61 条第 2 項第 8 号ロ）((5)2)イ参照）（通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

届出書に添付する書類及び図面の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

2) 届出に係る事項の変更の届出

汚染土壌の搬出の事前届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の 14 日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第 16 条第 2 項、通知の記の第 5 の 1 (2)①）。当該届出は、規則様式第 27 による届出書を提出して行うものとしている（規則第 63 条 1 項）。

「その届出に係る行為」とは、法第 16 条第 1 項の届出に係る要措置区域等外への汚染土壌の搬出をいい、同条第 2 項の届出をしようとする時点で、当該搬出まで 14 日間を確保できない場合には、同項の届出をする際に、同条第 1 項第 9 号に定める搬出の着手予定日についても変更する必要があることに留意されたい。この届出は、変更の内容を明らかにした届出書に、規則第 61 条第 2 項各号（1）イ参照）に規定する書類及び図面を添付して行う必要があるが、既に提出されている書類及び図面の内容に変更がないときは、その添付を省略することができることとしている（規則第 63 条第 2 項、通知の記の第 5 の 1 (2)①）。

規則様式第 27（汚染土壌の区域外搬出変更届出書）を Appendix 「16. その他（規則様式）」に示す。

届出内容については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

3) 計画変更命令

都道府県知事は、搬出の届出又はその届出に係る変更の届出があった場合において、当該搬出に係る運搬及び処理の計画が運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出を受けた日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、当該計画のは正を命ずることができる（法第 16 条第 4 項）。また、当該命令に違反した者に対して、罰則を設けている（法第 65 条第 1 号）（通知の記の第 5 の 1 (2)②）。

運搬に関する基準及び汚染土壌処理業者への処理の委託については、それぞれ（5)1)、(5)2) を参照されたい。

当該変更命令の手続等の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

4) 汚染土壌の運搬に関する基準

要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りではない（法第 17 条）。

汚染土壌の運搬に関する基準は規則第 65 条で規定されている。詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

5) 搬出届出情報及び搬出変更届出情報の伝達

積替えの場所及び保管施設（以下「積替え、保管施設等」という。）のある経由都道府県には当該施設に係る情報がない。積替え、保管施設等における汚染土壌運搬状況の把握の観点から、法第 16 条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書（規則様式第 26 又は規則様式第 27 の届出）を受けた都道府県知事は、当該届出の情報について、当該届出書等に記載されている積替え、保管施設等のある都道府県知事に対して、当該届出書等の写しを郵送又は電子メ

ールで送付するなどの方法により速やかに伝達されたい（通知の記の第5の1(2)(3)）。

(3) 要措置区域等内の土地の土壤を法の対象から外すための認定

要措置区域等外へ搬出する土壤について、指定調査機関が環境省令で定める方法（1）の調査方法）により調査した結果、汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合すると都道府県知事が認めたものについては、法の規制対象から外し、汚染土壤の搬出時の届出や汚染土壤処理業者への処理委託を不要とすることとしている（法第16条第1項括弧書、通知の記の第5の1(3)）。

認定調査における試料採取等対象物質については、これまで26種全ての特定有害物質について、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認する必要があったが、今回の改正により、認定調査における地歴調査の結果、区域指定時から汚染の状況の変化等がないことが確認された場合等は、原則として、区域指定対象物質に限定することとした。ただし、区域指定時から汚染状況の変化があった場合や区域指定時に試料採取等の対象としなかった特定有害物質の種類等について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合等は、それらの状況も踏まえて認定調査の試料採取等の対象となる特定有害物質の種類を追加することとした（規則第59条の2及び第59条の3、通知の記の第5の1(3)）。

なお、認定調査は、汚染土壤の当該要措置区域等外への搬出時に必ずその実施を義務付けられるものではなく、法の規制を受けないために任意に講じられる例外的な措置であることに留意されたい（通知の記の第5の1(3)）。

認定調査において、指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあることが明らかとなった場合には、都道府県知事は、土地の所有者等に対し、1.7の指定の申請を活用させよう促すこととされたい（通知の記の第5の1(3)）。

この場合の指定の申請においても、申請に係る調査は公正に、かつ、法第3条第1項の土壤汚染状況調査と同様の方法により行われている必要があり、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定はできない（4.5.6参照）。

1) 認定調査の方法

調査方法は、掘削前調査と掘削後調査のいずれかの方法とする（規則第59条、第59条の2及び第59条の3）。

調査の方法については、いずれの調査においても、調査実施者が行う土壤の掘削の対象となる土地（以下「掘削対象地」という。）について、土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、試料採取等の対象となる特定有害物質の種類を特定した上で、掘削前調査にあっては各区画を、掘削後調査にあっては掘削して区分された土壤（以下「ロット」という。）を試料採取等の単位として、それぞれ定められた方法により土壤の試料採取等を実施する。なお、この方法よりも詳細な方法で調査を行うことも認められる（通知の記の第5の1(3)①）。

ア. 掘削対象地における土壤汚染のおそれの把握

調査実施者は、掘削対象地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壤及び地下水の汚染の概況等の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する（規則第59条の2第1項及び第59条の3第1項）。

ここにいう「土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握」とは、土壤汚染状況調査における地歴調査に加えて、台帳に記載した土壤汚染状況調査等の結果、掘削対象地における土壤の搬入履歴及び土地の形質の変更の履歴、区域の指定後の要措置区域等内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じる可能性のある履歴等を含むものとし、イにおいて試料採取等の対象とする特定有害物質の種類を特定する際に必要となる情報を把握するものとする（通知の記の第5の1(3)①ア）。

なお、土壤汚染状況調査において既に地歴調査を実施している掘削対象地の区域については、当該地歴調査の結果を利用することができる、これに加えて、区域の指定後の土地の形質の変更の履歴等を調査することとされたい（通知の記の第5の1(3)①ア）。

イ. 試料採取等の対象とする特定有害物質の種類の特定

調査実施者は、アで把握した情報に基づき、以下の①から④までの特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする（規則第59条の2第2項及び第59条の3第1項、通知の記の第5の1(3)①イ）。

- ①要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類（規則第59条の2第2項）
- ②土壤汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合における、当該特定有害物質の種類（規則第59条の2第2項第2号）
- ③要措置区域等の指定後に、当該要措置区域等において土壤の汚染のおそれが生じたと認められる場合における、当該特定有害物質の種類（規則第59条の2第2項第2号）
- ④要措置区域等の指定後に、当該要措置区域等において土壤の搬入により汚染が生じたと認められる場合又は土壤の搬入の有無が不明な場合にあっては、次の場合ごとに、それぞれの特定有害物質
 - i) 当該要措置区域等への土壤の搬入に係る記録を都道府県知事に1年ごとに届け出た場合にあっては、当該記録において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかった当該特定有害物質（規則第59条の2第2項第3号イ）
 - ii) 当該要措置区域等への土壤の搬入に係る記録を都道府県知事に1年ごとに届け出なかった場合にあっては、全ての特定有害物質（ただし、P C B を除く第三種特定有害物質については、アにより把握した情報により汚染のおそれがないと認められる場合は、土壤溶出量基準に適合しない土地とは通常考えられないので、試料採取等の対象から除く。）（規則第59条の2第2項第3号ロ）

なお、平成29年改正法の施行前（平成31年3月31日以前）に要措置区域等に指定された土地は、④i)の土壤の搬入に係る記録がないため、④ii)に該当することになる（通知の記の第5の1(3)①イ）。

ウ. 掘削前調査における区画の方法及び区画ごとに行う試料採取等

土壤汚染状況調査で用いた単位区画に準じて掘削対象地を区画する（規則第59条の2第3項、通知の記の第5の1(3)①ウ）。

当該区画された掘削対象地（掘削対象単位区画）の土壤について、イにより試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等を行う。ただし、掘削対象単位区画内の土壤のうち、イ④i)の記録において土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土壤（浄化等済土壤、認定調査により土壤溶出量基準及

び土壤含有量基準に適合していることが確認された土壤、要措置区域等外から搬入された土壤であって土壤溶出量基準及び土壤含有量に適合していることが確認された土壤等を含む。)、台帳において調製されている土壤汚染状況調査又は詳細調査等の結果に基づき要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面により土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していると認められる土壤、土壤汚染の除去の措置により要措置区域内に設置した施設において浄化することで土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合したものとして埋め戻した土壤は、試料採取を不要とすることとした(規則第59条の2第6項、通知の記の第5の1(3)①ウ)。

掘削前調査においては、土壤汚染状況調査において土壤を採取した深さと同じ深さから土壤を採取することがあると見込まれるが、土壤汚染状況調査において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を採取した深さと同じ深さから採取した土壤は、掘削前調査においても基準不適合と評価されるため(規則第60条第3項第1号括弧書参照)、掘削前調査においてあえて採取しなくとも差し支えないものとする(通知の記の第5の1(3)①ウ)。

掘削前調査における試料採取等の詳細な方法については、5.10.8を参照されたい。

エ. 掘削後調査における区画の方法及び区画ごとに行う試料採取等

掘削対象単位区画において1mごとに掘削した土壤を、100m³以下ごとのロットに区分し、試料採取等を行う。なお、掘削対象単位区画内の土壤のうち、試料採取を不要とする土壤の考え方はウと同じである(規則第59条の3第6項、通知の記の第5の1(3)①エ)。

掘削後調査における試料採取等の詳細な方法については、5.10.9を参照されたい。

2) 要措置区域等内の土地の土壤を法の対象から外すための調査結果の認定の申請

認定の申請の手続は、規則第60条第1項及び第2項に定めるとおりである(通知の記の第5の1(3)②)。

ア. 申請書への記載事項

都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則様式第25による申請書を提出しなければならない(規則60条第1項本文及び各号)。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②要措置区域等の所在地
- ③認定調査の方法の種類
- ④掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項
- ⑤掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った日時、調査対象とした土壤全体の体積、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項
- ⑥認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑦認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

イ. 申請書への添付図面

アの申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない（規則第 60 条第 2 項）。

3) 都道府県知事による認定

都道府県知事は、上記の申請があったときは、次に掲げる調査の方法に応じ、それぞれに定める土壤について、認定をするものとする（規則第 60 条第 3 項本文及び各号）。

ア. 掘削前調査において認定の対象となる土壤

規則第 59 条の 2 第 6 項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤（1) ウ参照）及び 1) ウにより採取され、又は混合された土壤のうち連続する 2 以上の深さにおいて採取された土壤が、1) イで試料採取等の対象とされた全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していることが明らかになった場合における当該 2 以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある土壤（当該深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査及び詳細調査等の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する 2 の土壤を採取した深さの位置の間の部分を除く。）（規則第 60 条第 3 項第 1 号、通知の記の第 5 の 1 (3)②ア）。

イ. 掘削後調査において認定の対象となる土壤

規則第 59 条の 2 第 6 項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤（1) ウ参照）及び、1) エの測定により土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していることが明らかになった土壤に係る 100 m³ 以下ごとに区分されたロット（規則第 60 条第 3 項第 2 号、通知の記の第 5 の 1 (3)②イ）。

(4) 汚染土壤の搬出の事後届出

非常災害のための応急措置として汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該搬出した日から起算して 14 日以内に、都道府県知事にその旨を届け出ることとしている（法第 16 条第 3 項）。この場合において、いつの時点をもって「搬出する者」が「搬出した者」に該当するかどうかは一概に定まるものではないが、当該搬出に係る非常災害のための応急措置としての緊急性が継続しているか否かという観点から判断されるものとし、当該搬出された汚染土壤が一度仮置きされた場合等、非常災害のための応急措置としての緊急性が既に認められなくなっている場合には、「当該搬出した者」に該当するものと解しても差し支えない（通知の記の第 5 の 1 (4)）。

ア. 届出事項

非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤の搬出をした場合の事後届出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第 28 による届出書を提出して行うものとしている（規則第 64 条第 1 項本文及び各号）。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ②汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- ③汚染土壌の体積
- ④汚染土壌の搬出先
- ⑤汚染土壌の搬出の着手日
- ⑥汚染土壌の搬出の完了日
- ⑦汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日
- ⑧汚染土壌の運搬の方法
- ⑨汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- ⑩汚染土壌の運搬の完了予定日
- ⑪汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- ⑫運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- ⑬保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- ⑭汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・要措置区域等の所在地
 - ・汚染土壌を処理する施設の所在地
 - ・汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - ・汚染土壌の処理の完了予定日
- ⑮汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
 - ・搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
 - ・当該土地の形質の変更の完了予定日
- ⑯汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・要措置区域等の所在地
 - ・搬出先の要措置区域等の所在地
 - ・当該土地の形質の変更の完了予定日

届出事項は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者に対し、法第 19 条第 1 号（運搬基準違反）又は第 2 号（汚染土壌処理業者への処理の委託義務違反）の措置命令を発出すべきか否かを事後的に検討するために必要な情報とし、具体的には、汚染土壌の搬出の事前届出に係る届出事項を中心に、汚染土壌の搬出先（規則第 64 条第 1 項第 4 号）、汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日（規則第 64 条第 1 項第 7 号）等を記載させることとしている。これは届出があった時点において当該搬出は既に終了しているが、非常災害を避けるために一時的に汚染土壌が降ろされている場所がある場合に、当該場所において運搬基準に照らし汚染を拡散させていないか等を確認する必要があるため届出事項とすることとしている。同様の観点から、イの添付書類については、「汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真」（規則第 64 条第 2 項第 1 号）等を添付させることとしている（通知の記の第 5 の 1 (4)）。

なお、今回の改正により設けられた自然由来等形質変更時要届出区域間又は飛び地間の土壌の移動の特例を活用して汚染土壌の搬出を行う場合の届出事項及び添付書類等については、汚染土壌の搬出の事前届出の手続（参照）と同様とした（規則第 64 条第 1 項第 15 号及び第 16 号、第 2 項第 6 号及び第 7 号、通知の記の第 5 の 1 (4)）。

届出内容及び届出書等の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

イ. 添付書類・図面

汚染土壌の搬出の届出には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない（規則第 64 条第 2 項本文及び各号）。

- ①汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
- ②搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- ③汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- ④保管施設の構造を記した書類
- ⑤汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - ・汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
- ⑥汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況が規則第 65 条の 2 に規定する基準に該当することを証する書類
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が規則第 65 条の 3 に規定する基準に該当することを証する書類
 - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則第 65 条の 4 に規定する要件に該当することを証する書類
- ⑦汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ・一の要措置区域から搬出された汚染土壌を搬出先の要措置区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を搬出先の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - ・要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

届出書に添付する書類及び図面の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

(5) 汚染土壤の運搬に関する基準及び処理の委託義務

汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出し、処理する行為は、汚染の拡散をもたらす行為であることから、以下の事項に従わなければならないこととしている（通知の記の第5の1(5)）。

1) 汚染土壤の運搬に関する基準

汚染土壤を運搬することにより、汚染土壤の所在を不明にするおそれがあるとともに、運搬に伴い汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の観点から運搬に関する基準を定め、当該運搬をする者に対し、その遵守を義務付けることにより、汚染土壤の適正な運搬の確保を図ることとしている（法第17条）。「運搬する者」とは、法第16条の汚染土壤の搬出時の届出において運搬する者として届け出られた者だけでなく、実際に汚染土壤の運搬行為を行う者も含む。なお、運搬に関する基準については、「汚染土壤の運搬に関する基準等について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903017号）（以下「運搬基準通知」という。）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第5の1(5)①）。

汚染土壤の運搬に関しては、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

2) 汚染土壤の処理の委託義務

汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は、一定の例外を除き、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならないこととしている（法第18条第1項、通知の記の第5の1(5)②）。

当該委託義務の例外としては、旧法では、汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であって当該汚染土壤を自ら処理する場合、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合又は汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合が規定されていたが（旧法第18条第1項第1号、第4号及び第5号）、平成29年改正法により、自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壤の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当し、かつ、当該自然由来等土壤があった土地の地質と同じであるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域における土地の形質の変更に使用するための搬出を行う場合（法第18条第1項第2号）と、一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に使用するために搬出を行う場合（法第18条第1項第3号）を、新たに規定した（通知の記の第5の1(5)②）。

これは、前者については、自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壤は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられるが、旧法では、近隣の同様の区域への搬出が制限されており、活用が難しいだけでなく、近隣での仮置きができず、工事の利便性が悪かったため、自然由来特例区域及び埋立地特例区域間の土壤の移動であって一定の要件を満たすものを届出の上、可能としたものである。また、後者については、旧法では、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地であっても、飛び地になって区域指定されている間の土壤の移動は認められていなかったところ、このことは、迅速なオンラインでの処理の妨げや工事の支障となり、掘削除去による処理施設への搬出を増加させる要因となる可能性があったため、そのような土地において、同一契

機で行われた土壤汚染状況調査の対象地内であれば、飛び地になって区域指定された区域間の土壤の移動を可能にしたものである。詳しくは、それぞれ以下のア及びイに示したとおりである（通知の記の第5の1(5)②）。

なお、これらの改正を踏まえ、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出や汚染土壤の搬出時の届出に係る記載事項や届出書の添付書類等について、所定の事項等を追加したので、留意されたい（規則第48条第2項第6号、第49条第1項第7項、第51条第1項第11号、第61条第2項第7号及び第8号、第62条第7号及び第8号、第64条第1項第15号及び第16号、同条第2項第6号及び第7号、通知の記の第5の1(5)②）。

なお、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行い搬出した後の汚染土壤の運搬については、1)の運搬に関する基準に従う必要があり（法第17条ただし書参照）、汚染土壤処理業者に処理の委託をしなければならないことは、従前のとおりである（法第18条第2項）（通知の記の第5の1(5)②）。

ア. 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壤の移動

「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質変更時要届出区域のうち、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、環境省令で定める要件に該当する土地の区域をいい、「自然由来等土壤」とは、当該区域内の汚染土壤をいう（法第18条第2項）。環境省令で定める要件のうち、汚染が専ら自然に由来する区域の要件は、区域指定に係る特定有害物質の種類がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であること、水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する汚染のおそれがないこと等とした（規則第65条の4第1号）。また、汚染が専ら水面埋立てに用いられた土砂に由来する区域の要件は、公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除き、昭和52年3月15日より前に造成が開始された土地については、さらに、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していること。）であって、第二溶出量基準に適合していること、人為等に由来する汚染のおそれがないこと等とした（規則第65条の4第2項）（通知の記の第5の1(5)②ア）。

また、当該委託義務の例外に該当する自然由来等形質変更時要届出区域について、自然由来等形質変更時要届出区域と土壤の特定有害物質による汚染の状況が同様である基準は、搬出先と搬出元の汚染の状況が規則第65条の2に規定する関係であることとした。なお、規則第65条の2においては、搬出先と搬出元の汚染状態が表に示す関係を満たしていれば、土壤溶出量や土壤含有量の大小関係までは問わないこととする。また、自然由来等土壤があった土地の地質と同じである基準は、汚染が専ら自然に由来する場合にあっては搬出元及び搬出先の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていることであり、汚染が専ら水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあっては搬出元の埋立地及び搬出先の埋立地が同一の港湾（漁港を含む。）内にあることとした（規則第65条の3）（通知の記の第5の1(5)②ア）。

また、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域における土地の形質の変更は、当該区域に搬入された日から60日以内に終了することを規定した（規則第53条の2第1項）。なお、「他の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出」とは、当該区域における工事等に使用するために搬出することのほか、当該区域内の汚染土壤と合わせて汚染土壤処理施設等に搬出するために、いつたん当該区域内へ搬出することも含まれると解して差し支えない（通知の記の第5の1(5)

②ア)。

(7) 自然由来等形質変更時要届出区域に係る要件

「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質変更時要届出区域のうち、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、環境省令で定める要件に該当する土地の区域をいい、「自然由来等土壤」とは、当該区域内の汚染土壤をいう（法第18条第2項）。

法第18条第2項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする（規則第65条の4本文及び各号）。

- ①土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること
 - ・当該土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であること
 - ・当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること
 - ・土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合すること
 - ・当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがある土地であって、汚染のおそれがない土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないと認められる土地であること
- ②土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること
 - ・昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合すること
 - ・土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、汚染のおそれがない土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他土壤汚染状況調査の方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるものであること

環境省令で定める要件のうち、汚染が専ら自然に由来する区域の要件は、区域指定に

係る特定有害物質の種類がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であること、水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する汚染のおそれがないこと等とした（規則第 65 条の 4 第 1 号）。また、汚染が専ら水面埋立てに用いられた土砂に由来する区域の要件は、公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除き、昭和 52 年 3 月 15 日より前に造成が開始された土地については、さらに、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していること。）であって、第二溶出量基準に適合していること、人為等に由来する汚染のおそれがないこと等とした（規則第 65 条の 4 第 2 号）（通知の記の第 5 の 1 (5)②ア）。

(イ) 自然由来等形質変更時要届出区域に係る処理の委託の例外に関する基準

汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者へ委託しなければならないこととしているが、委託義務の例外に該当する自然由来等形質変更時要届出区域については、自然由来等形質変更時要届出区域と土壤の特定有害物質による汚染の状況が同様である基準は、搬出先の区域指定対象物質の種類が搬出元の区域指定対象物質の全部を含むこととし（規則第 65 条の 2）、自然由来等土壤があつた土地の地質と同じである基準は、汚染が専ら自然に由来する場合にあっては搬出元及び搬出先の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていることであり、汚染が専ら水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあっては搬出元の埋立地及び搬出先の埋立地が同一の港湾（漁港を含む。）内にあることとした（規則第 65 条の 3）（通知の記の第 5 の 1 (5)②ア）。

自然由来等形質変更時要届出区域と土壤の特定有害物質による汚染の状況が同様である基準は、自然由来等形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、表 1.9.1-1 の左欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地が、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であるものとする（規則第 65 条の 2）。

イ. 飛び地間の土壤の移動

飛び地間の土壤の移動の特例が、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に使用するために搬出を行う場合に適用されることは上記のとおりであるが、要措置区域と形質変更時要届出区域の間の土壤の移動は対象とはならないことに留意されたい（通知の記の第 5 の 1 (5)②イ）。

表 1.9.1-1 搬出元と搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の汚染の状況が同様であるとして定める基準（規則第 65 条の 2）

| 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態 | 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態 |
|------------------------------------|--|
| 土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの | <ul style="list-style-type: none"> 土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの |
| 土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの | <ul style="list-style-type: none"> 土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの |
| 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの | <ul style="list-style-type: none"> 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの |

また、搬出先の要措置区域等における土地の形質の変更は、当該区域に搬入された日から 60 日以内に終了することを規定した（規則第 43 条の 2、第 53 条の 2 第 2 項）。なお、「自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出」の考え方は、アと同様である（通知の記の第 5 の 1 (5)②イ）。

汚染土壤の処理の委託義務の詳細については、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

(6) 汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置命令

都道府県知事は、汚染土壤を運搬した者が、(5)1)の運搬に関する基準に違反した場合及び汚染土壤を要措置区域等外へ搬出した者が(5)2)の汚染土壤処理業者への処理の委託義務に違反している場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、汚染土壤の適正な処理のための措置その他必要な措置を命ずることができる（法第 19 条第 1 号及び第 2 号）。都道府県知事は、これらの者による違反行為を把握した場合には、速やかに命令を行い、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止を図られたい。なお、当該命令については、(5)1)の通知において別途留意すべき点を示しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第 5 の 1 (6)）。

(7) 管理票

ア. 交付手続等

汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととしており、当該汚染土壤が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壤の搬出に伴う汚染の拡散の未然防止を図ることとしている（法第 20 条、通知の記の第 5 の 1 (7)①）。

「汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者」とは、搬出の際の事前届出を行う「汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者」と同様である（(2)1)参照）。交付する管理票は、法第 16 条第 1 項の搬出時の届出書に添付した管理票の写しの原本とすること（規則第

66 条第 1 項)。また、運搬の用に供する自動車等と管理票を一対一で対応させることを原則とし、例外として、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が複数である場合には、運搬先ごとに交付させることとしている(規則第 66 条第 2 項、通知の記の第 5 の 1 (7)①)。

管理票交付者の管理票記載事項については法第 20 条第 1 項及び規則第 67 条に、運搬受託者の管理票記載事項については規則第 68 条に、処理受託者の管理票記載事項については規則第 70 条に掲げるとおりである(通知の記の第 5 の 1 (7)①)。

運搬受託者及び処理受託者は、運搬又は処理が終了したときは、交付又は回付された管理票に必要事項を記載し、環境省令で定める期間内に当該管理票の交付者等へ当該管理票の写しを送付しなければならないが(法第 20 条第 3 項及び第 4 項)、当該期限については、運搬又は処理が終了した日から 10 日とすることとしている(規則第 69 条及び第 71 条)(通知の記の第 5 の 1 (7)①)。

管理票交付者は、交付された管理票の内容と送付された管理票の写しに記載された内容とを照合する必要があることから、当該管理票の写しの送付があるまでの間、交付した管理票の写しの控えを保管しなければならない(規則第 66 条第 3 号、通知の記の第 5 の 1 (7)①)。

また、汚染土壌が適正に引き渡されているかを事後的な立入検査等で確認できるようするため、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者は、それぞれ管理票又は管理票の写しを保存する義務を設けることとしており(法第 20 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項)、その保存期間については、管理票の写しを送付した日又は管理票の写しの送付を受けた日から 5 年としている(規則第 72 条、第 75 条及び第 76 条、通知の記の第 5 の 1 (7)①)。

管理票交付者は、運搬受託者又は処理受託者から環境省令で定める期間内に管理票の写しの送付を受けないなどの場合には、委託した汚染土壌の運搬又は処理の状況を確認し、都道府県知事にその結果を届け出なければならないこととしており(法第 20 条第 6 項及び規則第 74 条)、当該期間については、運搬受託者から管理票交付者への送付期間については管理票の交付の日から 40 日、処理受託者から管理票交付者への送付期間については管理票の交付の日から 100 日としている(規則第 73 条第 1 号及び第 2 号、通知の記の第 5 の 1 (7)①)。

なお、都道府県知事は、当該管理票の写しについて、管理票交付者に対し、任意の報告又は法第 54 条第 3 項に基づく報告を求め、汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを確認することが望ましい(通知の記の第 5 の 1 (7)①)。

管理票の交付手続等の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

イ. 2 次管理票

第二段階改正処理業省令による改正後の処理業省令第 5 条第 22 号口の規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時に申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託するとき又は同令第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、処理業省令第 5 条第 23 号に定める管理票(以下「2 次管理票」)を使用することとしている。2 次管理票の交付の手続については、処理業通知を参照されたい(通知の記の第 5 の 1 (7)②)。

ウ. 管理票の写しの保存

管理票の写しの保存については、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、書面の保存に代えて、電磁的記録による保存を可能とした（通知の記の第5の1(7)③）。

管理票の写しの保存の詳細については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照されたい。

1.9.2 汚染土壌処理業（法第22条～第28条）

(1) 趣旨

汚染土壌の処理を行う者による不適正な処理を防止するとともに、基準を遵守しなかった場合に対して是正措置を講じられるようにするため、汚染土壌の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を設けるとともに、当該者に適正な処理を履行させるための担保措置を規定している（通知の記の第5の2(1)）。

(2) 汚染土壌処理業の許可の申請の手続

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。ここで、汚染土壌処理施設とは、汚染土壌の処理を行う事業場の敷地内に設置される汚染土壌の処理の用に供する施設の総体をいい、汚染の除去等を行うプラント本体だけでなく、汚染土壌の受入設備や保管設備、污水や大気有害物質の処理設備、事業場内において汚染土壌が移動する通路等が含まれる。ただし、浄化等処理施設において浄化等処理であることが確認されたものや、セメント製造施設におけるセメント製品の保管場所は含まれない（通知の記の第5の2(2)）。

また、同一の敷地内において、汚染土壌処理施設を構成する設備のうちに、浄化等、セメント製造、埋立て、分別等及び自然由来等土壌利用のうち異なる方法を採用する設備があり、汚染土壌処理施設が複数ある場合には、全体として一の汚染土壌処理施設として扱われたい。一方、同一の敷地内において、複数ある汚染土壌処理施設のそれぞれの施設が汚染土壌の受入から、保管、処理までの一連の独立した設備を設置して業を行う場合には、別の施設として扱われたい（通知の記の第5の2(2)）。

法第22条第1項の汚染土壌処理業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととしている（同条第4項）。

なお、要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際、含水率の調整を行わなければその状態により運搬が困難になる汚染土壌があることを踏まえ、当該要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において汚染土壌の含水率の調整を行う場合であれば、運搬に伴う汚染の拡散のリスクを低減する行為であるため、当該土地において含水率を調整する行為は、分別等処理施設における汚染土壌の含水率を調整する行為に該当しないと考えて差し支えない（通知の記の第5の2(2)）。

また、国又は地方公共団体が行う汚染土壌の処理の事業については、法第22条第1項の汚染土壌処理業の許可に係る規定の適用に当たり、当該国又は地方公共団体が都道府県知事と協議して、その協議が成立することをもって、当該規定による許可があつたものとみなすこととした（法第27条の5、通知の記の第5の2(2)）。

汚染土壌処理業の許可、変更の届出、改善命令、許可の取消しその他に関する詳細については、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」を参照されたい。

(3) 汚染土壌処理施設の種類

汚染土壌処理施設の種類としては、処理業省令第1条において、①浄化等処理施設、②セメント製造施設、③埋立処理施設及び④分別等処理施設が定められていたが、新たに、⑤自然由来等土壌利用施設を追加することとした（処理業省令第1条第5号）。これは、自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられることを踏まえ、適正な管理の下で資源として有効利用する観点で定めたものである（通知の記の第5の2(3)）。

自然由来等土壌利用施設としては、自然由来等土壌を利用するものとして、次の2種類の施設を定めた（処理業省令第1条第5号イ及びロ、通知の記の第5の2(3)）。

- ①自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料として利用する施設（当該自然由来等土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限る。）として都道府県知事が認めたもの（自然由来等土壌構造物利用施設）
- ②自然由来等土壌の公有水面埋立法による公有水面の埋立て（海面の埋立てに限る。）を行うための施設（自然由来等土壌海面埋立施設）

自然由来等土壌利用施設が受け入れができる土壌としては、自然由来等土壌のほか、自然由来等土壌利用施設に利用されていた自然由来等土壌及び自然由来等土壌を土質改良することにより得られた土壌を対象とすることとした。なお、「自然由来等土壌」とは、法第18条第2項に規定する自然由来等土壌であるが、自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、シアン化合物並びに水銀及びその化合物以外の第二種特定有害物質について土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌（第二溶出量基準に適合する汚染土壌に限る。）、自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第5条第2項第4号及び第5号の環境省令で定める基準に適合しない汚染土壌以外の汚染土壌をいう（処理業省令第5条第8号ニ、通知の記の第5の2(3)）。

自然由来等土壌海面埋立施設は、自然由来等土壌の公有水面の埋立てを行うための施設であるため、処理業省令第1条第3号の汚染土壌の埋立てを行うための施設である埋立処理施設から、自然由来等土壌利用施設を除くこととしたので、留意されたい（通知の記の第5の2(3)）。

汚染土壌処理施設に関する詳細については、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」を参照されたい。

(4) 汚染土壌処理施設の休廃止等

汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととしている（法第23条第4項）。ここにいう休止とは、汚染土壌の処理の事業を一時やめてある期間休むことをいい、一時休んで将来再開することを予想している時点での廃止とは異なる。廃止した後には、許可の取消し等の場合の措置義務を速やかに講じなければならない。いずれの届出についても、事前に届け出る必要があるため、その旨留

意されたい（通知の記の第5の2(8)③）。

なお、自然由来等土壤利用施設については、自然由来等土壤の受入れを終了したときは、汚染土壤処理業の廃止に該当することとなる。

自然由来等土壤利用施設について、自然由来等土壤の受入れを終了し、汚染土壤処理業を廃止したときは、汚染土壤処理業者が当該施設に係る敷地であった土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を都道府県知事に報告することとなる。当該調査では、自然由来等土壤を使用していることが明らかである部分については、自然由来等土壤の搬出元の区域指定時の汚染状態と同じであるとして評価するものとし、それ以外の部分は通常の調査を実施することとなる。都道府県知事は、その結果を踏まえ、処理業省令第13条第4項に基づき区域指定することができるが、当該自然由来等土壤を使用していることが明らかである部分については、自然由来等土壤構造物利用施設の場合にあっては形質変更時要届出区域のうち一般管理区域又は自然由来特例区域に、自然由来等土壤海面埋立施設の場合にあっては埋立地特例区域に指定することとなる（処理業省令第13条第1項第2号、第3項第2号、第4項）。

汚染土壤処理業を廃止した自然由来等土壤構造物利用施設に係る敷地であった土地が、形質変更時要届出区域に指定され、自然由来特例区域等又は一般管理区域に分類された後は、それらの区域に係る規定の適用を受けることとなる。

汚染土壤処理施設の休廃止等に関する詳細については、「汚染土壤の処理業に関するガイドライン」を参照されたい。

1.10 その他

1.10.1 指定調査機関（法第29条～第43条）

(1) 趣旨

土壤汚染状況調査及び法第16条第1項の認定調査（以下「土壤汚染状況調査等」という。）は、指定調査機関のみが行うこととしている（法第3条第1項及び第8項、法第4条第2項及び第3項、法第5条第1項並びに法第16条第1項参照）。指定調査機関は、一定の経理的基礎及び技術的能力を有し、土壤汚染状況調査等を公正に行うことができる者を指定することとしている。また、その信頼性の確保及び向上を図るため、指定調査機関の指定について5年間の更新期間を設け（法第32条）、技術管理者の設置義務（法第33条）及び他の者に対する監督義務（法第34条）を課すなどの措置を講じている（通知の記の第6の1(1)）。

一方で、指定調査機関において、技術管理者が適切に調査を指揮・監督できていないと思われる事例や業務規程が十分に機能していないと思われる事例がある（通知の記の第6の1(1)）。

このため、指定調査機関に対する行政機関による監督を適切に実施することに加え、技術管理者が地歴調査を含めた土壤汚染状況調査等の中核としての責任を果たすことにより指定調査機関の調査体制の強化を図るため、業務規程で定める事項に、技術管理者による土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項を追加した（指定調査機関等省令第19条第5号、通知の記の第6の1(1)）。

土壤汚染状況調査等は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法等により結果が大きく左右されることから、調査を行う者に適切な技術的能力等が求められる。

そのため、調査の信頼性を確保し、一定の技術的能力及び経理的基礎を有する者をその申請により指定調査機関として指定し、法に基づく土壤汚染状況調査等は指定調査機関により行われる

よう正在している。

指定調査機関に関する事項の詳細な内容については、「指定調査機関に関するガイドライン」を参照されたい。

指定調査機関における業務品質管理の取組について、法第37条第2項の環境省令(指定調査機関等省令第19条)で定める業務品質管理の内容を含め、指定調査機関に自主的に取り組んでもらうものとして、本ガイドライン第4編第3章に取りまとめている。指定調査機関については、この章を参考にして、改善すべき点があれば検討してもらいたい。

(2) 指定調査機関の指定の申請

指定調査機関の指定は、土壤汚染状況調査等を行おうとする者の申請により行う(法第29条)。

指定調査機関の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に指定調査機関等省令様式第1による申請書を提出しなければならない(指定調査機関等省令第1条第1項)。

当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない(指定調査機関等省令第1条第2項本文及び各号)。

- ①定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ②申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ③法第33条に規定する技術管理者(以下「技術管理者」という。)の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号を記載した書類
- ④土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類
- ⑤申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じて構成員((4)(3)参照)の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合
- ⑥申請者が法第30条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- ⑦申請者が法第31条第2号及び第3号の規定に適合することを説明した書類

(3) 欠格条項

次の事項のいずれかに該当する者は、指定調査機関の指定を受けることができない(法第30条本文及び各号)。

- ①土壤汚染対策法又は土壤汚染対策法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ③法人であって、その業務を行う役員のうちに①、②のいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定調査機関の指定の基準

環境大臣、地方環境事務所長又は都道府県知事(以下この項において「環境大臣等」という。)は、指定調査機関の指定の申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない(法第31条第1項本文及び各号)。

- ①土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること

- ②法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③②に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること

1) 経理的基礎に係る基準

指定調査機関の指定の基準のうち、経理的基礎に係るものは次のとおりである（法第31条及び指定調査機関等省令第2条第1項）。

- ①債務超過になっていないこと
- ②土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること

2) 技術的能力に係る基準

指定調査機関は、技術管理者を選任しなければならず（法第33条）、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りではない（法第34条）。

指定調査機関の指定の基準のうち、技術的能力に係るものは、法第34条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとしている（指定調査機関等省令第2条第2項）。

3) 指定調査機関の構成員

環境省令で定める指定調査機関の構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、それぞれ次に定める者としている（指定調査機関等省令第2条第3項本文及び各号）。

- ①一般社団法人 社員
- ②会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項の持分会社 社員
- ③会社法第2条第1号の株式会社 株主
- ④その他の法人 当該法人の種類に応じて①～③に定める者に類するもの

4) 土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがない基準

土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとしている（指定調査機関等省令第2条第4項本文及び各号）。

- ①特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
- ②土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- ③①及び②に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと

この③に関して、「土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の

整備について」（平成 22 年 11 月 16 日付け環水大土発第 101116001 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）により、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないための体制の整備に万全を期すよう指定調査機関代表宛に通知するとともに、「土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の整備について」（平成 22 年 11 月 16 日付け環水大土発第 101116002 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）により、土壤汚染状況調査等の公正な実施への協力のお願いを都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長宛てに通知した。

環水土発第 101116001 号では、「今後、指定調査機関において留意すべき事項」として、以下の事項を指定調査機関に対して求めている。

- ・土壤汚染調査（土壤汚染状況調査及び自主調査。以下同じ。）における試料採取及びその分析は、合理的な理由なく、複数回行わないこと。なお、試料採取及びその分析を複数回行った場合には、各回の試料採取結果及びその理由について、必ずその調査報告書に記載すること
- ・分析を含む土壤汚染状況調査の作業の一部を他社に行わせた場合にあっては、当該作業の内容、当該作業を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地を必ずその調査報告書に記載すること
- ・土壤汚染状況調査における試料採取及び分析結果につき、報告書の分析結果掲載頁に複数者の検印欄を設けること等、指定調査機関内の複数の者のチェックを受けるなどの体制になっていること

法第 31 条第 2 号の規定 ((4)②参照) を受けた指定調査機関には、指定調査機関等省令第 2 条第 4 項の規定により、公正な法定調査を実施するための体制整備が求められる。とりわけ、指定調査機関等省令第 2 条第 4 項第 2 号の規定 ((4)④②参照) は、法第 31 条第 2 号の規定と相まって、法人の構成員と利害関係を有する場合に公正な調査の実施を確保するための対応方針を業務規程に設け遵守することが求められる。

例えば、株式会社組織である者が指定調査機関の申請をする場合にあっては、以下のようない内容となる。

- ① 当社の保有する土地又は汚染原因者であるおそれのある土地に関する土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等は実施しない。
- ② 次に該当する場合にあっては、原則として、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等は実施しない。ただし、実施する調査について、当社と雇用関係等の利害関係のない技術管理者による監査により公正性が担保できる場合はこの限りではない。
 - ・当社の株式を 5 %以上保有する株主が所有又は汚染原因者であるおそれのある土地
 - ・当社の役員の過半数が役員を現に兼ねている他の法人が所有又は汚染原因者であるおそれのある土地
 - ・会社法上の親会社・子会社、金融商品取引上法の連結会計の対象となっている法人等が所有又は汚染原因者であるおそれがある土地
- ③ 特定の者を不当に差別的に取り扱わいために、本社営業部及び総務部との合同コンプライアンス委員会を設置し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等についての事前・事後審査及び苦情処理案件に係る調査を実施する。

このほか、指定調査機関が土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのあるケースとは、指定調査機関と土壤汚染状況調査の発注者(法第 3 条から法第 5 条における土壤

汚染状況調査等を行う土地の所有者等、法第4条における土地の形質の変更をしようとする者又は法第16条の要措置区域等内の土壤を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者)の間に、両者の株主の構成及び役員の履歴との関係からみて関連性が認められる場合等をいう。

なお、法第14条の指定の申請に係る調査は、土壤汚染状況調査等ではなく、「公正に」の要件を満たすために、申請に係る調査を行った機関に対し、申請者との間に親会社・子会社の関係ないこと等公正な調査の実施に支障を生じていない旨の説明を求めることが望ましい(通知の記の第4の3(3))とされている。したがって、申請者と親会社・子会社の関係にある者が申請に係る調査を行うことは認められていない。しかしながら、指定調査機関の業務規程の対象とする業務範囲に法第14条の申請に係る調査も含め、公正な調査の実施を確保するための対応方法を業務規程に設け遵守することにより、申請者と親会社・子会社の関係にある指定調査機関が法第14条の申請に係る調査を公正に行うこともできることとする。

これらの内容を含め、詳細については、第4編「指定調査機関に関するガイドライン」を参照されたい。

(5) 指定調査機関の指定の変更の届出

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令(指定調査機関等省令第18条第1項本文及び各号)で定める事項を変更したときは、環境省令(指定調査機関等省令第18条第2項及び第3項)で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない(法第35条)。

環境省令で定める事項は次のとおりである(指定調査機関等省令第18条第1項本文及び各号)。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号
- ③土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況
- ④環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域
- ⑤法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成員の構成割合

土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項の変更の届出は、指定調査機関等省令様式第10による届出書を提出して行うものとする(指定調査機関等省令第18条第2項)。

当該届出書には、指定調査機関の指定の申請書に添付しなければならない書類((2)①～⑦参照)のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない(指定調査機関等省令第18条第3項)。

指定調査機関の事業所の名称、所在地等を変更しようとするときは、これまで、変更しようとする日の14日前までに届け出ることとしていたところである。しかし、14日前までに届け出ることが困難な場合もあることから、これを、変更に係る添付書類とともに、変更後遅滞なく届けばよいこととした(法第35条、通知の記の第6の2(1))。

指定調査機関の指定の変更の届出の詳細については、第4編「指定調査機関に関するガイドライン」を参照されたい。

(6) 指定調査機関の指定の更新

指定調査機関の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その

効力を失う（法第32条第1項）。

この指定の更新においては、指定調査機関等省令第29条から第31条までの規定（(2)～(4)参照）が準用される（法第32条第2項）。

指定調査機関の指定の更新を受けようとする指定調査機関は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了日の3月前までに、指定調査機関等省令様式第2による申請書に同省令第1条第2項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣等に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる（指定調査機関等省令第3条第1項）。

指定調査機関の指定の更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する（指定調査機関等省令第3条第2項）。その場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとしている（指定調査機関等省令第3条第3項）。

（7）技術管理者の設置

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を選任しなければならない（法第33条）。

1) 技術管理者の基準

法第33条の環境省令で定める基準は、指定調査機関等省令第5条第1項に規定する技術管理者証（以下「技術管理者証」という。）の交付を受けた者であることとしている（指定調査機関等省令第4条）。

2) 技術管理者証

ア. 技術管理者証の交付の対象者

技術管理者証は、環境大臣が次のいずれにも該当する者に対して交付する（指定調査機関等省令第5条第1項本文及び各号）。

- ①指定調査機関等省令第11条に規定する技術管理者試験に合格した者
- ②次のいずれかに該当する者
 - i) 土壤の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者
 - ii) 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者
 - iii) 土壤の汚染の状況の調査に関し i) 及び ii) に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者
- ③次のいずれにも該当しない者
 - i) 指定調査機関等省令第5条第2項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者
 - ii) 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - iii) 法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しな

い者

イ. 技術管理者証の交付

技術管理者証の交付を受けようとする者は、指定調査機関等省令様式第4による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない（指定調査機関等省令第6条第1項本文及び各号）。

- ①戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面
- ②指定調査機関等省令第11条に規定する技術管理者試験の合格証書
- ③指定調査機関等省令第5条第1項第2号の規定（ア②参照）に適合することを説明した書類

技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から3年以内にこれをしなければならない（指定調査機関等省令第6条第2項）。

技術管理者試験合格者に技術管理者証を交付する際には、土壤の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有すること（ア②i）参照）等を求めている。このため、技術管理者試験の合格後に引き続き実務経験を積んでから技術管理者になることができるようとする観点から、試験合格者の技術管理者証の交付の申請期間について、合格日から1年以内であったものを3年以内に延長した（指定調査機関等省令第6条第2項）。ただし、この適用は平成29年度試験の合格者が行う申請からとしている（第一段階改正指定調査機関等省令附則第2項）。なお、実務経験は3年以上必要であることから、合格日より前から実務経験を積む必要があることに留意されたい（通知の記の第6の2(2)）。

ウ. 技術管理者証の返納

環境大臣は、次のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる（指定調査機関等省令第5条第2項本文及び各号）。

- ①技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき
- ②技術管理者証の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付を受けたとき

エ. 技術管理者証の有効期限

技術管理者証の有効期間は、5年とする（指定調査機関等省令第5条第3項）。

オ. 技術管理者証の更新

技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（以下「更新講習」という。）を受け、指定調査機関等省令様式第5による申請書に、更新講習を修了した旨の証明書（以下「修了証」という。）（当該更新を受けようとする者が現に有する技術管理者証の記載事項に変更を生じてその書換えを受けようとする場合にあっては、その旨を当該申請書に記載し、当該修了証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本

籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面) を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない (指定調査機関等省令第 7 条第 1 項)。

ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して 1 年以内に、更新講習を受け、指定調査機関等省令様式第 5 による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる (指定調査機関等省令第 7 条第 1 項ただし書)。

更新講習を受けようとする者は、指定調査機関等省令様式第 5 の 2 による申請書を環境大臣に提出しなければならない (指定調査機関等省令第 7 条第 2 項)。

修了証の交付を受けた者は、修了証を破り、汚し、又は失ったときは、指定調査機関等省令様式第 5 の 3 による申請書により、環境大臣に修了証の再交付を申請することができる (指定調査機関等省令第 7 条第 3 項)。

技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術監理者証を交付して行うものとする (指定調査機関等省令第 7 条第 4 項)。

また、技術管理者証の更新の際に書換え手続も同時に行えることとした (指定調査機関等省令第 7 条第 1 項、通知の記の第 6 の 2 (2))。

カ. 技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、指定調査機関等省令様式第 6 による申請書により、環境大臣に技術管理者証の再交付を申請することができる (指定調査機関等省令第 8 条第 1 項)。

技術管理者証を破り、又は汚した者が技術管理者証の再交付の申請をする場合には、申請書にその技術管理者証を添付しなければならない (指定調査機関等省令第 8 条第 2 項)。

技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の再交付を受けた後、失った技術管理者証を発見したときは、5 日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない (指定調査機関等省令第 8 条第 3 項)。

キ. 技術管理者証の書換え

技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、指定調査機関等省令様式第 7 による申請書に技術管理者証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる (指定調査機関等省令第 9 条)。

また、技術管理者証の更新の際に書換え手続も同時に行えることとした (指定調査機関等省令第 7 条第 1 項、通知の記の第 6 の 2 (2)、才参照)。

ク. 技術管理者証の返納

技術管理者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法 (昭和 22 年法第 224 号) に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、1 月以内に、環境大臣に技術管理者証を返納しなければならない (指定調査機関等省令第 10 条)。

ケ. 技術管理者試験

技術管理者試験は、環境大臣が行うものとしている (指定調査機関等省令第 11 条)。

環境大臣は、試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない（指定調査機関等省令第12条）。

試験すべき事項は、土壤汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び技能であって、環境大臣が告示で定めるものとしている（指定調査機関等省令第13条）。

試験を受けようとする者は、指定調査機関等省令様式第8による申請書を環境大臣に提出しなければならない（指定調査機関等省令第14条第1項）。

環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする（指定調査機関等省令第15条）。

合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、指定調査機関等省令様式第9による申請書により、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができる。

環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます（指定調査機関等省令第17条第1項）、当該規定による当該処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる（同項第2項）。

(8) 技術管理者の職務

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りではない（法第34条）。

(9) 土壤汚染状況調査等の義務

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査等を行わなければならない（法第36条第1項）。

また、指定調査機関は、公正に、かつ、法第3条第1項及び法第16条第1項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査等を行わなければならない（法第36条第2項）。

環境大臣等は、指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる（法第36条第3項）。

ここで、環境大臣が指定した指定調査機関に対しては環境省において必要な監督を行うこととしているが、監督を実効あるものとするため、都道府県におかれでは、指定調査機関について、正当な理由なく調査を行わない、調査を行う技術的能力を有していない、あるいは不適切な方法により調査を行っている等の不適正な事例を発見した場合には、環境省まで連絡をいただきたい。環境省にて適切に対応の上、その結果を都道府県に連絡することとする。また、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする指定調査機関の事務については、当該都道府県知事が行うこととしていることから、これらの指定調査機関が正当な理由なく調査を行わない、調査を行う技術的能力を有していない、あるいは不適切な方法により調査を行っている等の不適正な事例が判明した場合には、当該都道府県において適切に対応いただきたい（通知の記の第6の1(2))。

なお、調査を行わない「正当な理由」には、調査の依頼者である土地の所有者等が、調査の契約の価格として著しく低廉な額を提示したこと、土壤汚染状況調査の実施に必要な期間を確保しないこと等の著しく不当な待遇を契約条件とする場合等が該当する（通知の記の第6の1(2))。

(10) 業務規程

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に環境大臣等に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする（法第 37 条第 1 項）。

業務規程で定める事項は、次のとおりとする（法第 37 条第 2 項、指定調査機関等省令第 19 条本文及び各号）。

- ①土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
- ②環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項
- ③土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項
- ④土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
- ⑤技術管理者による土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項
- ⑥土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項
- ⑦土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項
- ⑧土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
- ⑨法第 31 条第 2 号及び第 3 号の基準に適合するために遵守すべき事項
- ⑩①～⑨に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の業務に関し必要な事項

今回の法改正において、上記の⑤を新たに追加している（(1)参照）。

(11) 帳簿の備付け等

指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない（法第 38 条）。

指定調査機関は、当該帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事に報告した日から 5 年間保存しなければならない（指定調査機関等省令第 20 条第 1 項）。

帳簿に記載する必要のあるものとして環境省令で定める事項は、次のとおりである（指定調査機関等省令第 20 条第 2 項本文及び各号）。

- ①土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所
- ②土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日
- ③土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号
- ④③の技術管理者の当該監督の状況

管理票の写しと同様に、帳簿についても、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、書面の保存に代えて、電磁的記録による保存を可能にした（通知の記の第 6 の 1 (3)）。

(12) 適合命令

環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が法第 31 条各号（指定調査機関の指定の基準、(4) 参照）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 39 条）。

(13) 業務の廃止の届出

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を停止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣等に届け出なければならない（法第 40 条）。

業務の廃止の届出は、指定調査機関等省令様式第 11 による届出書を提出して行うものとする（指定調査機関等省令第 21 条）。

(14) 指定の失効

指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、指定調査機関の指定は、その効力を失う（法第 41 条）。

(15) 指定の取消し

環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が次のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定を取り消すことができる（法第 42 条）。

- ①法第 30 条第 1 号又は第 3 号（(3)①及び③参照）に該当するに至ったとき
- ②法第 33 条（(7)参照）、第 35 条（(5)参照）、第 37 条第 1 項（(10)参照）又は第 38 条（(11)参照）の規定に違反したとき
- ③法第 36 条第 3 項（(9)参照）又は第 39 条（(12)参照）の規定による命令に違反したとき
- ④不正の手段により指定調査機関の指定を受けたとき

(16) 公示

環境大臣等は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない（法第 43 条）。

- ①指定調査機関の指定をしたとき
- ②法第 32 条第 1 項（(6)参照）の規定により指定調査機関の指定が効力を失ったとき、又は法第 42 条（(15)参照）の規定により指定調査機関の指定を取り消したとき
- ③法第 35 条（同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く。（5)参照）又は第 40 条（(13)参照）の規定による届出を受けたとき

1. 10. 2 指定支援法人（法第 44 条～第 53 条）

(1) 趣旨

環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、法第 45 条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて 1 個に限り、支援業務を行う者として指定することができる（法第 44 条第 1 項）。平成 31 年 3 月 1 日現在、公益財団法人日本環境協会を指定支援法人に指定している（通知の記の第 7 の 1）。

この指定を受けたもの（以下「指定支援法人」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない（法第 44 条第 2 項）。

指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ①要措置区域内の土地に係る汚染除去等計画の作成又は変更をし、当該汚染除去等計画に基づく実施措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体（都道府県及び政令市）に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること
- ②次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
 - i) 土壌汚染状況調査
 - ii) 要措置区域等内の土地に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該汚染除去等計画に基づく実施措置
 - iii) 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更
- ③②i)からiii)に掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること
- ④①～③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

指定支援法人は、支援業務に関する基金（以下「基金」という。）を設け、政府から予算の範囲内において基金に充てる資金として交付を受けた補助金と、支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとしている（法第46条）。

政府は、予算の範囲内において、指定支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができる（法第47条）。

（2）助成金の交付について

地方公共団体が助成を行った場合に指定支援法人からの助成金が交付されることとなるのは、法第7条第1項の規定により汚染除去等計画の作成及び提出を指示された者であって、汚染原因者でなく、かつ、負担能力に関する一定の基準に適合するものである（令第8条第1項）。負担能力に関する基準は、環境大臣が定めることとされており、平成16年環境省告示第4号に定めるとおりである。

1. 10. 3 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等（法第61条）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする（法第61条第1項）。

また、都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が法第4条第3項に定める「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」（1.5.2(5)1 参照）に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする（法第61条第2項）。

都道府県知事は、土壌汚染状況調査のうち法第3条第1項本文に係るものについては規則第3条第3項の試料採取等対象物質とすべきものの通知を、土壌汚染状況調査のうち法第4条第3項に係るものについては規則第26条各号の該当性判断を、それぞれ適切に行う必要があることから、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する規定を設けている。また、都道府県知事は、土壌汚染状況調査のうち法第5条第1項に係るものについては令第3条の該当性判断を、要措置区域の指定については令第5条の該当性判断を、それぞれ適切に行う必要があることから、都道府県知事が収集等すべき情報として、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報に加えて土壌の特定有害物質による汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を

加えることとした（法第 61 条第 1 項、通知の記の第 8 の 3 (6)）。

この規定により、法第 3 条第 1 項又は法第 4 条第 3 項に関する収集し、整理し、保存し、及び提供する情報としては、以下の情報が想定される（通知の記の第 8 の 3 (6) 及び同①～⑤）。

①土壤汚染の状況に関する調査（法に基づくものであるか否かを問わない。）に関する情報

基準に適合しない汚染状態にあることを内容とする調査の結果を提供する者に対しては、法第 14 条の指定の申請を行うように促すこととされたい。

基準に適合する汚染状態にあることを内容とする調査の結果を収集した場合にはこれを提供することが考えられるが、26 種の全ての特定有害物質について汚染状態が基準に適合することを保証するものではなく、測定の対象となった特定有害物質の種類についても、当該調査の時点において汚染状態が基準に適合していたということを示すに過ぎないことを明らかにすることが望ましい。

②土壤汚染が存在するとされた土地の区域において講じられた汚染の除去等の措置（法に基づくものであるか否かを問わない。）に関する情報

③汚染の除去等の措置が講じられ、指定が解除された区域に関する情報

④現在使用され、又は過去に使用されていた特定有害物質に係る施設に関する情報

⑤過去に発生した特定有害物質の漏洩事故に関する情報

土壤汚染に関する情報は、土地を購入しようとする者がその購入の判断に活用できること、法第 8 条に基づき汚染原因者に対して費用を請求しようとする土地の所有者等が請求の根拠として活用できること等、一般の利用価値が大きいものであり、都道府県は、その収集した土壤汚染に関連する情報を、一般に提供することが望ましい。ただし、その際には、土壤汚染に関する情報の多くが私有財産に係るものであることに留意し、情報を必要とする個別の事由等に応じた慎重な対応が必要である。なお、情報の入手の便に資するため、一定の類型化された情報については、情報公開条例に基づく開示請求の手続を経ず、より簡便な手続により提供されることが望ましい（通知の記の第 8 の 3 (6)）。

もとより、都道府県が保有する情報の提供は都道府県の判断により行われるものであり、また、個人情報、企業秘密等の提供が適当でない情報も含まれるものであることに留意されたい（通知の記の第 8 の 3 (6)）。

また、法第 5 条第 1 項に関する収集し、整理し、保存し、及び提供する情報としては、地下水の利用状況等に関する情報等が考えられる（通知の記の第 8 の 3 (6)）。

地下水の利用状況等に関する情報の収集に当たっては、水道行政主管部局等とも連携し、飲用に供する井戸、水道事業等の取水施設等の位置を把握するよう努めるものとする。また、飲用に供する井戸等に係る実態の把握等については、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知）を参照されたい。なお、土壤環境行政主管部局は水道行政主管部局とも連携し、飲用に供する井戸等の位置の把握に努めるものとすることについては、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課に確認済みである（通知の記の第 8 の 3 (6)）。

①において、基準に適合しない汚染状態にあることを内容とする調査の結果を提供する者が法第 14 条の指定の申請を行う場合、公正に、かつ土壤汚染状況調査と同様の方法により、試料採取等を行う深さを限定せずに試料採取等が行われていることが必要である。

1. 10. 4 有害物質使用特定施設を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力（法第 61 条の 2）

有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする（法第 61 条の 2）。

1. 10. 5 法の規定に基づく命令（政省令）の制定等における経過措置（法第 62 条）

この法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる（法第 62 条）。

1. 10. 6 権限の委任（法第 63 条）

この法に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる（法第 63 条）。

1. 10. 7 政令で定める市の長による事務の処理（法第 64 条）

法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定める市については、市長が行うこととしている（法第 64 条、通知の記の第 8 の 3 (8)）。

市長が事務を行う市は、令第 10 条に定めるとおりであり、水濁法に基づく事務の一部を行う市と同一のものとなっている。なお、市長が行う事務は、法の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、指定調査機関に係る事務を除いた全部である（通知の記の第 8 の 3 (8)）。

1. 10. 8 罰則（法第 65 条～第 69 条）

平成 29 年改正法により、法第 65 条から第 69 条までに定める罰則について、所要の改正を行った。

1. 10. 9 平成 29 年改正法等の施行に伴う経過措置

(1) 汚染の除去等の措置等に関する経過措置

平成 29 年改正法の施行前に旧法第 7 条第 1 項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例によることとした。また、平成 29 年改正法の施行前に旧法第 7 条第 1 項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置に要した費用の請求については、なお従前の例によることとした（平成 29 年改正法附則第 2 条、通知の記の第 9 の 2 (1)）。

(2) 汚染土壤の搬出時の届出に関する経過措置

法第 16 条第 1 項の規定は、施行日（平成 31 年 4 月 1 日）から起算して 14 日を経過する日以後に同項に規定する汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用することとした（平成 29 年改正法附則第 3 条、通知の記の第 9 の 2 (2)）。

(3) 罰則の適用に関する経過措置

平成 29 年改正法の施行前にした行為及び(1)の旧法第 7 条第 1 項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置についてなお従前の例によることとした場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例によることとした（平成 29 年改正法附則第 5 条、通知の記の第 9 の 2 (3)）。

(4) 土壌汚染状況調査に関する経過措置

第二段階改正規則による改正後の土壌汚染状況調査に係る規定については、平成 31 年 4 月 1 日より前に法第 3 条第 1 項本文に規定する有害物質使用特定施設の廃止、法第 4 条第 2 項に規定する届出、法第 4 条第 3 項若しくは法第 5 条第 1 項に規定する命令又は法第 14 条第 1 項に規定する申請をした場合は、なお従前の例によることとした（第二段階改正規則附則第 2 項、通知の記の第 9 の 2 (4)）。

(5) 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場等における土地の形質の変更の届出に関する経過措置

規則第 22 条ただし書の規定（1.5.2(3) 参照）は、平成 31 年 4 月 1 日から起算して 30 日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用することとした（第二段階改正規則附則第 3 項、通知の記の第 9 の 2 (5)）。

(6) 形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出等に関する経過措置

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び施行方法に関する基準に係る規定（規則第 48 条、第 49 条、第 50 条及び第 53 条）は、平成 31 年 4 月 1 日から起算して 14 日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用することとした（第二段階改正規則附則第 4 項、通知の記の第 9 の 2 (6)）。

(7) 指定調査機関が定める業務規程に定める事項の追加に関する経過措置

平成 31 年 4 月 1 日時点で指定されている指定調査機関にあっては、指定調査機関が定める業務規程を定める事項の追加（1.10.1(1) 参照）に係る業務規程の変更については、平成 32 年 3 月 31 日までに提出すればよいこととした（第二段階改正指定調査機関等省令附則第 2 項、通知の記の第 9 の 2 (7)）。

1.10.10 法の施行に当たっての配慮事項等

(1) 要措置区域等外の土地の基準不適合土壌等の取扱い

要措置区域等外の土地の土壌であっても、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであるか、又はそのおそれがある土壌については、運搬及び処理に当たり、法第 4 章の規定に準じ適切に取り扱うよう、都道府県知事は関係者を指導することとされたい（通知の記の第 10 の 2）。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法との関係

コプラナーPCBは、法の特定有害物質であるポリ塩化ビフェニル(PCB)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に規定するダイオキシン類の双方に該当する。したがって、法のPCBに係る土壤溶出量基準に適合せず、かつ、ダイオキシン類対策特別措置法のダイオキシン類に係る対策地域の要件に該当する土地については、どちらの法律も適用し得るものである。そのような場合には、ダイオキシン類という有害性の強い特定の物質に対象を限定した特別法であるダイオキシン類対策特別措置法を、優先して適用することとされたい(通知の記の第10の2)。

(3) 都道府県が講ずる施策との関係

都道府県独自の土壤汚染に関する施策について、既に講じている施策を変更し、又は新たに施策を講ずる場合には、法の趣旨、目的、内容及び効果について留意し、法の施行を阻害することのないようにするとともに、法とあいまって土壤汚染対策の実効があがるものとなるよう配慮して立案することとされたい(通知の記の第10の3)。

(4) 土壤汚染対策のための低利子融資制度

日本政策金融公庫において、法の特定有害物質による土壤汚染の調査、除去、汚染の拡散防止、その他必要な措置を行う者(業として当該措置を行う者を除く。)に対する低利子融資制度(国民生活事業及び中小企業事業の環境・エネルギー対策資金)が平成30年4月から設置されているところ、本制度が有効に活用され、土壤汚染対策が進展するよう、都道府県知事は適宜関係者に案内されたい(通知の記の第10の4)。

(5) 法の施行状況調査

毎年度、その前年度の法の施行状況に関する調査を実施しているところであるが、引き続き、当該調査を行うこととしているので、都道府県知事に対して、今後とも、情報提供等について協力をお願いする(通知の記の第10の5)。